

第四百十五回
参議院 国旗及び国歌に関する特別委員会

参議院 国旗及び国歌に関する特別委員会 會議録第五号

平成十一年八月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

八月二日

辞任

山下 栄一君
林 紀子君

補欠選任

松 あきら君
阿部 幸代君

八月三日

辞任

佐藤 雄平君
阿部 幸代君

補欠選任

本岡 昭次君
畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩崎 純三君

鴻池 祥肇君

溝手 顯正君

江田 五月君

森本 晃司君

笠井 亮君

委員

市川 一朗君

景山俊太郎君

亀井 郁夫君

中川 義雄君

南野知恵子君

橋本 聖子君

馳 浩君

森田 次夫君

足立 良平君

石田 美栄君

江本 孟紀君

竹村 泰子君

本岡 昭次君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

参考人

参考人

東京大学大学院総合文化研究科教授

武蔵野女子大学教授

明星大学人文学部教授

感性教育研究所所長

中央大学教授

東京大学名誉教授

前日本教育学会会長

松 あきら君

山本 保君

阿部 幸代君

畑野 君枝君

山本 正和君

山崎 力君

志村 昌俊君

岩崎 純三君

石田 英敬君

杉原誠四郎君

高橋 史朗君

堀尾 輝久君

本日の会議に付した案件

○国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから国旗及び国歌に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、山下栄一君及び林紀子君が委員を辞任され、その補欠として松あきら君及び阿部幸代君が選任されました。

また、本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、そ

の補欠として本岡昭次君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 国旗及び国歌に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、参考人として、午前は、東京大学大学院総合文化研究科教授石田英敬君及び武蔵野女子大学教授杉原誠四郎君に御出席いただきしております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、ただいま議題となっております国旗及び国歌に関する法律案につきまして忌憚のない御意見を述べただき、今後の審査の参考にしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、まず石田参考人、杉原参考人の順序でそれぞれ二十分程度で御意見をお述べいただいた後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁とも着席のまま結構でございます。

それでは、まず石田参考人から御意見をお述べいただきます。石田参考人。

○参考人(石田英敬君) 東京大学の石田英敬と申します。

資料を用意しておりましたのですが、現在ちょっとどこかに置き忘れたみたいで、後ほど多分見つかると思いますが、とりあえず用意していた発言内容を発表させていただきたいと思っております。

私は、記号とコミュニケーション研究の専門家として今日ここで話をさせていただきます。と同時に、この法案が提案されることがはつきりし

たこの六月以降、私たちのような人間科学、社会科学の比較的新しい研究分野で、特に日本の近代について、国民、国民国家、近代性、記号や表象といった問題を研究してきた研究者や知識人たちが出した日の丸・君が代の法制化に反対する共同声明の起草者の一人として、そして共同声明の署名者としての発言ともなるということをあらかじめ申し上げておきます。

この共同声明は、八百を超える署名者を共同署名者としたしまして、ニューヨーク、カリフォルニアからパリ、オスロ、ライプツヒ、香港、台湾、ソウルに至る、国際的な第一線の研究者を含む研究者、知識人による共同声明です。

したがって、私がこれから述べます意見は、もちろん一人の学者としての私の個人的な見解ではありませんが、同時に、国民国家、ナショナリズム、国民や国家と記号や象徴の関係についての研究といった問題について世界各地の大学で日ごろ研究を行い、その知見に基づいて、今回の法制化について重大な危機を表明している国際的な研究者たちの定説や共通した考えをある程度代弁するものであるということを御理解していただきたいと思っております。

今回意見陳述を求められております国旗及び国歌に関する法律案が提起しております問題を、私たちのように国民、国家、近代の共同体を研究する立場から一言で定義するといえますと、これは国家の象徴政治の問題であると言うことができると思っています。

それは具体的に、どのような記号や象徴、すなわち旗にしても歌にしても、意味を生み出す記号やシンボルということですから、どのような記号や象徴を通して国民や国家の共同体をつくり出すのか、確認するののか、を国家が政治的に決定することにかかわる問題であるという意味で、これ

は国家の象徴政治にかかわる問題だというふうに考えるわけだ。

これは、言うまでもなく国の根幹にかかわる重大な決定がかかっている事件であり、これこそすべての国民による広範な議論と十分な議論が尽くされるべき問題であることをまず述べておくことにしたいと思います。

限られた時間での意見陳述ですので、私が提起いたします問題の論点をあらかじめ幾つかに絞って整理して述べていきたいと思います。

今回の国旗・国歌の法制化に関して私が提起したい問題の論点は、ほぼ次の五つです。

その一、今回の法制化と天皇制の問題。二、今回の法制化がもたらす記憶の封殺の問題。三、今回法制化されようとしている日の丸・君が代が、私たちの用語でスペクタクル社会と呼びますが、見せ物とかマスメディアが支配するような社会、そのような今日のメディア・情報社会においての集団的忘却の回路とこの問題が結びつく可能性が提起する問題。これが第三点。四番目、特に学校教育において強化されると見られる象徴と権威の作用がもたらす問題、これが第四点。第五点は、それらすべての問題が私たちの民主主義にもたらす危機の問題であらうという、以上、五つの問題を論点として私の意見を述べさせていただきますと思います。

第一に、天皇制の問題です。

周知のように、日本の近代国民国家は、天皇制という象徴的な権威の体系をつくり出すことによって国民の統合を行いました。人々は古い共同体から引き離されて、天皇制国家の象徴の体系の中に呼び込まれることによって国民となったのです。そのとき、近代天皇制の象徴体系の中に呼び込むための象徴装置の役割を担ったのが、日の丸、君が代、御真影、教育勅語といった、明治国家によって新しくつくり出された記号でした。

これらすべてが古来からの伝統ではなく、近代国家をつくるための新しく発明された伝統であったということが重要です。日の丸は、のぼりなど

とは違って、ヨーロッパの規格に基づく当時としては新しい視覚記号、目に見える記号であり、君が代は、洋楽と雅楽の折衷のメロディーにより歌詞の意味を近代的に組みかえた新しい歌、御真影も、外国人画家が描いた天皇の肖像を写真として複製したという、二重の意味で新しい記号でした。

これらの記号は、公教育を通して、未来の国民としての生徒たちの身体の中に刷り込まれたのです。天皇を唯一の超越した「君」と呼ぶことで、一人称の私たちは、一人一人が、天皇という超越的な君主の臣下としての国民、すなわち明治憲法下における臣民になる。これらの国民を制作する象徴装置によって、人々は大日本帝国という近代的国民国家の君主に対する臣下として統合されていったと考えられます。

今回の法制化の問題点は、戦後の第二期の国民国家において、「あいまいなまま」にとどめられていた明治憲法下における国家の象徴装置だったこれらの記号を、再び国民をつくり、あるいは、国民が自己を国民として確認するための国家の記号として明示的に定めようという点にあります。

このときに問われるのは、当然、大日本帝国憲法下の近代日本の第一期国民国家における象徴的な権威としての天皇制と、戦後の日本国憲法下の第二期国民国家における象徴天皇制との関係であるということが言えます。

しかし、また同時に、現在の国民国家を単位とする世界システムの再編期、すなわちこれが冷戦の終わりで以降の世界新秩序の問題だと言うことができますが、その世界システムの再編期とかかわりからいうと、明治憲法五十年、戦後憲法五十年という二つの国民国家を経て、恐らく今案をあらわしつづける二十一世紀の第三期国民国家としての日本における天皇制の再定義の問題がここぞ焦点となっているのであらうと分析することができそうです。

君が代の「君」をめぐっての六月十一日の政府見解や六月二十九日の小渕首相による補足は、天

皇制の象徴体系について戦前と戦後の連続性を初めて政府見解として明言したものが、引用いたしますが、「二十一世紀を迎えることを一つの契機」に、「成文法で明確に規定することが必要」という首相の説明は、来るべき第三期の国民国家においては、明治憲法下における国家象徴が再定義、再定義されるべきだという意思の表明だと理解できます。

以上が天皇制をめぐる問題です。

第二の論点は、多くの人が既に訴えているように、この法制化が記憶の封殺につながるという問題です。

日の丸・君が代は、日本の近代国家の成立過程において、国内においては国家による国民の強制的で規律的な統合の道具になったし、朝鮮や台湾の支配に見られるように植民地化と異民族の併合、そして特にアジア近隣諸国に対する戦争と侵略の道具になりました。第二次大戦後、日の丸や君が代が批判され議論の的となってきたのは、そのような日本国家の過去の行いについての記憶を持つ人々が現に多数存在しているからです。

日の丸・君が代は、国内における文化的、民族的、宗教的マイノリティや戦争犠牲者たち、アジア近隣諸国の侵略を受けた人々の社会的記憶の象徴となっている。法制化はそれらの人々の記憶にどのようにこたえるかを示してはいません。今回の私たちの共同声明には、アジアの研究者は、か、アジア諸国からの留学生や、逆に日本からアジア諸国に留学して研究を行っている大学院生が、多くの署名を寄せました。

そのような日本の過去の歴史を反省する議論を打ち切り、法による封印をするようになるのではない。過去の侵略の歴史事実を否定したり虚偽を否認したりする歴史修正主義が無批判に流布される傾向が存在しているこの国では、過去をまともにも正視し、きちんと整理した上で国の未来を議論するというのが契機をないがしろにしてしまうような国家の不道徳がさらに蔓延することにならない

かというものが研究者、知識人の深刻な懸念である

と申し上げておきましょう。

しかも、社会的記憶については、侵害を受けた側の方が侵害を行った側よりもずっと長く記憶を維持し続けるものであるという、これまた極めて人間的な事実も思い起こされるべきでしょう。国民への定着を言うのであれば、それらのシンボルが、在日韓国人、在日朝鮮人の人々やアジア近隣諸国の人々にどのようなイメージとして定着しているのかを調査し、検討すべきなのではないでしょうか。

第三点、スペクタクル社会という問題ですけれども、オリンピックやワールドカップなどのスポーツイベントにおいて国民国家の象徴が果たす意味作用をもって、それらの象徴が人々に広く受け入れられたものとする見方が流布されています。それは、私たちのような研究を行う文化記号論的な立場から言うところには疑問です。スポーツはゲームである。すべてのゲームは便宜的な象徴や記号の働きによって可能になるのですが、それはその場限りで共有されたルールに基づいてつくり出される意味の経験にすぎない。そして、すべてのゲームは、世界の時間からの離脱と歴史の一時的な忘却をつくり出すという効果を持っています。人々は、現実から一時離れ、自分の生活をひととき忘れるためにこそゲームするのです。スポーツなどのゲームによって生み出される人間の意味の経験は、その場でのプレーがつくり出していくものにすぎません。

メディアイベントが支配するスペクタクル社会は、これを見せ物社会と言ってもよろしいと思いますが、そうした象徴のゲームによる忘却装置を社会の至るところに持つことになりました。そして、それは歴史の忘却を生み出すに至った。

しかし、歴史の中に蓄積された社会的記憶の問題とゲームが生み出す集団的忘却とを同じ水準で論ずることはできないのです。社会は、さまざまな水準で経験を組織し、同じ象徴でもそれらの水準において違った機能を担っています。マスメディア自体がスペクタクル社会の担い手であり、

水準の混乱を引き起こし、歴史の忘却を促す役割を果たしつつあるとも言えます。

例えば、サッカーのサポーターが日の丸をボディーペインティングして熱狂すること、学校の国旗掲揚の儀式を通して国民国家の一員になるということとは、同じシンボルを介したものであるとしても、全く違った意味の経験です。前者は、観客の一人一人が想像の中でせいで日の丸サッカーチームの一員になるといった程度の想像的経験にすぎない。ところが後者は、国民国家の運命を引き受ける習性を持った一人一人の国民主体になることを意味している。それは国や国民の歴史や運命を引き受けることを含むものです。両者がまぜられ水準が混乱するときに、スポーツやイベントの政治利用の問題があらわれることになりました。このような水準の混乱や政治利用の経験は、旧ユーゴスラビアの一九八四年のサラエボ冬季五輪とその後のバルカンの紛争や、ナチス・ドイツのベルリン・オリンピックの民族の祭典の経験が教えているものです。

四番目に参ります。

象徴は、人が何かを語るとき、後ろ盾にもなり、権威の体系と結びつくことができます。国民を生み出す象徴装置という役割を既に述べましたが、日の丸・君が代の天皇制の象徴体系は、そのような権威の体系として成立し機能してきました。

そして、再び日の丸・君が代は、学校においてそのような権威と規律の体系を強化するために再び使われようとしているのではないかと。国家の象徴体系と権力の系列関係が学校において整序され対応するようになると、教育という行為がどのようなものになっていくのかという問題がここにはあります。

国民国家の教育という場合、教育の役割は国民の再生産ということですから、その再生産は、理論的には市民社会や国民を基礎にして行われるというあり方、すなわち国民による国民のための国民の教育というあり方と、国家がヘゲモニーを

持つて国民をつくり出していくという二つの方向性があり得ることになります。法制化は明らかに後者の傾向に、国家のヘゲモニーの傾向に象徴的な裁可を与えることになります。

国家による教育の強化によって、市民社会における市民の教育の自由はますます狭められていく。そのことによって、教師たちはますます物言わぬ人々へと変えられていき、生徒たちは規律による教育の受動的な受け手に変えられていく。そして、市民の公教育への参加の契機はますます閉ざされていくことになりはしないか。

先ほど紹介いたしました私たちの共同声明は次のように述べています。

かつて一度も法制化されたことのなかった国旗・国歌を、法制化によって正当化しようとするこの動きが、主として学校教育の場を念頭に置いて進められていることも、私たちの懸念をより深刻なものにしています。いま学校教育に求められているのは、有無を言わず「日の丸」を掲げ生徒たちに「君が代」を歌わせることではないはずだ。疑問を封殺するために国家の規範を強制するのではなく、世界の人々と共生することができる国や社会の原理とはなにかを生徒たちに考えさせること、他の国々との相互の歴史認識を深め、国の内外の異なった言語や民族や文化の人々と共に生きる市民社会の基本的価値や原理とは何かについての議論を重ねることからしか、国民的同一性についての真の教育は根付かないのではないのでしょうか。

と、このように述べておられます。これが、国家の教育の強化か、市民社会に基づく教育かという対立にかかわる今回の法制化の問題点です。

最後に、以上に述べました問題点を総合してみれば、法制化が私たちの近未来社会にもたらす影響についての論点があります。

学校では、日の丸・君が代という古風な記号を強制され、規律と権威のルールの体系を身体に刷り込まれ、他方、学校の外では、ますます拡大し続けるスペクタクル・メディア社会の忘却のゲー

ムにのみ込まれていくというような生活が定着するときに、国民とはどのようなものになっていくことを運命づけられるのかという問題です。

同じような生活は、学校を終えた後の国民の生活の基調でもあり続けるでしょう。例えば、仕事の場においては権威と規律の関係に支配され、仕事の外ではマスメディアのスペクタクルの、見せ物の支配に流されていくという生活、それは基本的に今でもよく見られた国民生活の光景と言えるかもしれません。

国家イメージをつくる記号に関してそのような回路が定着してしまうとき、決定的に欠落してしまうのは、実は、私たちの市民社会とは何か、国民とは何か、国とは何かという問いかけと反省の理性的な契機なのです。

法という沈黙のおきてによって決められた国家の象徴の囲いは、市民社会の自己イメージ化を許しません。国家の象徴をみずから動機づける、モチベーションする対話を許さない。そして、スペクタクル社会は、みずからの最も近い過去の歴史を問う回路をあらかじめシットさせてしまう。国民自身が自問すること、自分たちの過去の歴史についての議論を公共化し、自分たちの未来をともに考えて決定することや、他者とのかわりにおいて自己を問題化するための契機、市民社会の原理に基づいた理性的な他者との、そして自分自身との対話の契機をこの国は失ってしまうことにならないか。過去の記憶の封殺と、集団的忘却をつくるメディア社会の仕組み、そして権威の体系の強化、それらが国家のシンボルをめぐる結びついたり、私たちが国家から一体何が失われていくのか。それこそ、私たちがもう一度理性的に考えてみなければならぬことではないでしょうか。

その意味で、今回の国旗・国歌の法制化は私たちの国の民主主義の大きな危機を予告している。私は多くの研究者や知識人とともに深く危機感を覚えるを得ないのです。

いすれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように、今回の法制化は、日本の国民国家の基

本原則にかかわる国と国民の未来にとって重大な問題でありますので、拙速な決定は避けるべきであります。多くの国民が慎重に議論を重ねた上で決定すべきであると考えていることは新聞社による世論調査の結果等が示していることでもあります。

この問題については、広範な国民的議論が行われなければならないと思いますし、だれの目から見ても問題のない民主主義的なプロセスを経て決定が行われることが何よりも重要なことであろうと思います。国民世論と国民の声の負託が議会に反映されるという代議制民主主義の基本原則にもとらるような、国会内の多数合わせによって採決決定されるには、事は余りに重大な案件であり、二十世紀の国民国家の未来にとって橋根を残すことのないよう、十分な審議を尽くすことを国会には望みます。

以上、私、石田英敬からの参考人意見陳述でした。

○委員長(岩崎純三君) ありがとうございます。杉原参

次に、杉原参考人にお願いたします。杉原参

考人。

○参考人(杉原誠四郎君) 武蔵野女子大学の杉原と申します。

私は、教育学を専攻しておりまして、教育学の立場から話したいと思っております。

教育は今日、大変混乱、崩壊状態にあります。それを支える教育学もすっかりしていないがゆえに、そういう意味で教育学に対してじくじたる思いがあります。その立場から見た範囲内で憲法とか日の丸とか国歌について述べたいと思っております。

まず、教育の立場から四点あるんですけども、まず一点、憲法の制定手続をどう理解するかということです。今日の憲法改正に係ることは、改正憲法論という立場と民定憲法論という立場、占領憲法論という立場、大きく分けるとこの三つで、民定憲法論というのを極端に言いますと、官

沢俊義の八月革命説、要するに日本が降伏したときに革命があつたという考え方です。占領憲法論というのは、極端に言いますと、これは占領軍に押しつけられたのであるからそれ自体が無効であるという考え方であります。

八月革命説というのは、これは事実上反しますので違いますが、教育学の立場から見たときに、この憲法無効論ということも採用できないのでございませう。これは、憲法を前提に教育基本法が成り立ち、教育基本法を前提に学校教育法が成り立ち、それによって学校を設立、運営して教育をしておりますので、そのためにその根本である憲法を教育で否定することはできないわけでありませう。したがって、教育学から見たときには、憲法論としては多様な見解が成り立つかもしれませんが、教育学の立場からは改正憲法論、すなわち大日本帝国憲法の改正手続を経て生まれたものであるという論でありませう。それが教育学から見たときの改正手続に対する結論です。

第二点として、今日の憲法の象徴というものをどう解するかという問題がありますが、象徴とは通俗的に言いますと君主の属性をあらわす言葉のようですが、昭和二十四年八月に文部省から出ました社会科、十五番目の教科書で「社会の政治」という教科書があります。その中で、天皇は君主であるという説明をしております。

今日の天皇は、この憲法のもとで政治的権能は持っておりませんが、しかしながら、日本の長い歴史とか文化とかという意味において、象徴という意味は、占領期に出された文部省の教科書に書いてある君主という考え方ではないかと思ひます。この主権とか国体とか君主とか元首とかいう言葉は相互に関係しておりますので、いろいろ説は分かれるところがありますけれども、しかしながら日本の場合、長い歴史を背景として憲法改正のときに象徴天皇制を明確に認めたわけでありませうから、象徴天皇、主権在民制というふうなことになると思います。

では第三点でございますが、そういうふうな象徴天皇制を憲法に載せたような制度がこれからの国家にたえるのかたえないのかという、ここでは先ほどの石田先生の考え方とかみ合ひ、議論の余地のあるところだと思ひますが、これからの日本が国際化していかねばいけない時代の趨勢にあるわけでありませう。

そういう時代で、最終的には世界連邦とか世界国家というふうな状況に何世紀か後になっていくのかもしれないものは、世界国家の中で地方自治というふうな立場になつていくかと思ひます。世界国家になつても言語が一つになるわけでもありませんし、風俗が一致するわけでもありません。そうすると、それぞれの地方自治という現在の国家は、それぞれ個性を持ち、それぞれの歴史の意味を生かしながらアイデンティティをそれぞれに形成し、持続させていくものかと思ひます。そういう意味で、我々は古い歴史を担い、その歴史をまた次の世代に伝えていくという役割を持ちながら文明の進化に合はせていくというんだと思ひます。そういう意味で、象徴天皇制というものが憲法にあるというところは、これは決して世界の文明の進展に反するものではないというふうに思ひます。むしろ、世界の文明の発展に合はせて、日本というものが非常に個性を持った、アイデンティティを明確に持つ平和的な国家というか地方自治というものになつていくということ、世界の文明の発展にむしろ貢献するのではないかというふうに思ひます。

次の四項目というのは、日の丸とか君が代の問題を直接お話しします。先ほど憲法の改正は大日本帝国憲法の改正手続によつてなしたものであると申しましたけれども、それは逆にどういうことをあらわすかといひますと、その改正した時点において改正手続を経なかったものはすべて有効であるという前提に立ちます。したがって、その時点で国歌とか日

の丸とかというものを廃止する手続はとっておりませう。したがって、その時点で慣習的には有効であつたというふうに判断せざるを得ませう。

これは、現在の憲法体制のもとでもたしか六十か七十ぐらいの勅令が存在しております。大日本帝国憲法下で出された勅令が今日なお有効であります。これは明らかに現在の日本国憲法は帝国憲法を經由して生まれたものではないことになりませう。したがって、その時点で廃止の手続をとらなかつたものについては有効である。ただし、憲法の中に、前文のところに、日本国憲法に反するものは直ちに廃止というふうなことがありますが、六十か七十個あるわけですから、そういうことで、大日本帝国憲法と昭和憲法、今の憲法は主権在民というところにおいて明確な相違がありますが、それ以外の廃止の手続を経なかつたものに対しては有効であるというふうに言えると思ひます。

したがって、一般的には日の丸も君が代もここで法制化する必要は本来はないと思ひます。しかしながら、今日の教育状況において、法制化してないことが大いに混乱のもとになり、そしてそのことが教育の崩壊に直接関係していると言ひ過ぎですけれども、少なくともそれは確かに言い過ぎではないといふことにおいて、教育に於いてこういう混乱を早急になくしていくためには法制化はやむを得ないというふうに思ひます。

ただし、この法制化した段階におきましては、単に制定したというだけではなくて、やはり我々国民とか官庁の方々もある程度気をつけてほしいことがございませう。

と申しますのは、私は団地に住んでおりますけれども、団地というものが昭和三十年ごろから日本にかなり普及しましたけれども、団地の中には国旗を掲揚しようにも国旗の掲揚のポールがありません。五月のときに子供たちのためにこいのぼ

りを上げてやろうと思ひしても、そういうものがありませう。一棟しかない団地でしたら仕方がないかもしれませうけれども、その中に公園をもちんと持っている巨大な団地もそういう施設を持っておりませう。昭和三十年代とか占領が終わつたときには、各家に全部国旗を祝日の日にはかけていたんですね。それで、これが日本人の一体感を形成、石田先生にしかたれそうですけれども、一体感を非常に形成していたんですね。それがそういうふうな、国旗をかけようにもかけられないような施設がどんどんできていったわけでありませう。

そして、これは運輸省が関係するんだと思ひますけれども、祝日のときに公共バスとか電車にはたしかかなり前までは国旗を掲げていました。それがいつの間にかなくなつてしまつた。そういうところにおいて、教育の学校の中においてだけ国旗をかけるのか歌えとか、そういうことだけを言われたのでは教育関係者の負担が大きくなると思ひます。やはりこれは、つくつた以上は、関係省庁に自分たちのできることはきちんとしてやつていただかなければいけないと思ひます。

こういうふうな混乱の起こつた一つの大きな流れを申し上げますけれども、占領下でアメリカ軍に強制されて憲法を事実上つくつて、そしてその解釈についても随分アメリカの介入があつたわけですから、それでも先ほど申しましたように文部省の教科書において天皇は君主であるといふふうなことを述べておりました。しかしながら、昭和三十三年から三十九年にかけて憲法調査会というのでございませう。この憲法調査会というのは、本来の意図としては憲法を改正するという意図で審議を始めた一応言つていいと思ひますけれども、そういう形の中で三十二年から三十九年にかけて審議をして、結果的にその憲法改正を放棄しました。

これは私個人から言つて、憲法を改正するよりも憲法の解釈をきちんとしていこうというふうな、今日の憲法には積極的に評価すべき点が多々

ありますので、そういう意味で憲法の調査をするといったときに、その三十二年から三十九年の間空白があるんですね。その間に憲法の解釈は占領期よりもっと混乱、後退した形のいる人などころにより問題を起こして、そしてそれが教育、特に文部省の責任もあると思いますけれども、そこからそういう憲法を改正するという前提があったがゆえに、本来望ましくない解釈が社会に普及するのを放置したんですね。

そのために、昭和三十年代前半のころは、国旗・国歌とかというものは議論の余地はなかったんです。これはすべて占領が解除されたときにみんな喜んで国旗とか国歌をきちんとやったわけですね。それがだんだん今日のように混乱の種になったのは、その間の憲法解釈をきちんとしなかったからですね。これは、自民党の方もいっしょに思いますけれども、自民党の一番先輩に当たる、私は外交問題も少し勉強しておりますが、吉田茂氏などのやっぱり怠慢があったと思うんですね。

そういう形の中で、今日の憲法の混乱は、憲法自体ではなくて解釈の問題であるということ。そこに行政の側とか国権の側がきちんとすべきことをなさなかったがゆえに混乱がだんだん大きくなっていったというふうに解しております。そういうことです。

それで、天皇象徴ということとは、今日の憲法でそういう意味で明瞭に認められており、そして、憲法をつくるとき、押しつけてはありましたが、でも、あのときの国民の天皇制を残すという強い意思とあわせて、そのときの人たちが受け継いだものを後世に残すという形で非常に努力して天皇制を残したわけですから、それはやっぱり意味を持つべきだと思えます。

天皇制と戦争の問題がよく出てきますが、確かにあの戦争は日本から見ればなすべき戦争ではなかったとは思いますが、しかしながら、長い歴史を見たときに、日本の天皇制の意義を簡単に否定はできないというふうに思っております。

と申しますのは、中国と日本の歴史を比較したときに、中国は二百年に一度革命を起こします。そのためにどれだけ国が混乱するか。日本が遺隋使とか遣唐使をしたときには日本は文字も知らないような非常に非文明的な国家でしたけれども、明治維新の時点では日本だけがアジアではヨーロッパ並みに識字率を誇り、中国をはるかに越えていたという。

これは、我々日本人が平和な社会を築いたその結果として天皇制が続いた。天皇制が続いたから平和な国家だとは言いませんけれども、平和な国家を持続させたがゆえに天皇制が残った。そういう意味において、長い歴史から見れば天皇制というのは日本の中で平和のシンボルであった。その意味であるがゆえに、返す返すもあの戦争はしなければよかったというふうには思いますが、もう少し広い観点から日本の歴史というものを考えるべきだというふうに思っております。

ちよっと時間が早いかもしれませんが、以上です。

○委員長(岩崎純三君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、各参考人にお願ひ申し上げます。時間が限られておりますので、御答弁はできるだけ簡潔にお述べいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願ひします。

○中川義雄君 自民党の中川義雄であります。

きょうは、大変忙しい中、この場まで来ていただいて御意見を述べただきまして、本当にありがとうございます。

そこで、今、杉原先生から憲法上の問題から国旗・国歌を肯定するお話が出ましたが、逆に石田先生は、憲法の中の天皇制という点も踏まえて、過去の歴史その他から国旗・国歌を否定するというお話だったと思うんですけれども、憲法第一条を石田先生はどういうふうに理解し、そ

れを否定的に考えているのかどうか、ちよっと意見を述べていただきたいと思ひます。

○参考人(石田英敬君) 簡潔にお答えいたします。今の御質問の中で、私が憲法の中の天皇制の国旗・国歌を否定しているとおっしゃいましたけれども、それは私の認識とは違います。

国民国家、これは今の世界システムをつくっているものなんですけれども、国民国家が国歌・国旗を持つてきたという事実、これは日本に限らない問題ですけれども、こうした問題がどういふことを問題としてつくり出しているのかというところを明確に議論した上で、そうした問題についての国の行方を決めるべきだと言っているものであつて、国歌・国旗を否定しているということではありません。

それから、天皇制に関しても同じです。天皇制を否定しているというふうにお受け取りになると、私の意見とは違います。そうではなくて、天皇制がどういふふうに機能してきたのか。日本の二つの、明治期以降の五十年の国民国家と戦後の国民国家五十年を経た第三の国民国家期に入つたときに、そうした問題がどういふ法制化についてどういふ形で出てくるのかということについて意見を述べさせていただいたと、このように御理解いただきたいと思います。

○中川義雄君 それでは、石田先生にお聞きしますが、国際的に見ても、現国歌・国旗というものは、あらゆる国際機関や国際的な大きな大会等で五十年間ずっと慣習的に続いていたことは否定できない事実だと思ひます。

その中で、今、この日本の国旗・国歌に対する、一部の人の話ではなくて、大きな地球全体から眺めて日本の国旗・国歌に対する国際的な認識というものをどう理解しているのか、ちよっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(石田英敬君) お答えいたします。今の御質問ですけれども、一部の人はなくしておっしゃいましたけれども、一部の人のというのが多分、私がここで社会的記憶ということと述べ

た過去の記憶の問題かと思ひますが、そうした問題と、それからネーションステートの、国民国家の世界システムの中でそれぞれの国の国旗あるいは国歌がどういふ扱いを受けており、そのネーションステートが一堂に会するような場面においてそれがどのような認知を受けているかという問題は、これは違った問題です。

後者につきましては、日本の国旗は日の丸である、国歌はよくわからないが君が代のようなメロディーであつたかなという認識は、世界のネーションステートの一堂に会する場面においてはもちろん認知されているというふうに私は思ひます。

ただ、問題なのは、その社会的なあるいは歴史的な記憶の問題とこの問題が常にぎくしゃくした関係をつくっていることをどういふふうに国として解決していくのか、その解決の手段についても少しいろいろな議論がなくてはいいないし、いろいろな対策が施されるべきではないかということを申し上げているということです。

○中川義雄君 要するに、国旗・国歌が国際的に今、先生が言われたように大抵定着している、だからといって、それを法制化するに当たってはただそのままでやってはいけない、もつと過去の歴史とかそういうものを議論した上でやるといふお話でした。

そうである、もう一つ問題なのは、これまでの五十年間、国旗・国歌が国際的に認知されたと言つた言葉がちよっと違うのかもしれないけれども、国際的な機関も日本の国旗・国歌として認めていた。その間に国旗・国歌に対する先生方のこゝろの重要な御意見があればもつと出してい、例えば、この国旗・国歌は国際的に何となく漫然と通用しているが、しかし真刻に考えてみて、こゝろから改めるとか改めないとかという提言もあつてもよかつたような気がするんです。そういう点では、今まで五十年間、オピニオンリーダーとしてそういうことをしなかつた最大の理由はどこにあると思ひますか。

○参考人(石田英敬君) 私、今四十五歳です。で、その五十の責任を私がとるという事はできないんですけれども。

それから、先ほどの御質問にちょっと戻ります。ネーションステートの世界システムの中で国旗・国歌が認知されるという問題は、そもそも日の丸・君が代が作り出されたときの問題でもあるわけですが、つまり、日本にはその前こういう国旗・国歌が、日の丸・君が代がなかったわけですね。ただ、日本がネーションステートのシステムの中に十九世紀の半ばに入るときにそれを求められたという事です。ですから、それは問題としては、認知されているかどうかというよりは、認知されるためにこそつくられたものだという意味においては認知されているという事です。

それから、今の御質問ですが、こうした問題について議論が十分に行われてこなかった。私も恐らくそうだと思います。それは冷戦下の問題だと思えます。第二の国民国家期と今私のお話の中で申し上げましたが、第二の国民国家期の最大の特徴というのは、これは冷戦時代である、世界システムが冷戦によってさまざまなオビエーションの分断をつくっている、こういう時代であったかと。

私は、今、第三の国民国家期に日本は入りつつある、ほかの世界のさまざまな国々と同様に入りつつあるであろう。このときこそやはりこういう問題はきちんと議論していくべきだろうという立場です。第二の冷戦下におけるこういう問いかけがうまく機能してこなかったということについては、事実そのとおりだと思いますが、今こそ、第三の国民国家期に入るときにこうした問題をきちんと国民的に討議していくことが重要であろうかと思えます。

○中川義雄君 自身のつたない経験ですが、日本人の国旗・国歌に対する考え方の変わりようといえます。今、杉原先生も言われましたように、戦後から今日まで年を経れば経るほど、例えば国旗の掲揚率も下がってきているし、それからいろいろな機会で国歌を歌う機会も少なくなってきた。

○参考人(石田英敬君) 私、今四十五歳です。で、その五十の責任を私がとるという事はできないんですけれども。

ている。例えば学校の諸行事においても、私が義務教育それから高等学校教育を受けたころは、国旗・国歌について議論をするなどという事はもうほとんどなかった時代になりましたが、それが最近になって非常に大きな議論になっている。それはそれで、国旗・国歌に対する議論はいいんですが、一方で、国際的に見ると変な日本人になりつつある、世界じゅうの人から日本人を見れば。

例えば、私が経験した非常に惨めな思いをしたのは、昭和四十六年に、私は北海道庁に勤めておりまして、シベリア開発と北海道の関係を親密にしようという事でミッシェンを送ったところがあるんです。そのときに、ブライトクというところでブライトク大学の先生方と交流会を設けました。そして、ブライトク大学の先生方が歓迎会を開いてくれて、大変愉快な会になったんです。そして、国旗をテーブルの上にきちっと置いて、司会者が立って、非常に上手な宴席に入ったんです。友好的な。そうしたら、そこに参加していた道会議員の一人が、かなり強いアルコールなもので酔ってしまっていて、お酒を乾杯して座り際に当時のソ連の国旗にそれをかけてしまった。そうしたら、その途端に司会者の態度が一変するんです。何が急に起こったのか、私たちはそれを見ていませんでしたから、よく聞いて冷静になると、国が侮辱された、これは許しがたいことだと。

そのとき私がしみじみ感じたのは、日本では一体どうなるだろう。お客さんと呼んで形式的に国旗を置いて、お客さんを大事にするから、もし間違ってお客さんが日本の国旗にお酒をこぼしても、お客さんにかかったお酒をふくのがもう先に走って、国旗に対してそういう行為があってもだれも何も言わないのがこの国ではなからうかと、そのとき本当に大変な気持ちになったことがあった。

それからもう一つのとうとうい経験は、今のは昭和四十六年の記憶ですが、昭和四十九年のときに

北歐へ行っただけです。ちょうどオイルシヨックのときでしたけれども。省エネ省エネとやっている、スウェーデンのストックホルムの市庁舎へ行ったら、広場の真ん中に人がたくさん集まっています。何をやっているのかと思っただけです。市民が国旗をたくさん置いているんです。市民がそれをつづつとって、ちゃんとお金を払ってとっていつているんです。それでよく聞いてみたら、その国旗は温度が上がるのと半旗になるようにできている。ちょうど十九度ぐらいの温度でつくってあって、それ以上室内温度が高くなると半旗になる。そうすると、スウェーデン人の国旗に対する非常に敬虔な思い、半旗になることを非常に忌み嫌う。そういうことで、室内温度を十九度以上にしないように守らなければならない、そういう旗になっている。

このことからも見えてくるように、国旗・国歌をきくと、歴史的な経緯があるのなら歴史的に経緯があつてそこで議論されて、議論する人はきち々と提案してやるべきであつて、決まった国旗・国歌については、それをききと尊重する心、国家としての日本国の将来を考えたときに、そういう国民を育てていくこと、私はそれが大事なことだと思ひますが、それに対して石田先生と杉原先生のお考え方に対する御評価をいただきたいと思ひます。

○委員長(岩崎純三君) 残り時間が少のうござい。今、中川議員がおっしゃった問題を私なりの言葉で整理いたします。それは国家と国民をどういうふうに関結するかと、問題だと思ひます。あるいは別の言葉で言うと、国家と市民社会とがどういふ結びつきを持たなくてはならないかという問題だと思ひます。そして、国家が一方的にナショナルなシンボルを強化することによって市民社会と国家の記号との結びつきが果たしてうまくいくかどうか、こういう問題であらうかと思ひます。

○参考人(杉原誠四郎君) 先ほど申しましたけれども、これが制定されましたら、文部省にだけその尊重を訴えるのではなくて、やはり社会全体でそういう指導をしていただきたい。先ほど言ったように、団地の中でそういうものを立てようにも立てられないというのは、昭和三十年代のころの、あれは建設省が関係するんです。か、あのときから祝日法というのはあつたわけですから、それを無視してかかなくても全然差し支えないような、かけようにもかからないような施設をどんどんつくっていった、そういうところ非常に政策としての一貫性、全体性がなかったということがあると思ひます。その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中川義雄君 ありがとうございます。

北歐へ行っただけです。ちょうどオイルシヨックのときでしたけれども。省エネ省エネとやっている、スウェーデンのストックホルムの市庁舎へ行ったら、広場の真ん中に人がたくさん集まっています。何をやっているのかと思っただけです。市民が国旗をたくさん置いているんです。市民がそれをつづつとって、ちゃんとお金を払ってとっていつているんです。それでよく聞いてみたら、その国旗は温度が上がるのと半旗になるようにできている。ちょうど十九度ぐらいの温度でつくってあって、それ以上室内温度が高くなると半旗になる。そうすると、スウェーデン人の国旗に対する非常に敬虔な思い、半旗になることを非常に忌み嫌う。そういうことで、室内温度を十九度以上にしないように守らなければならない、そういう旗になっている。

○江田五月君 お二人の先生方、きょうはお忙しい中を大変ありがたうございます。

御意見を伺わせていただいて、私も杉原先生とは多分同じとき同じ大学にいたんでしょか、御迷惑をおかけしました。石田先生の方は四十五歳とおっしゃるので、ざっと一回り下というわけですね。

国旗・国歌の議論、この委員会の中でも随分同じ議論ばかりやっていて、もういいじゃないか、蒸し返しばかりだと、そんな意見も聞かれたりするんですが、いやそうじゃない、やっぱりきょう聞いて本当によかった。かなり議論を深めることができたと思っております。

ただ、学者の先生方のお話というのはやっぱり大変難しく、かなり老化した頭で一生懸命何をおっしゃっておられるのかというのを、共感する方向に自分の体を寄せながら寄せながら聞いたつもりですが、それでもなかなかわからないところもあつたので幾つか聞きたいんです。

まず石田先生にお伺いをするんですが、五つの点、それぞれお伺いしたいところがあるんですが、余りすべてを伺っておりますと、十五分という時間ですからできませんので、一つ。

スペクタクル社会ということで、スポーツにおける経験というのは、スポーツという限られた場での経験にすぎない、それと国民国家とか市民社会とかをどうまとめていくかという話とは違うというお話をされたんですが、この委員の中にはスポーツ界で活躍をされてこへ来ている人たちもおられて、スポーツでの経験を、すぎないというふうに言われると、やっぱりかちんとくるんじゃないかという気がするんですね。

私は、むしろ先生がおっしゃっているのは、それとこれとは違う話であると。スポーツの社会での、例えば優勝してそのことをみんな喜んでいうのは、それはそれで非常に大切な経験だ、それを決して軽視しているわけでも何でもない、ただ違う話だということだけおっしゃっているのじゃないかと。

むしろ、例えばスポーツの社会でいえば、勝った者は大変喜ぶけれども、同時に、勝って喜んでるときに負けた者の悔しさもわかる、それがスポーツの社会だと。そして、喜んでるとき、悲しんでいるときに人間が自分の生を感じる、ことができる、といったこと、これはこれで非常に大切なことなんだ、こう思うんですが、その辺どうなんですか。

先生は、やはり御自分のなさっていることが一番とうとうとてという、そういうお気持ちをお持ちでしようか。

○参考人(石田英敬君) すぎないという言い方が否定的な評価だというふうにとられてしまったとしましたら、それは撤回いたします。

これは、あくまで限定したスポーツの意味の経験というもので、それから国民国家の記憶の問題とを混同してはいけないということを言うために述べた文脈ですので、これはそれ以上でも以下でもありませんので、否定的な評価というふうにとられたとしたら私の本意に反しますので、それは訂正させていただきます。

○江田五月君 さらに続けて、国民国家というものの、そこに住んでいる者みんなが、国民国家の国民であらうと、あるいは国民でない、国籍を持てない者であらうとかかわらずみんな取り込まれていく、そういうものですね。それとあるいは市民社会なり、さらにもっと言えば一人の人生なり、それは必ずしも同じじゃない。だから、国旗とか国歌とかというものはネーション・ステートとをまとめていくための一つのシンボル操作といえますか、象徴政治といえますか、そういうことであって、何か国旗と国歌がこうなれば人生すべてそれで決まると、だからそれをやろう、あるいはだからそれはいけない、そうまでの議論とはちょっと違う。

しかし、日本の日の丸・君が代というのを国旗・国歌にすることによって、この国がネーション・ステートとして新しい国際社会の中でちゃんと役割を果たすのにプラスになるのか、あるいは障害

になるのか、そういう議論をしつかりしなきゃいけないという、こっちの方もかなり限定された世界の議論ではないかという気もするんですが、いかがでしょうか。

○参考人(石田英敬君) お答えいたします。スポーツのワールドカップとかオリンピックに定着しているという見方、国家シンボルが国民にも言及があったかと思うんですが、その議論を念頭に置いて私が述べたいのは、その二つ、つまりスポーツイベント等における国家シンボルの経験と、それから国民社会、国民国家の中におけるナショナルシンボルの機能の仕方とは分けて考えるべきだということを強調したために言った問題です。

それで、これは既にスポーツ愛好家の中でも論争がありまして、インターネット等での論争が行われているんですけれども、つまり、自分がそのワールドカップのときは日の丸・君が代を含めてそれに同調した、共感したわけだけれども、実は私は、そういう今の問題になっているような日の丸・君が代の制定の仕方については疑問を持っている、これは一体自分の中でどういうことが起こっているのかという、そういう問いを立てている人はたくさんいるわけです。

それは、学問的に説明すると、先ほどもちょっと述べさせていただきましたような経験の質の違いというものがあって、そしてその二つを区別して考えていかないとさまざまな歴史的な混乱の中に陥ることになります。

特に、例えばサラエボ・オリンピックのときのユーゴスラビア国民の熱狂と、その後のバルカンの状況というような問題は、まさにこういう問題ををはっきりと区別し論じなければ見えてこない問題だと思えますし、あるいは、意識的にそういうスポーツイベント等を利用するような権力のあり方としてのナチス・ドイツとか、そういう問題も歴史的に既に前例があるということを申し上げたということです。

○江田五月君 ごめんなさい、ちょっと私の質問の仕方が悪くて。スポーツの話はもう終わったつもりでいたので、今度は国民国家におけるいわゆる記号なり象徴なりとしての国旗・国歌というものが持つ意味の重さの話を私はしたんですが、私なんかは、国家が住みにくいところであらうが、国家と離れて自分が個人で自分の人生を送っていく、そういうやり方もあるんじゃないかと。ただ、それでも国家の中に全部取り込まれますから、その国家が余り一人一人の人生を強く規定するような国家になられるとやりにくいな。その意味で、未知の危機というお言葉はそうなんだという感じはするんです。

もう一つ、日の丸と君が代があるいは国旗と国歌。きょうのお話はどちらも記号、象徴ということとですとお話しになりましたが、その二つに違いがあるでしょうか、ないでしょうか。

○参考人(石田英敬君) 二つの御質問にお答えします。

最初の、私が先ほどの答えで答えられなかった問題ですけれども、江田議員が言っている自分の生活感覚というか、市民としての生活感覚、そうしたものを大切にしていこうと。まさにそれは私が市民社会の自由ということと述べようとした問題です。そして、その領域が確保される、そのような形でこういう問題が整理されていかなければいけないだろうということと述べたということだと理解していただきたと思うんです。ただし、その市民社会の自由というものが、一方における国家シンボルの強化と、それからスポーツイベント等によるそういう情報の増大という中で侵食されていく危機感があるということと申し上げたいということです。

それから、国旗と国歌ですが、これは私の記号を専門に研究している立場からいいますと、二つは違ったものです。

日の丸は、要するに白に赤の丸で、目に見える。視覚記号と我々の用語で呼びますけれども、これは時によってその意味を変えやすいという性

質を持っています。それに対して君が代は、これは歌です。メッセージを持っています。歌詞を持っています。言葉です。ですから、その意味が視覚記号よりはずっと変わりにくいという特徴を持っています。

そして、君が代に対する国民の世論調査等での抵抗感が示しているのは、まさに視覚記号が移ろいやすいといいますが、我々の用語で言うところの意図性が高いといえます。けれども、その込められる意味内容が変わりやすいという視覚記号の性質と、それから歌というメッセージ性の強い記号が持っている過去を維持する性格、変わりにくいという性格との違いがここで二つの記号に対する反応に出てきているというふうに思います。

したがって、二つは違ったものであるという答えです。

○江田五月君 変わりやすいというのを逆に言えば、視覚記号としての象徴の場合には、その象徴が象徴している実態というものがいろいろ変わっていてもそれに結構ついていける。しかし、歌の方は、これはそれ自体が一つの意味を持っているから、ついていくといったって、もうそれ自体が意味なり価値なりを持ったものだということが違っていることになるんじゃないでしょうか。

杉原参考人にお伺いするんですが、ごめんなさい、ちょっとはつきり聞き取れないところがあって、最初の憲法のところで、先生は宮沢俊義先生の民定憲法論に立たないことはわかったんですが、改正憲法論と占領憲法論と、どの立場にお立ちになると言われたのか、ちょっとはつきりしなかったの。

○参考人(杉原誠四郎君) それは改正憲法論です。占領憲法論というのは、究極に突き詰めると、日本国民の自由意思の表明する機会を与えられない状況でつくられたものであるから、それ自体が無効であるという、論理的に言うところなっているんです。それは確かに一理ある……

○江田五月君 結論だけ。

○参考人(杉原誠四郎君) そうですか、済みません。ですから、学校ではそういうことは教えられません。学校では現行憲法は有効であるという前提で教えないわけじゃない。したがって、私の立場は改正憲法論です。

○江田五月君 同じときに同じ大学で勉強したので、私たちが習った、私の方は法学部の方です。立場の理解は、先生は今改正憲法論、八月革命説は事実ではないからそれはとれないとおっしゃったんですが、そうじゃなくて、あの当時の憲法学というのは、事実はどういう意味付与をするかと、あの憲法の変り方というのは、これはとても明治憲法の改正手続で、それは確かに秘密院があり、天皇の裁可があり、そして改正されたという手続はあったけれども、しかしその事実はどういう意味を与えるかということで、宮沢俊義先生がこれは革命といふ方がないというところを言ったので、事実でないからそれはとれないというのとちょっと違うと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(杉原誠四郎君) その点については、私、宮沢さんのことを一度調べたことがありますが、けれども、宮沢さんは例の松本委員会の筆頭委員なんですね。もともと憲法は改正する必要はないというふうな、極端に言えばですよ、そういう論者であったわけですね。

そして、この憲法が改正された直後に「あたらしい憲法のはなし」という子供向けの本を書いておられます。その中では、象徴天皇制を非常に肯定しており、戦前も事実上は日本の場合は象徴天皇制であったので、そういう意味において継続されている、ちょっと今は原文がありませんので、そういうことを言われて、その直後に八月革命説を言われたんですね。それは結局、その「あたらしい憲法のはなし」で示した解釈も占領軍から事実上否定されるような状況になって、それで自分の身分について非常に危惧したところがありました、私の推測ですけども、それで八月革命説を

唱えれば今までの自分の過去が全部清算できるものだから、そういうことで学問を打ち立てた人ということにおいて、私は非常に学者としては良識のなかつた人だと思っております。

○江田五月君 時間が来ましたので、もうちょっと聞きたいことがあったのですが、終わります。ありがとうございます。

○松原あきら君 きょうは、杉原先生そして石田先生、お忙しいところお出ましをいただきましてありがとうございます。

先ほどからいろいろお話を伺っておりますが、少し難しいところもございますが、私も私なりに一生懸命に理解をしております。私も私なりに一生懸命に理解をしております。

私自身の話をすれば、小学校から横浜の雙葉学園というカトリック系の学校へ行っております。幼稚園、小中高、宝塚に入りまして、幼稚園のときからそうなんですけれども、ずっと国歌も国歌も知らないで育ったと申しました。そして、宝塚へ入りました。初めて音楽学校で壇上に国歌が掲揚され、そして国歌を歌って、何か少し面映いような気持ちでございました。

しかし、それから国歌や国歌についての定義と申しまして、教養は多分受けなかったように思います。その学校の教育方針だったのでしょいか、歌はもちろん音楽の授業の中で教わったんだと思うんですけども、それについてこれがこういふことであるというところは教わらなかったように思うんですけども、私の自然の発露の中で、国旗に対してはきちんと起立をして敬意をあらわし、また国歌は誇りを持って少し面映い歌ったように覚えていたわけでございます。

先ほど、石田先生のお話の中でも刷り込みという言葉が出てきたように思います。それは、小学生や中学生が国旗に対して起立をさせられ、あるいは君が代を歌うときに、起立をしたくなくとも、歌いたくなくともそういうことをさせられることによって刷り込みができてくるのではないかと

というお話があったんですけども、また反対に言えば、歌いたくない、あるいは起立をしたくないと小さな子供が思うのには、やはり親とかあるいは教師から何が刷り込みがあるからそういうふうになるわけではないかと、反対の意味にもまたとれるわけでございます。

今、オリンピックのお話も出ました。スポーツやそういうイベントに対して政治的利用は云々というふうなお話も出ましたけれども、ソウル・オリンピックの話もございまして、例の国立競技場である国の国旗が掲揚され国歌が歌われたときに、日本人の修学旅行の高校生ですか、だけが脱帽もせずに座ったまま何か食べたりの話をしているというところで、非常にこれは恥ずかしいというふうにも新聞にも載りましたし、私自身も、やはりきちんと他国の国旗や国歌を尊重する心がないのはいかなるものかという思いで新聞を見たわけでございます。

まず、石田先生へ。二十一世紀に生きる子供たちが、グローバル化という中で世界の人々と共存していかなければいけない、本当に仲よくしなければいけない。先生のお話ですと、国旗や国歌を法制化することはそれを阻害することだというふうに向ったように思ふんですけども、それでは子供たちに日本人であるというどんなアイデンティティーを与えるべきだと思ひになるでしょうか、まずお伺いしたいと思ひます。

○参考人(石田英敬君) お答えいたします。簡潔にしたいと思ひますが、松議員の御発言の中で個人史にかかわる部分について、僭越ですが少しコメントさせていただきます。カトリック校において国旗・国歌が教えられていなかったという事実、この事実自体が実はこの問題のある重要な側面ではないかと、つまり、公教育において教えられていない、指導されるということと、それから私的な、プライベートな教育機関の中で教えられていないという事実があらわしているのは、実はこれは良心、信教の自由の問題で

というお話があったんですけども、また反対に言えば、歌いたくない、あるいは起立をしたくないと小さな子供が思うのには、やはり親とかあるいは教師から何が刷り込みがあるからそういうふうになるわけではないかと、反対の意味にもまたとれるわけでございます。

す。

これは日本の、まさに私が先ほどちょっと述べましたような、明治の国民国家が成立したときに、その部分、国民国家の公的空間からいわば離脱した部分といえますか、排除された部分といえますか、そうした部分が歴史的に言うところの私的な教育機関等をつくってきた、こういう伝統があるわけですね。つまり、明治の時代に国民国家が最初にできたときに民権か国権かという対立がありましたが、そうした軸に沿って日本の異国の異教の一つであるキリスト教的な伝統というものが築かれてきたということがあります。ですから、そういう歴史的な脈絡の中でそういうことが起こっている、御自身の経験があったというふうな、私の研究者の立場から見ると位置づけられるという経験であるかと思えます。

それで、質問の第二の点についてですけれども、私は先ほど中川議員の御質問に答えましたように、国旗・国歌の教育が世界の理解、世界の人々との理解を阻害するとか、それから、そういうものは必要ないとかということを行っているのではありません、それを決めていくときの国内的な合意のつくり方が、例えば宗教の自由とか信教の自由の中で起こってきたさまざまな問題というもののなかからいってもよく考え直さなくてはならないだろうということを行っているのであって、国旗・国歌が必要ないとか、それが世界の理解、平和的な協調を阻害するとかということを行っているのではありません。

○松あきら君 私の個人的なお話にも見解を述べたいのでございますけれども、確かに、それが私学であつても、本来であれば一応日本に決められている中で教えなければいけないという事です。今、言葉がどういふふうになつてくるか、現在のことはわかりませんが、駒場の学生が反対の署名を持って各議員の部屋を回ったということがございました。私はたまにないかつたんですけれども、同僚の山下議員のところ

にその学生さんが三、四人いらして直接お話をなされたという事でございます。そのとき山下先生はきちんと学生さんに、今までのいろいろな国旗・国歌の、君たちのあれもよくわかった、しかしこういうことを知っておりますかと。

編本議員がこの前、代表質問の中でおっしゃいました。古今和歌集、あるいは和漢朗詠集ですか、つまり記載された君が代、鎌倉・室町時代に神社仏閣の行事うた、あるいは江戸時代の庶民の盆踊りなどにも歌い込まれて各層に親しまれたという事。そして、それが一千年以上にもわたって我々の祖先が受け継いできたこの歌。しかし、明治のときに「君」が明治天皇ということになつたわけでございまして、これが戦争に利用された経緯。これをずっと話しましたら、学生たちが、いや、それは知らなかった、そんな昔に、古今和歌集でそれができたんですかと、しばし考え込んでしまったという。そして、その後はビラを置いて帰られてしまったと。

私は、やはり教育の現場の中で本場のことを、事実、真実という二つあると思うんですね。よく事実と真実は違うという事はあるんですけど、事実をやはりきちんと教えないといけないところに大きないろいろな問題があるのではないかなというふうに思うわけでございます。もちろん、日本が戦時中に、あるいは国旗であり国歌であることを非常に軍部が利用して、そしていろんな混乱を招いた、これは事実でございますから、これはきちんとしてやれり今の子供たちにも日本の侵略した戦争という事も教えなければいけない。しかし、君が代、これも一番、二番、三番がありまして、これが実は一千年も昔からこうやって歌い継がれて、しかもこれは上下の分け隔てなく、一時は「君」というのはあなたあるいは恋人にも使われた、そして私たちという意味にも使われた、こういう事実もきちんと教えるべきであるというふう

に思うわけでございます。その中で、次は杉原先生に伺いたいと思うんですけれども、国旗や国歌など国民の心を統合する

独自の象徴がある。各国民は自国だけでなく他国の歴史や文化を理解し、それぞれの象徴を相互に尊重することが求められている。また、学習指導要領には、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。」となつていて、このように教育基本法には、教育は人格の完成を目指すことがうたわれておりますように、こういう指導が子供たちの人格にどう結びついていくのか、杉原先生の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(杉原誠四郎君) 先ほど言いましたように、これからの世界というのは、協調し合つて世界連邦とか世界国家とか、そういう方向に何世紀かの後には行くかと思えます。そういう形の中で、今の国歌というのは、非常にそれが個性を持って世界の中に位置づく、そういう意味では、アイデンティティを形成するために日本の古いことから出てきたそういうシンボルです。そして、それは憲法的にも象徴天皇制というのは明確に位置づいていて、わけですから、法的にも合意である、歴史的にも十分權威のあるものであるというふうな指導することは望ましいことではないかというふうに思っております。

○松あきら君 教科書の記述によりますと、今のお話ですけれども、国旗と国歌について尊重する態度を育てる、こういうふうなありますけれども、どう尊重する態度を育てるのかという指導が書いていないのが問題だというふうな思うわけでございます。ですから、先生方によって教え方がみな違ひ、解釈の仕方によってそれ違ひというふうな思うわけでございます。

○参考人(石田英敬君) 簡潔にお答えしたいと思います。その前の御発言の中で駒場の生徒につ

いての言及がありましたので、一言だけ申し上げておきます。もし、その学生たちが私たちが行った集会から行った学生であつたとすれば、それは事実とは少し違ひか。その祝いの歌の話は、ここに清水議員もいらつていますが、私たちが行った駒場の集会の議題の一つでした。ですから、その事実を学生が知らないとするれば、それは嘘というふうに思います。そしてそれは、私のきょうの発言の中では、近代における伝統の発明にかかわる問題だと思ひます。つまり、歌としては古代から存在していたとしても、それが近代にどう組み込まれたかということが非常に重要な問題だというふうに申し上げました。

指導の問題ですけれども、指導という言葉自体がどういふふうな形で日本の国民、国家の中で位置づけられてきたかということが、この国旗・国歌の問題については非常に重要な問題だろふと思ひます。官僚的な指導という言葉がこの国旗・国歌についていつあらわれたかというのを書いた文化觀察作家の永井荷風の「花火」という短編がありますけれども、その中で、当時の東京市の市役所が官儀的に国旗を掲げることを指導することによつて路地の裏店にまで国旗が一斉に掲げられるようになった、これは非常に新しい現象だといふふうな述べています。すなわち、日本の国家による官僚制の指導という形で教育が行われてきたという歴史的な伝統、近代的な伝統がここにありまふ。したがって、その指導という言葉はそういう歴史性を持った行為であるということをもつて申し上げておきたいと思ひます。

考えてみる必要があるかと思ひます。
以上がお答えです。

○参考人(杉原誠四郎君) 私の方からは、学校で指導する場合は、今にわかにかこでどういう方法がいいかという事は言えませんが、一つだけ言えるのは、やはり他の国で他の国々の国旗とか国歌がどういうふうに扱われているかということを知らせる教育はその周辺において必要だと思ひます。

それからもう一点は、この法案が成立した段階で、これはもともと教育のところの問題から事実上提起されたような問題ですけれども、教育だけにおいてこの問題を強く指導するという考え方はなくて、やっぱり社会全体だと思ふんですね、先ほど言いましたように、文部省にだけ責任が過重に加担させられるというのは、やはり現場の先生も社会の一員ですから、学校の中だけの問題にしないでいただきたい、そういうふうに思ひます。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部幸代でございます。

初めに、杉原参考人に伺いたいと思ひます。
先生のお話の中で、廃止の手続を経なかったものは有効であるということがあったと思ふんですが、法制化をするのは今回初めてですから、廃止のしようもなかったというふうな歴史的な経緯であったのではないかと今に私に思ふんですが、すけれども、だからこそ今一番大事なことは、いわば初めての国民的な経験ですね。その際、国民的な討論を十分保障するということだと思ふんですが、すけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(杉原誠四郎君) 先ほど憲法が制定されたときに廃止の手続をとらなかったものは有効であると言いましたが、そのときに言えることは、慣習法として成立していたことも慣習としてやっぱり持続したと考えるべきであらうと思ひます。事実、そういうふうに国旗はその占領期に、上げてよいとか上げて悪いとかというふうな言い方を

されましたけれども、そのときの国歌とか国旗というものは、当然今言われているものを指しているわけですね。

それが最初の方の質問の答えで、後者の、議論をした方がよいということ、それ自体は私は問題ないと思ひます。しかしながら、その議論は既にそれこそ戦後、長く見れば戦後ずっと一貫してきてきたので、議論は重要ですけれども、議論はもう熟しているというふうに思ひます。

○阿部幸代君 この間の国会審議の中で政府の答弁も変わってきていて、今までは日の丸・君が代が国旗・国歌として定着しているということに相当強調していたんですけれども、世論調査の結果を見ますと、審議が進めば進むほど、拙速な法制化はやめていただきたい、慎重審議をしていただきたいという方がふえてくるんですね。

こういう事実を踏まえて、官房長官は世論調査の結果で十分国民に理解されていないと、こういうことを認めたいんです。これは国民ですね。それから、外国の人たち、特にアジアの人たちにどうかということについても、長い傷跡を残してきた我が国なので、まだまだアジア近隣諸国の被害を受けた方々から信認されるような状況には残念ながら至っていない、こういうこともおっしゃったんですね。

私は、こういう認識を示しながら国会で法制化をするということはやっぱりおかしいというふうに思ふんですが、この点について最初に杉原参考人、それから次に石田参考人に伺います。

○参考人(杉原誠四郎君) しかしながら、この国歌とか国旗とかというものは、世界の国に国歌がなく、世界の国に国旗がなく、そういう状況で日本だけが国歌をつくり、国旗をつくるのか、そういうものが日本だけにあったからするというのであれば、そういう今の御議論は非常に重要だと思ひますけれども、既に例外なくすべての国が国歌と国旗を持っている状況で、明治以来慣行として存在したものをここで、先ほど言った憲法的にも象徴という意味においては合憲でありますか

ら、そしてこの法案自体ができるきっかけになったのは教育現場の直接の混乱ですから、そういう全体的状況から見たときに、そういう混乱を収束するためには、今まで慣習で行われていたものを法制化してきちっとそういう混乱をなくしようということであるから、別に問題ないと思ひます。

○参考人(石田英敏君) 阿部議員の質問ですが、この件につきましても、私の意見陳述の中でも既に述べさせていただいていますが、二十世紀のこれから五、六十年恐らく存在するかもしれないような第三の国民国家期において根本的な問題であるということを示し上げましたが、したがって、これは審議を尽くすべきである、国民的議論を尽くすべきであるというのは間違いない事実だと思ひます。

○阿部幸代君 杉原参考人、参考のために、念のために伺います。私は国旗・国歌が必要ではないという立場には立っていませんから、これはあつていいだろう。戦後初めての国民的な議論が起こっているわけですから、十分議論を保障して、国民合意の力で新しいものをつくるという道も切り開けるという、そういう立場です。

次に、石田参考人に伺います。
先生のお話を大変興味深く聞いたので、最初に、近代天皇制の呼び込みのために新しく発明された伝統、それが日の丸・君が代、御真影、そういうものであるということで、公教育を通して刷り込まれたというふうにおっしゃっていたと思ふんですが、この刷り込まれたという実際の当時のあり方を具体的に話していただけたらと思ひます。

○参考人(石田英敏君) これは具体的に詳述する時間が恐らくありませんので、先ほど配付させていただいた私たちの共同署名者の中に、この問題について朝日新聞の記事を既にお書きになっている方がいらっしゃいますので、それを詳しくは見てください。

その、刷り込まれたという表現の内実なんです、これは日本だけに限らず、近代国民国家が成

立するときに国民の統合を行う二つの国家装置というものがあつて、それは端的に軍隊と学校というものです。これは日本に限らず。そして、軍隊というのは、まさにこれは身体的な共同性をつくり出すという役割を担っているわけですから、学校も同じように、義務教育、公教育というものによってさまざまな社会的な階層、カテゴリーの違った人々たちを一つの団体としてまとめ上げていく。

日本の場合、極めてこれは規律による統合という形をとった。その統合の形をつくり出す仕掛けとして、日の丸・君が代、御真影、教育勅諭というものがあつたのだということを述べさせていただきました。

○阿部幸代君 戦時中の教育を受けた方から直接話を聞く機会などもあるんですが、例えば校長室に御真影が飾ってあるときに、「御真影じゃない」と呼ぶ者あり、いや、私が聞いたのはそうなんですが、そこに飾ってあるときに、校長室の入り口が見える位置から必ず敬礼をしなければならなかった、そういうことも聞いて、刷り込まれたという表現はまさしく的を射た表現だというふうに思つたんです。

問題は、先生のお話の中で、今後、国旗・国歌が象徴扱いされることによってたらされる作用で学校教育の問題について懸念を表明しておられたと思ふんですが、実際、今現在、卒業式や入学式に日の丸を掲揚し、それから君が代を斉唱するということが、これは最終的には校長の職務権限で職務命令を発してまでとにかくやる、そういう形で進められているんです。

これが法制化されればさらに一層強まるであらうということ、現場の先生たちが一番危惧をしている。もちろん私たちも心配をしていることなんです、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(石田英敏君) 簡潔にお答えいたしますが、それはそのとおりであらう。つまり、権威の体制を強化するというふうに私は申しましたけ

れども、学校における権威のシステムというものが強化されることは間違いないだろうというふうに思っています。

○阿部幸代君 石田参考人と杉原参考人、そもそも教育というのは職務権限と職務命令で進めるものなのでしょうか。石田参考人に。

○参考人(石田英敬君) 私の先ほどの話の中でも述べさせていただきましたが、教育については国民国家の中でも大きく分けて二つのあり方があるだろうと。つまり、市民社会に基礎を置く原理を優先させるような教育なのか、国家の指導を、国家のヘゲモニーというものを強調する教育なのか、分けて主にこの二つがあるだろうと。

もちろん、理想論を、おまへは学者だからそういうことを言うのだらうとおっしゃるかもしれませんが、やはり基本は市民社会の教育、市民による市民のための教育というものを基礎にして教育は行われなくてはいけないと私は思っています。ところが、今行われていることはむしろ国家による教育の強化につながっていくというところが確実に見えてきていることだと思えます。

○阿部幸代君 杉原参考人に。

○参考人(杉原誠四郎君) 今のテーマをもう少し教育論で一般的に申しますけれども、今、教育で個性を尊重するということがありますが、個性を尊重するときに、弱い者を見たいという気持ちになるという子供がいたとしたとき、それも個性です。それを認めることはできません。そういうことから考えたときに、教育というものは、大人の教育の場合には少し違うんですけれども、子供の教育というものは、広い意味では強制をするという範囲内で、そして子供はできるだけそれが強制でなくて自発的に気がつく、わかったということでありまして、しかしながら、弱い子供を見たときに、その心が起こらないように、そしてその行動を起こさないように指導しなきゃいけないわけですから、やはりそういう意味において指

導ということはある。

それで、それは学校においても、教育というのは教員一人一人の自発性に基いてなすことが望ましいことは言うまでもありませんが、しかしながら、制度として全体の中にはそういうふうな指導ということがあるからこそ、初めて教員としての伸び伸びとした教育ができるんだという構造になっていると思います。

○阿部幸代君 石田参考人に、スペクタクル社会論というのを初めて勉強させていただいたんですが、私はスポーツというのは随分政治利用されるものだというふうに思っています。それはとても残念なことで、ナチス、ヒトラーのベルリン・オリンピック、芸術家の力を最大限動員してつくった映画なども私は見ましたけれども、それを例に引くまでもなく随分政治利用されていると思うんですが、その政治利用の際にさらに政治利用されるのが日の丸・君が代というふうな気がするんですね。

それで、こういう日の丸・君が代を尊重するということについて、やっぱりスポーツ大会の場合がよく議論で出されるわけです。日の丸が掲揚されたら、あるいは君が代が流されたら、敬意を払い尊重するのは当然ではないか式の議論があるんですね。私は、スポーツというのはもっとそれ自体を楽しむ純粋なものであると思うんですけれども、先生はどのようにお考えになりますか。

○参考人(石田英敬君) 簡単に答えたいんですが、まさに私が申し上げたのは、スポーツを純粋に楽しむというところが見えなくなっている状況というものが問題であらうと。

それから、ナチス、ベルリン・オリンピックの話をおっしゃいましたけれども、これは二十世紀の、一九三〇年代、四〇年代の、ファシズム期と世界史の中で言いますけれども、ここにあらわれたい全体主義的な権力ですね、これは旧ソ連邦とかというところも含む情報体制の中でできていく権力のあり方ですね、このように二十世紀の中ごろに成立した、マスメディアを大量に動員し

たような権力のあり方の中で、スポーツは政治的利用のいわばある極点を迎えたということは歴史的事実だと思えます。

○阿部幸代君 どうもありがとうございます。

○山本正和君 まず、石田先生に御意見を伺いたんですが、日の丸・君が代についていろいろ意見がありますけれども、事実上、慣習法もしくは慣習的に、日本人も外国人も日本の国旗は日の丸で国歌は君が代である、こういうふうな現実がある。この現実があるというのを認めますかと国民に聞けば、世論調査では圧倒的多数がそのとおりですと、こう答えているんですね。そのことと、これを法制化する、政府が提案をして国会がそれを承認して明文化するということの違いですね。

私はいろんな意見があると思うんですが、日の丸にも君が代にも、しかし、現実の問題として、日本の国旗が日の丸であり、国歌が君が代であるというふうないろいろな言われている、またそういう事実がある、これは否定できないと思うんですが、しかし、それをここで法律に明文化するということの意味をどういうふうに考えておられるか、石田先生にまずお伺いしたいと思うんです。

○参考人(石田英敬君) 私がきょう述べさせていただいてます意見のあるあり方を特徴づけますのは、この問題について国旗・国歌に反対するという立場を述べているのではなくて、法制化というものが持っている問題の深刻にとらえなくちゃいけないのではないかと、多くの知識人、大学研究者から危惧の念が寄せられているというところを御紹介しているわけです。

といいますが、法制化するということは、国家としてあるメッセージをこの問題について今の時点で発信するということですから、そしてそれは、私が先ほど述べさせていただきましてさまざまな問題について、ある態度をとるといって、要するに明示的にメッセージをつくるということですので、そのことが持っている問題をよく考えなくてはならないだろうと思うんです。そして、

それと同時に、やはり明示化する、法にすることによって、特に教育現場のような決定のプロセスの中に、ある強制力が働くようになる、これは否定できない事実だと思いますので、そのことがもたらすさまざまな影響についても深刻に考えなくてはならないと思うんです。

つまり、法制化ということと慣習として存在しているというところは全く違った事実です。世界の国々の中には、国旗にせよ国歌にせよ、それを慣習として持っているという国は幾らでもありますが、そういう意味からいえば、全く違った国旗・国歌に対する日本国家の態度をとるといって何がなるのかというところを考えると、これはいいと申し上げた次第です。

○山本正和君 後段の学校現場に及ぼす影響というところについては杉原先生からもお聞きしたいと思うんですが、教育というものは、幼稚園であらうと大学であらうと教育は教育なんです。

例えば、お二人とも東大の卒業生ですが、私の次男坊も慶応で今、教育学の助教授をやっていますけれども、大学であらうと幼稚園であらうとみんな教育は教育だと思いませんか。教育をする者が何を一体もとに持って児童や生徒や学生に接するかという非常に重要な問題が私はあると思うんですね。そのときに、杉原先生はこれは大賛成のようですから、そうすると東大で主張されますか。東大でも、例えば入学式、卒業式で日の丸を掲げて君が代を歌おうと主張されますか。

もともと私が言いたいのは、こういうことを法制化したことによって、学校現場の混乱をなくし、学校現場で入学式や卒業式で日の丸・君が代を歌えるようになるんじゃないかという願望が政治の側にあるわけですね。政治の側のそういう願望に対して、教育という場はそのままイコールで受けとめていいものかどうかというのが教育の場には私はあると思うんです。

そういう意味で、法制化されたということ、学校現場においてこれをどう扱うかということについての教育という観点からの考え方を、時間が

余りないんですけれども、お二人からひとつ一言ずつ御感想を伺いたいと思います。

○参考人(石田英敏君) 私の方から簡単にお答えさせていただきます。

教育活動の根本的なものとは何であるか。これは、私は先ほど既に申し上げましたが、人類の普遍的な原理に基づく人間の良心であろう。普遍的な価値の追求なくして学問や教育はありませんので、基本的にはそれであろうというふうに考えています。

大学と初等中等教育の間にこの問題についての社会的な扱いの差、慣習の差等があるということ、これは事実としてはそのとおりだと思います。私は、もし大学がこのような社会的強制力に再び支配されるようになれば、これは日本の社会にとって極めて深刻な問題を及ぼすであろうというふうに考えております。

○参考人(杉原誠四郎君) 教育の考え方の基本は先ほどの石田先生とそれほど変わっていないとは思いますが、大人の教育と子供の教育はかなり性格が違う。子供の教育というのは、やはり子供たちを健全な大人にするという課題を背負っているんです。その中には、子供たちは日本人として生まれてくることを知らないで、千九百何年に生まれたということも知らないで全く無知な状態で生まれてくるわけです。それをその時代の社会に合わせて育成していくわけですから、成人が好きなことを自分で教育する、自分で自分を教育する、そういう意味とは少し違ってくるんです。

そういう意味では、社会が健全になるという意図を持って子供に教えますから、社会の調和とか団結とか、人間関係がよくなるとか、そういうことを目指しておりますから、そういう意味の中でこの国旗・国歌というのは教育で非常に混乱したわけです。今はもっと大きな問題が教育の中にあるわけですから、少なくとも国旗・国歌の問題において混乱を起こさせることは望ましくないと、そういう意味ではやはり法制化が今の時点では必要であるというふうに思っております。

○山本正和君 私が特に杉原先生にお聞きしておきたいと思ったのは、高等学校の一年生というのはかなりいろんな本を読みますし、場合によっては進んだ子にも哲学もカントなんかでも読む子がいるんですね。それから、大学の一年生へ入学するときはやっぱり未成年なんです。だから、高校生と大学生の間にそんなに違いはない。しかし、いろんなことを考える。例えば、中学校の二、三年生からいろんな世の中の問題を考えたとき、哲学を考えたり、すばらしい文学作品をつくったりすることができるとは思います。

そういう中で、高等学校では、卒業式、入学式には君が代を斉唱させ日の丸を掲げるということ、これを強制するわけです。これは全部校長が命令して職員が全部並んでやるわけです。大学は全然知らぬ顔をしているが、私は余り変わらないと思う。だから、広島の高専で大変な苦勞をした。

しかし、広島の高専で、もちろん議論がありまして、随分。しかし、高等学校における問題と中学校における問題は違うんです。同じように大学も当然違っていると思うんです。したがって、教育の場というものは、発達段階に応じて、それぞれの学校の現場の中で子供たちの顔を見ながら国旗・国歌を指導するということも指導の仕方は違っていると私は思うんです。それがなぜ、教育学をやっておられるような方が法制化したら学校の現場の混乱がなくなるから賛成ですと、こう言われたのがちょっとわからなかったもので聞いたわけです。

○参考人(杉原誠四郎君) ですけれども、現実には混乱しているんじゃないんですか。

○山本正和君 法制化したらなくなるのかな。

○参考人(杉原誠四郎君) いや、なくなるとは言えません。なくなるとは言えませんが、今のままの混乱が、法的根拠のないものを指導するのはどうしてですかというところが混乱の一つの論理になったわけですから、それは、慣習的に存在したものを、では明確に位置づけましょうということをしたにすぎないんです。

けに指導を強制するというような考え方はよくなくて、やっぱり社会全体がそういう認識をしていかないといけないと思います。

○山本正和君 私は、あなた方が子供のときに、戦争が終わったときに最後の兵隊だったものでちょっと感覚が違うのかもしれないけれども、要するに、江田さんもそうだけれども、今井さんもそうだけれども、東大の全学連が大変な勢いでいろんな苦しい中で学生運動をやっておられたときのあなたはまだ学生だったから、そういうことからいったら、何か東大の教育学部の先生が法制化したら学校の現場の混乱がなくなるだろうと言われるのは非常に悲しい気がするものでつい言ったんです。これはもう答えはお聞きしません。

私は、時間が三分しかありませんからここで最後に石田先生にお聞きしておきたいのは、この問題をどうお考えになるか。私はこの前からいろいろと官房長官にも文部大臣にも聞いていたんですけれども、君が代という歌にはさまざまな歴史がある、由来がある。その中でしかしながら、国歌なんだという事実は厳然として存在している、こうお二人とも主張される。しかし、これから仮に法制化した後にどう扱うかといった場合に、君が代の歴史をきちんと教えること。

要するに、先生が今おっしゃった、近代国家を形成するために国旗・国歌がどう使われたか、あるいは第二次世界大戦においてこれがどういうふうな役割を果たしたか、日本の国民が総動員されるためにどういう役割を果たしたか、いろいろあるんです。そういう負の遺産も皆きちっと教えます。そしてその上に日本が今平和憲法を持っている、平和な国家日本として世界にこれから臨むんです。こういうことを教えていきたいんだ、そういう意味の法制化なんだ、ぜひ御理解を、こういうふうに野中さんは言っているわけなんです。これは一つの見識だと私は思うんです。

ですから、先生は記憶の封殺という言葉を使われて、これを法制化したら。しかし、逆に記憶をきちんとして、それを国民の前にも提示し

て、世界の前に提示して、我が国の歴史はこのとおりでございます。しかし君が代というのは、もともとの歌は古今和歌集や和漢朗詠集にあった本当に平和な歌なんです。だから、歴史の思い出は背負いながらも、日本の国は平和国家として頑張るんですよ、こういう意味でやろうという提案をしていると野中さんはおっしゃる。これは一つの見識だと私は思うんです。

そういうことでの記憶の封殺じゃない格好で仮にこれに取り組みもうとする場合、この辺については石田先生はどうお考えですか。

○参考人(石田英敏君) それには実際上の決定のプロセスが非常に重要な意味を持つだろうと思います。このような形で法制化をするというのは、実はそういう態度を示すことになるのかどうかという点です。その点が説得性を持つかどうかという点の分かれ目になると思います。

そして、記憶の封殺に関する問題ですけれども、細川元首相が朝日新聞に投稿なさっていますけれども、私たち研究者は非常にこの文章に共感しています。つまり、今の問題というのは、細川元首相の文言では恐らく、ちょっと記憶で引用いたしますが、過去と対決しないことがこの問題の根本をつくっている。過去と対決すること、つまり過去の問題をきちっと私たちの国が整理していくということ、これこそが一番重要なことであって、そういう問題を解決しないからこういふことについてのさまざまな問題が起こってくるという点で、それが一番の原因であるということ、これは山本議員のおっしゃることと私も全く同感です。

○山本正和君 終わります。

○扇千景君 お忙しいところをおいでいただいたんですけれども、各党から質問があります。十五分ずつという均等割合ですから時間的な余裕がございません。大変恐縮ですが、一問一答形式で端的に御意見を拝聴したいと思います。まず、石田先生が知識人と称される皆さん方と

反対の共同声明を出しにしている資料をお配りいただきまし。外国人も含めたこの反対声明というのを提出しにしましたけれども、既に世界的には、憲法で定められたもの、それがフランスでありドイツでありイタリアであり、憲法で国旗を定めておられます。あるいは法律で定めているのがアメリカ、オーストラリアなど、またその他文書によって制定しているものがカナダであり韓国であり、言っている時間がありませんから省略いたしますけれども、既に憲法で定め、あるいは法律で定め、あるいは文書で定めている諸国があるにもかかわらず、なぜ日本の国が法制化したらいけないのかという基本的なことをどうお考えか、まず石田先生に伺いたいと思います。端的に、一問一答でさせていただきます。

○参考人(石田英敬君) 法制化ということ、慣習に基づいて国家のシンボルが存在しているという事実は全く違ったことだということは、先ほどの御質問にお答えしました。

どちらを選ぶかということについては、これは今まさにその問題が起こっていることだと思えますので、なぜいけないかというのは、今の時点で法制化をすることが持つ影響が余りにも甚大であるというお答えになろうかと思えます。

○参考人(石田英敬君) 他国の法制化についてはお認めになるわけですね、もちろん、法制化しているということに関しては、

○参考人(石田英敬君) お答えいたします。

それは、それぞれの国のシンボルをめぐる問題について私たちは無関心であるということではありせん。

○参考人(石田英敬君) それでは重ねて伺いたいと思えますけれども、日本の刑法がございます。刑法の第九十二条に外国の国旗の損壊等という項がございまして、「外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」という刑法がございます。その刑法があるということは、子供たちにし

ろ、そういう刑法があることも知らないで外国の国旗に尊敬の念を持たない、もし刑法に触れるようなことをしたらこういう処罰があるというところは、私は、自国の国旗も大事にしなければならぬという論理に至ると思うんですけれども、その点に対してはどうお考えでしょうか。

○参考人(石田英敬君) 今の御質問の論旨が若干わかりかねるんですけれども、もう一度説明していただければいいです。

○参考人(石田英敬君) 刑法九十二条に、他国の国旗等を損壊したり汚損したる場合には刑法に触れると書いてあるんです。

○参考人(石田英敬君) そちらはわかります。刑法に定められているんですから、自国のものを大事にしない者が外国のものを大事にしないのを教えられるのは当たり前ですね。子供を対象にしていますよ、私。

○参考人(石田英敬君) それでは、その先は、つまりそのような意味からいえば、国旗・国歌を尊重する義務を設けるべきであらうという御主張でしようか。

○参考人(石田英敬君) 自国の国旗・国歌を尊重しない者が刑法に触れるようなことをする可能性というのはあるわけですね、そういう意識を持っていないんですから。それはどうお考えになりますかという意味です。

○参考人(石田英敬君) 私の論点からいいますと、つまり現在における国旗・国歌の法制化に明確に反対している立場です。その立論からいえば、御質問のような、尊重義務を設けるべきである、法制化した上で尊重義務を設けるべきであらうという主張には同意することがいたしかねるというお答えになろうかと思えます。

○参考人(石田英敬君) では、端的に伺いたいと思えますけれども、それぞれ教授をしていらっしゃる先生方で、大学とは別としても、先生方お二方とも生徒に国旗・国歌のことを教えたり指導したという経験がおありでしょうか。まず、石田参考人から。

○参考人(石田英敬君) これは私のきょうの意見陳述の冒頭でも申し上げましたけれども、このようなナショナルシンボルの問題については、私は大学において研究と教育を行っています。したがって、こういう問題はどのような問題であるかという点についての研究と教育を行っているというお答えになろうかと思えます。

○参考人(石田英敬君) では、杉原参考人。

○参考人(杉原誠四郎君) 私も大学の授業ではそういう場面はありませんので、直接にはありません。

教育に関係した授業をしておりますから、先ほど申しましたように、教育というものは強制という要素があるんだという、それで成り立つところがあるんだということは言っております。それはちょっと関係ない話ですけども、そういうことです。

○参考人(石田英敬君) 先ほど石田参考人から、集団的忘却であるとか、あるいは記憶の封殺等というようにお話がございましたけれども、私は、少なくとも私の年代、両親等々が戦時中に日の丸の旗に名前を書いたり武運長久と書いたり必勝と書いたり、そういう日の丸を振りながら兵隊さんを送っていた記憶がございます。

私のうちにも、お年を召した方で、私の息子は亡くなりましたけれども日の丸を見ると思ひ出すので情けないというお電話もいただきます。けれども、少なくとも私も私どもは、過去の間違いのシンボルとして使われた、日の丸を戦争を起こしたわけじゃありませんから、その日の丸をもって私どもは二度と戦争を起こさない、あるいは二度と過ちを起こさないという反省と訓戒の意味を込めて、今、日の丸を堂々と私どもの国旗とすること、忘却ではなくて、むしろ今の二十一世紀の子供たちにもそれを堂々と、二度と起こさない平和な日本のために日の丸を上げるといふことも一つの手だてではないかと思うんですけれども、石田参考人はどうお思いになりますか。

○参考人(石田英敬君) それは私のきょうのお話

の論旨をもう一度繰り返さないとお答えにならないかと思いますが、今、戦争期におけるまさに記憶の問題を最初におっしゃったと思います。それはつまり、日の丸によってどのように国民が動員されたかという点の記憶の問題ですね。そして、その記憶の問題がどのような形でこの新たに国旗・国歌をどう考えるかという問題に生かされてはいけないうのかということを私はきょうお話ししたつもりです。

○参考人(石田英敬君) その生かされ方なんですけれども、日の丸があることが生かすことなのか、あるいは日の丸をむしろかえて、今、国旗・国歌は認めるかと参考人はおっしゃいましたので、じゃ日の丸にかわってどういふものをもっと頭に描いていらいやいますか。

○参考人(石田英敬君) 私は、そのような対案を提示する立場に今のところありません。

○参考人(石田英敬君) でも、否定されるのであれば、何かに描いたものがあるにしろと思えます。それと、もう一つそれじゃ伺います。

先ほど国民的議論を尽くすべきだとおっしゃいました。国民的議論を尽くすというのは、どういふ方法が国民的議論を尽くすというふうにお考えでしょうか。あるいは国民投票というふうなことをお考えなんですか。国民的議論を尽くす方法論がもしあれば御参考にお答えいただきたいと思えます。

○参考人(石田英敬君) 簡潔にお答えいたします。

どのような形で議論をすることが国民的議論ではないかということについては、かなり明確な答えができると思えます。すなわち、総選挙に際してこのようなことが問題にならなかった国民の負託を受けていない国会に入ることが国民的議論ではないかということにまず申し上げておきたいと思えます。そして、国民投票についてですが、国民投票は……

○属千景君 いや、私が言ったんで、どういうお考えかを聞いています。

○参考人(石田英敏君) ですから、国歌・国旗の法制化についてどう考えるかということに国民に問うということは、当然あつてしかるべきかと思ひます。

○属千景君 少なくともここにいらっしゃる先生方も含めて国会議員は国民を代表して選ばれて、国民の代理で議論している立場であろうと思ひます。ですから、選挙の公約以外のものは何もしてはいけないうことのようにも聞こえてしまいます。ですので、例えば、国旗・国歌の重要性にかんがみて、これを公約にして選挙をしないというふうにお考えなのか、あるいは我々が国民に選ばれた人間として、国民の代表として議論をしているということの重みというものもお感じいただけるのでしょうか。

○参考人(石田英敏君) もちろんその重みは感じておりますが、国会内の勢力の合同の話も、私は国会外の人間ですのでもう密着したお答えをすることはできないかと思ひます。

ただ、この問題について国民的な負託を議会が受けているかどうかというふうな点については、例えば世論調査等を参考にして判断することも可能ではないかと思ひます。

○属千景君 きょういただいた資料の中で、先生方が反対の署名を出した東大の教員八十六名の声明というのがございますけれども、その中の言で、「推進派がいうような『国民的合意』などどこにも存在しない」とマスコミに報道された。私は、東大の教員八十六名の声明ということでマスコミに発表されたこの「どこにも存在しない」というのは余りにも一方的な、先生方にしては珍しい発言だと思ふんですけれども、どうお考えでしょうか。

○参考人(石田英敏君) まず、その資料の読み方なんですけれども、東大教員声明を代表して私はここにいるわけではありません。その同じ記事の中に報道されているもう一つの声明の取りまとめ役

として私はここにいるのですから、その発言を私の見解であるというふうにおっしゃられるのは、まず事実として違っているということを申し上げます。

ただし、国民的合意が存在しない、国民的合意の内実は何であるかということについては、これは議論の余地があることであると思ひますので、それがそのような形で報道されたということだと理解しています。

○属千景君 少なくとも、反対声明の何人かの皆さんでこういうものを出し、「どこにも存在しない」というのは私は余りにも独断的な発言だなと感じましたので、申し上げたんです。

最後に何について伺いたいと思ひます。先生方は大学の教授でいらっしゃるから、義務教育というものをどうお考えかということに最後は伺っておきたいと思ひますけれども、いわゆる公教育、義務教育というものに関してのお考え。私は、少なくとも戦後の公教育の中で道徳というものが失われつつあると、全部なくなつたとは思ひませんが、思っておりますけれども、義務教育というものをどういうふうにお考えか、最後に伺つて終わりたいと思ひます。

○参考人(石田英敏君) 義務教育というのは、私のきょうのお話の中でも既にさせていただいておりまして、国民をどのようにつくり出していくのかという国家の根幹にかかわる問題だと思ひます。であるがゆえに、国民の納得のいく形で義務教育が行われていかなければならないというのがお答えになろうかと思ひます。

○参考人(杉原誠四郎君) 私は、その点につきましては、子供の教育、義務教育というものにおいては道徳教育というのは不可欠、不可避であると思つております。

○属千景君 ありがとうございます。終わります。

○山崎力君 それでは、時間の関係で手短かに質問させていただきます。

まず、石田参考人。参考人は、日本に今現在、

国旗・国歌があるとお考えでしょうか。

○参考人(石田英敏君) あるというのはどういう意味でしょうか。国旗・国歌というものが存在しているということですか。

○山崎力君 ええ。

○参考人(石田英敏君) そういう事実が存在しているということとは認めます。

○山崎力君 事実が存在するということは、法的な根拠を持った、慣習法的な規範となつた国旗・国歌があるというふうにお考えでしょうか。

○参考人(石田英敏君) 慣習法的にこれが認められているかどうかという点ですが、私の私見では慣習法として存在していると思ひますが、これは法律的な解釈の問題ですので、さまざまな判断、前例、その問題についての判断ですね、これを検証してみないと正確なお答えにならないかと思ひます。

○山崎力君 ということは、今、参考人のお考えではどう意識においては、日本国の国旗は日の丸であり国歌は君が代であると思つていてということでしょうか。

○参考人(石田英敏君) 私自身がということですが、

○山崎力君 はい。

○参考人(石田英敏君) 私自身は、それは慣習として存在しているということを考えています。その認識をしています。

私がその事実についてどういう価値評価を持っているかということについては、私がきょう述べたのとおりです。

る。

それで、参考人の御意見を伺っていると、分析は非常にされているんですけども、その結果どうなんだということが見えてこない。現在のなされた政治的課題に対してこたえていないという

か、その辺の指針を指示してない。むしろその点、杉原参考人の方がはつきりしているというのが私のもどかしさの原因でございます。

といひますのは、今回の問題でございます。少なくとも一人が、国歌、国旗、そういったものに

関連して法的根拠がないと、少なくとも知識人の一員たる教師の団体から突き上げられたことによつて死を選ばざるを得なかつたということが、これは言葉の言い方ですけれども、契機になつて

いるわけです。ある意味で言えば、それを奇貨として法制化しようとしたという表現も可能かもしれません。

それは、奇貨は奇貨かもしれないけれども、それに対して真剣に、その点についてどう考えるかということをお考えなきやいかぬというのがまさに我々の議論であるわけで、その点について石田参考人、先生のこの一連の話というのがどう位置づけられているのかというのが見えてこないんです

が、お考えがあれば伺いたいと思ひます。

○参考人(石田英敏君) 私は、教育行政の問題についてきょうお話をしたわけではありません。この問題についてどういうふうな我々の研究分野からとらえているかという点についてお話をしたわけ、教育学の専門家の方は別に参考人としていらつしやるわけですから、その部分についての言及がないということによって、何かその点について不足があるというふうにおっしゃられても、少し困惑してしまうことがあるかと思ひます。

○山崎力君 わかりました。

そういう感覚からすると、その辺のところから出ているということが、この共同声明にあるように、戦後の状態のなほ崩しの清算にはかならない、こういう表現が出てきたり、「すべての議論

を沈黙させけりをつけて、「戦前」との連続性を再導入しつつ「二世紀」に向かおうとする日本国家のあらたな象徵政治の身ぶりに他なりません。」という表現をされるということは、いかにも侮辱されたという以外に感想を持ち得ないと思うんですが、普通の人間ならばそういう感想を立場によりますけれども持つということに関しては、先生はどうお考えでしょうか。

○参考人(石田英敬君) お話の中の普通の人間という言葉に若干ひっかかりますけれども、私たちが言っているのは、確かに、学校教育の現場において大きな対立が数十年前にわたって繰り返されてきたであろうと。また分析の話になるわけですが、これも、国民、国家の五十年の歴史の中で、それは冷戦時代という世界システムの中で起こった問題であろうと。イデオロギー的な対立という問題ですね。そうした問題とは違った時代に入っていくのに、そのようなイデオロギー的な対立の一方だけを強化するような形で解決法は本当の解決かどうかというところを言っているわけです。そのようなさまざまな対立を時間にかけて融和させていくような道筋が最も合理的な解なのではないかということをおっしゃっているんです。

○山崎力君 その感覚からしてついでにいけない部分があるんですが、冷戦終結前後、イデオロギー対立の時代、そうでないというふうなことをおっしゃっているんだけれども、この問題に関してはそれと全く別の次元でのきつかけになってこの問題が生起されているということについてどう思うかということ。

それから、戦後のいろいろな問題、先ほどの来の発言を聞いていますと、国旗・国歌を〇〇%何の問題もなくやっていて議論にもほとんどない地域というの、現時点においては日本においてかなりの面積を占めているわけですが、人口もある程度ある。そういうところというのは、議論もしていない、ある意味では非常に非民主的であり、戦前のところに戻っているというふうにしか判定できない。こういった議論をされていない

い地域も現実の問題としてあるわけですが、義務教育において。

そういうところというのは、そういうふうな議論のされている地域に比べて、先生の感覚からするとおとくれているというふうな思われるんでしょうか、それとも問題を解決された地域と思っ

ていらつしやるんでしょうか。
○参考人(石田英敬君) 地域差の問題ですけれども、私の観点から申し上げますと、なぜこの問題が広島を舞台にして起こるのかということですね。あるいは沖縄においてはこういう問題についての非常に敏感な世論が存在していると。それが進んでいるというふうなことを私は述べておりません。そうではなくて、それこそまさに戦時下、戦前の記憶の問題がうまく解決されていない地域であるがゆえにこういう問題が起こっているというところを申し上げているつもりです。

○山崎力君 ですから、その辺のところとそうでないところについてどう思っているのかということをお聞いているんです、こちらは。

○参考人(石田英敬君) 私の知り得ている限りのことを申し上げますが、そういう問題が起こっているところでも、それぞれの学校によってこの問題についての処理の仕方は違った伝統をつくってきたらと思うんです。ですから、それらの問題は、その他の部分、コンフリクトが起こっていない部分についてそれらは統合されてしまったというように思っているわけではありません。より自由な伝統を持っている地域もあると思いますし、学校によっても相当違うであろうというふう

に思います。
○山崎力君 ですから、そことの差があることを、今いろいろな問題点がある中で、議論が尽くされていない中で法制化するのは反対だ、こういうふうな結論のようございませうけれども、そういうことになりましたと、参考人の考えでは議論が尽くされた後の法制化というものについて賛否はどうなのか、それとも議論さえ尽くされれば法制化してもいいものと思っているのか、どちら

でございましょうか。

○参考人(石田英敬君) 法制化の内実ですが、法制化についてはいろんな、例えば新しい国旗・国歌を法制化する、そういうオプションもあると思

いますし、それから、十分に議論を尽くした上でこの法制化については是非を問うという立場もあるかと思

います。
○山崎力君 自分のことを言うのは何ですけれども、私の世代というのはまさに七〇年安保世代で、我々の世代が、戦後一番政治学においてしっかりと発言をされてきた丸山眞男先生をして、以降、表立っての活動から引退させた行動をとった世代だと思っておりますが、そういうふうなことを言えば、我々の一番のあのときからの、今も含めての感覚からいけば、我々の日本社会というものが、総括とか、非常に古いある意味で特別な意味を持った言葉になってしまいましたが、そういうこと自体に違和感を持つ民族性ではないのか。最後までその辺のところをききしめていくのが本当にいいというふうには思っていないんじゃないかという問題点がありますし、それから、それをやろうとした立場からすれば、世界各國にしろ、本当のそういうことと総括をききしめていくところまでやっているかと。

例えば、今の大陸中国、中華人民共和国が文化大革命の総括をやったか。台湾の独立運動もそうだし、済州の問題もそうだし、あるいは独立戦争、第二次世界大戦のいろいろな連合国側の問題、そういうものを本当のところは各国とも総括していないんじゃないか。人間というのはそんなものじゃないのか。国家、歴史というのはそんなものじゃないのかというふうな気が今してきている段階なんです。

そういう点で、本当に議論というのをどこまでやるかといったら、まさに先生方のきょうの御

指摘のことを言ったら、議論を詰めるということ

は永久にできないです。
なぜならば、第二次世界大戦の総括というのは我々はどうもしていない、この五十年間。しよ

うとした人もいるんだけれども、していない。それを今から国旗・国歌が出てきたからやりましよう、やらないうちは法制化は反対ですというのは、僕はある意味においては、今までの自分たちの立場を、このことについてこなかったことに対しての逃げの声明でしかない。現場現場で、そのときそのときで集約的にやる、例えば半年なら半年、一年間なら一年かけてやるということが前提であるならばいいんですけども、ただ単にこ

ういうふうなことを言うというのは、僕は逃げでしかない。議論を詰めたくないからだ。先生、申しわけない、そういう考えの方

が随分出ていらつしやるんで、僕なんか、どこまで問題にされているのかというところを詰めていきますと、結局問題点の指摘だけでそこが詰ま

っていないから、このことは今決めるべきではないと、その議論に落ちついていちゃっているわけ

です。そういう感想を持つことについてどうお考え

さまざまな対立軸といえますが、さまざまな構造的な問題といものがここにあらわれているということも言っているわけです。ですから、まさにこの問題こそ今対決すべき、総括するところしやいましてけれども、これらの問題を総括して議論することが必要であり、かつ可能な歴史的な時点に私たちはいると思っております。

ですから、その問題を先送りするとかということではなくて、まさに私たちが問うているのは、先ほど民権、国権という明治の国家の成立の仕方から引きずっている問題を申し上げましたけれども、市民社会と国家との関係、あるいは国民と国家との関係がどういふふうに関連されていかなうてはいかないかという非常に重要な問題なのだから、ともに考えていかなければいけないということとをメッセージとして発信したということ、さまざまな問題を越えようということ、私たちがとは正反対の考え方だと思えたいと思えます。

○山崎力君 杉原参考人に、時間でございますので、質問ができなかったのをかわびして、質問を終わらせていただきます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間御出席をいただき、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分まで休憩をいたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(岩崎純三君) ただいまから国旗及び国歌に関する特別委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、阿部幸代君が委員を辞任され、その補欠として畑野君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 休憩前に引き続き、国旗及び国歌に関する法律案を議題といたします。

午後の委員会には、参考人として、明星大学人文学部教授、感性教育研究所長高橋史朗君及び中央大学教授・東京大学名誉教授・前日本教育学会会長堀尾輝久君に御出席いただいております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、ただいま議題となっております国旗及び国歌に関する法律案につきまして忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず高橋参考人、堀尾参考人の順序でそれぞれ二十分程度で御意見をお述べいただいた後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁とも着席のままです。

それでは、まず高橋参考人から御意見をお述べいただきます。

○参考人(高橋史朗君) 明星大学の高橋でございます。

私は教育の観点から国旗・国歌法案に賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、国旗・国歌をなぜ法制化する必要があるのか、次に、国旗・国歌の法制化が思想、信条の自由を侵害するものではないということについて意見を申し述べたいと思います。

世界各国の教育は、子供の内在価値を開発し、社会生活に適応するための知識や技能を習得させるとともに、その国の文化、伝統を継承し、よき国民たらしめることを目指しております。教育の目的について、教育基本法第一条は「教

育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めております。

私が専門委員を務めさせていただきました政府の臨時教育審議会の「審議経過の概要」その三、これは昭和六十一年の一月に出たものでございますが、そこで指摘しておりますように、この「完成された人格の内容の中には、当然国家や民族の意義と価値の認識、国家の権威と秩序の尊重、民族とその文化に対する理解と愛、国民としての義務と責任の自覚、公共心の涵養などが含まれる」のであります。

しかし、我が国の戦後教育は、日本の文化、伝統を継承する、国民として身につけるべき基礎的、基本的な教育内容を十分に教えてきませんでした。国旗を掲揚し、国歌を斉唱することにより、国家社会への所属感や国民の理想や願いを深めることは学校教育の大切な役割と言えます。一九八八年のソウル・オリンピックにおいて、アメリカのジョイナが優勝し、アメリカの国歌が吹奏され国旗が掲揚されたとき、スタジアムの全観客が起立をいたしました。日本から卒業旅行にきていた高校の生徒と先生だけが起立せず、韓国民のみならず、世界の人々からひんしゅくを買いました。

また、日本青年研究所の「日本の高校生」の「国旗・国歌に対する意識と態度調査」によりますと、日本の青少年たちは外国の国旗や国歌に対して敬意を表さないばかりか、国旗掲揚、国歌斉唱の際にもふざけた態度をとっていると諸外国から非難されています。この調査は、結果は諸外国からの非難が正しいことを証明したと結論づけております。

ちなみに、式典などで国歌が吹奏され国旗が掲揚される時、アメリカの高校生は九七％以上が起立するのに対して、日本の場合は起立をするのは四人に一人にすぎません。大変興味深いのは、

アメリカではいつの場合も起立して威儀を正すのは当然と考えられているため、起立して威儀を正すかという質問自体がナンセンスであるとアメリカ側が主張したために、尊重して起立するか、それとも尊重しないが起立するかを問うことになったという点であります。その結果、前者が八五％、後者が一三％でございます。無視すると答えたのは三％足らずにすぎません。ほとんど全員が起立をして威儀を正すことが明らかになりました。

また、アメリカでは八六％以上が国旗・国歌に愛着を感じると答えていますけれども、日本は五二％以上が何とも感じないと答えており、日本とアメリカでは極めて対照的な状況にあることがわかりました。

その原因について、同研究所は「第二次世界大戦後、日本の国旗・国歌について、諸外国に対する侵略イメージや国歌の内容に疑問を持つ考え方があり、公教育の場でも国旗掲揚や国歌吹奏に際してのマナーを厳格に教えなかったと言えらる。このような国旗・国歌に対する考え方や態度が諸外国の青少年と著しい相違を見せるようになり、外国のひんしゅくを買うようになってきたと考えられる」と分析しております。

これは日の丸や君が代を軍国主義のシンボル視して教えた戦後教育のゆがみの反映にはかならず、子供たちは国旗・国歌の学校教育上の取り扱いをめぐる教育界の不毛なイデオロギー対立の不幸な犠牲者であったことを痛烈に反省する必要があるのではないのでしょうか。

私が国旗・国歌の法制化に賛成をいたしますのは、明文の法的根拠がないために戦後五十数年間続いていた日の丸・君が代をめぐる教育現場の不毛な対立に一刻も早く終止符を打つ必要があると思うからでございます。

四年前、文部省との協調路線に転換した日教組は、国旗・国歌の法制化に反対する今年度の運動方針案を定例会で採択し、「近現代史の中で日の丸・君が代が果たしてきた役割をきちんと伝え

ることが重要だ」という文言を同方針案に追加しました。法的根拠がないことを最大の理由に日の丸・君が代に反対する勢力が教育現場に根強く存在する以上、国旗・国歌を一刻も早く法制化する必要があります。ここまで来てもし法制化できなかったならば、教育界の不毛なイデオロギー対立にますます拍車をかける結果となり、混乱を収拾することは極めて困難になるでしょう。

ところで、入学式や卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱の強制は憲法で定められた思想、信条の自由に反すると法制化反対論者は主張をしておりますけれども、国旗掲揚や国歌斉唱を式典における式次第の一部に取り入れることは、個人の権利の侵害になるという性格のものではなく、教育作用と言えます。

学習指導要領に明記されておりますように、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを尊重することとが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てる」教育作用が入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱にはかならず、その式典での体験が国際化社会の中で生きる日本人の自覚を育てるのであります。

国旗掲揚や国歌斉唱に際して起立を求めたり国歌を歌うことを求めたりすることは、儀式における礼や校歌斉唱と全く同じ意味でございまして、国際的な慣行、マナーになっております。したがって、起立や斉唱を強制にとらえること自体に問題があると言えるでしょう。

学習指導要領は「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」を教員に義務づけているのであります。これはさまざまな教科を教えることを義務づけているのと全く同じでありまして、なぜ国旗と国歌だけは強制にとらえるのでしょうか。

もちろん、学校教育にある種の強制が働くのは当然のことであり、校長は学校教育法や学習指導要領に基づいて学校行事への参加を義務づけるこ

とができます。それに対しても生徒が思想、信条の自由を持ち出して参加を拒否したら、学校教育は全く成り立たなくなります。卒業式や入学式における国旗掲揚や国歌斉唱は、一定の立場の強制ではなく、体験を通して国際的慣行、マナーを学ばせる大切な教育の場であることを明確に認識する必要があります。

大切なことは、子供が成人になったときに国旗・国歌についての明確な考え方を確立できるように指導を積み上げていくことであります。子供自身の考え方を育てるためには、国旗・国歌の意味や精神、国際的慣行、マナーなどについて多面的に指導する必要があります。外国の国旗・国歌について幅広く教える中で、自国の国旗・国歌のよさを世界の中の日本という視野の中で見詰めさせる必要があるでしょう。

自国と外国の国旗・国歌について多面的に教えることによって、子供たち一人一人がみずからしっかりとした考え方を持つことができるように指導していくところに、国旗・国歌を指導する重要な教育的意義があると言えます。教師の国旗・国歌に対する先入観や偏見を強制することは厳に慎むべきであります。

教育と強制の関係について考える際に、能の世阿弥の「守破離」、これは型を守って型を破って型を離れるという能の世阿弥の言葉でありますけれども、「守破離」という言葉は示唆的でありまして、基礎、基本が守、応用が破、創造が離の段階と言えるでしょう。

書道では、形を学ぶ、これを節臨といいます。節臨によって意臨、すなわち心を学ぶことができるようになるということです。形を学ぶことを通して筆遣いやリズムを感得して書の心を会得できるのであります。

日本の芸道はまず形を学ぶところから始めます。勝手な振る舞いを許さず一定の型を強要するという意味で、これは一種の強制と言えます。しかし、この強制を経て、形を支えている心を会得して初めて個性や創造性が育つのであります。

入学式や卒業式における国旗掲揚や国歌斉唱にも共通点があるのではないのでしょうか。まず自国の国旗や国歌に敬意を表するマナーを身につけて、国旗や国歌の心を学ぶことによって国際社会の中で主体的に生きる日本人となることができるとは思いませんか。

入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱を行うのは、国際社会において児童生徒にとって必要とされる基礎的、基本的な教育内容の一つでありまして、このような内容を含む学校教育を行うことがむしろ児童生徒の教育を受ける権利を保障することになるのであります。

つまり、入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱は学校の教育活動の一環として行われるものであります。思想、信条の自由とは、内心の自由について国家が制限、禁止したりみずからの思想、信条の表明を強制したりすることは許されないという意味でありまして、式典の一部である国旗掲揚や国歌斉唱は児童生徒の内心の自由を制限、禁止したり思想、信条の表明を強制したりするものではありません。

平成六年十月の村山内閣時の政府の統一見解に明示されておりますように、学習指導要領は国旗・国歌の指導を義務づけておりますが、それは児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことの必要性を指摘しているにすぎません。

問題になるのは物理的強制や罰則を伴う場合のみでございまして、一九四三年のアメリカのバーネット判決でも退学などの厳しい罰則を伴う強制が問題とされただけであります。児童生徒が国旗・国歌の指導に従わない場合はケース・バイ・ケースで対処しなければなりません。あくまでも教育指導上の課題としてみずからの主体的価値観を形成していくように粘り強く指導する姿勢が大切であり、安易に罰則で処分すべきではないでしょう。

しかし、教師は学習指導要領に拘束されてお

り、教育委員会や校長の職務命令に従う職務上の責務を負っております。教師にも内心の自由はありますが、心の中で反対することと具体的な行動を起こすことは別問題であります。

平成七年二月三日の衆議院予算委員会における政府の統一見解についての与謝野文部大臣の答弁において、「教師の先生方は国旗・国歌について生徒に対して指導するということは当然のこととございまして、そういうものについては実は例外はないわけでございまして」と明確に確認されているとおりであります。

校長には、職務をつかさどるとともに所属職員を監督する職務があります。これは学校教育法第二十八条第三項にあります。職務命令の法的な根拠は地方公務員法第三十二条、「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」にあります。したがって、職務命令に違反した教職員に対しては当然のこととして懲戒処分を行うことができますのは当然のこととあります。

教育基本法第十条において「教育は、不当な支配に服することなく」と定めておりますが、一部の人が入学式や卒業式における国旗掲揚や国歌斉唱を妨げることは不当な支配に該当するのではないのでしょうか。反対の強制は児童生徒の教育を受ける権利を侵害することになり、何人といえども学校行事を私的な思想や信条で私物化することは許されません。

君が代の斉唱を拒否することは児童の権利条約第十四条の思想、良心、宗教の自由から当然であるとの主張もありますが、児童の権利条約第二十九条は「締約国は児童の教育が次のことを目的とすべきことに同意する。」として、教育の目的が「(a) 児童の親、児童自身の文化的同一性、言語及び諸価値、児童が現在居住している国及び自己の出身国が持つ国民的な諸価値並びに自己の文明と異なる文明等に対して尊敬心を育成すること。」にあることを明記しており、さきの指摘は当たりません。

これからの日本の教育に求められているのは、

自己や他者、自己や他国を温かい目で見ることで育つ子供たちを育てていくことであります。自己や自国に対する肯定感の欠落傾向、日本の子供たちの自己評価というものは、中教審の答申にも出ておりますけれども、どの項目を見ても世界で最低であります。その自己肯定感の欠落状況というものが外国に比べて非常に顕著に見られるわけでございます。

もちろん、温かい目で見るということは、欠点を見ないで反省しないということではございません。人格のよさの本質を信頼しながら、人格と行為を明確に区別し、現象の問題行動を否定するのが教育の原点であることを、私は十三年間全国の現場を回っておりますけれども、横浜にある家庭裁判所が指定する施設、仏教慈徳学園というところから学びました。同学園では、非行少年たちが銘石という自然石の傷を毎日六時間やりくりで磨きながら、現象の自分の奥にある本質の自分を発見して、弁護士や医者になるなど劇的に立ち直っております。

真の自己を発見し、自己への誇りを取り戻せば、誇りある反省ができるようになります。自国についても同じことが言えます。自国のよき、自国への誇りを教えないで、自国の欠点ばかりを教えていると自虐的になるだけです。日の丸や君が代に対して過度の罪悪感を持ち自虐的になるよりも、国旗を掲揚し国歌を斉唱するたびに自国への誇りと平和への思いを新たにすることがはるかに自然で健全で建設的ではないでしょうか。

どの国の歴史にも栄光と挫折があるように、国旗・国歌にも光と影があります。しかし、日の丸・君が代と軍国主義とは明確に区別する必要があると思います。ナイフを強盗が使えばドスとなり、名医が使えばメスとなります。化学物質も善用すれば薬となり、悪用すれば毒になります。日の丸や君が代を軍国主義のシンボルだというのは、ナイフがあつたから強盗事件が起きたというような感情論によるこじつけにはなりません。

自国の歴史に対して誇りある反省をすることは

大切なことですが、このことと国旗・国歌問題とは明確に区別する必要があります。自国の国旗・国歌に対して影のみを見るのではなく、光の側面を曇りのない目で真つすぐに見ることが大切であります。敗戦国ほど国旗や国歌を大切にし、決意を新たに国民の連帯を強めて新国家建設に邁進し、民族の名誉と誇りを守ってきた事実を忘れてはなりません。

国旗や国歌はその国とともに生き、長い歴史と伝統の中にはぐまれてきたものであり、国旗・国歌にはそれぞれの国の建国の理想や歴史、文化、伝統、国民全体に共通する思いや願いなどが込められており、これを善用すれば国家の発展と人類の平和と繁栄をもたらすことができます。

戦後生まれの児童生徒たちが日の丸・君が代に抱く素朴なイメージと、軍国主義のシンボル視する教師たちの先入観、偏見との間には著しいギャップが存在します。私たちが考えなければならぬことは、国旗・国歌に対して純粋な気持ちを抱いている子供たちにあえてマイナスイメージを与え、それが教育的に望ましいのかということであります。

自国の国旗や国歌を大切にすることなくして、外国の国旗や国歌を尊重する精神は生まれません。国旗や国歌の尊重は偏狭なる愛国心や軍国主義につながるという考え方は間違っております。むしろ、自国の国旗や国歌を粗末に取り扱う習慣や態度こそが他国の国旗や国歌を尊重しないゆがんだ精神を生み、ひいては他国の人々の名誉や誇りを理解できない日本の若者を生み出すこととなるのであります。異文化交流時代を迎えた今日、過去の偏見にとらわれない曇りのない目で自国と他国の国旗・国歌の意義を教え、これを尊重する態度を育てる教育こそが求められております。

国旗・国歌を法制化することによって、戦後五十数年間続いていた教育現場の不毛な政治的対立、イデオロギー的対立に終止符を打ち、公教育、国民教育の原点に立ち返って、美しい日本人の心、感性を取り戻し、世界に向かって美しい日

本の文化を発信していく契機にしたいと念願しております。

国旗・国歌の法制化は、ゴールではなく、歴史的常識を取り戻すスタートにすぎません。国旗・国歌の問題は実は戦後の日本人、私たち自身の問題なのであります。

まだ少し時間がございますが、以上をもちまして私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(岩崎純三君) ありがとうございます。

次に、堀尾参考人をお願いいたします。堀尾参考人。

○参考人(堀尾輝久君) 現在、中央大学におります堀尾です。

私は、東京大学にいたときには教育哲学、教育思想を講じておりました。現在は中央大学の文学部と法学部で主として国際教育論と教育法を教えております。そういう専門の立場から、そして国民の一人としてこの問題に対する意見を申し述べたいと思います。

私は、結論的に言いますと、国旗を日の丸とし国歌を君が代とするという法案の成立に対しては、余り急ぐべきではない、十分に審議を重ねるべきだという意見を申し述べたいと思います。

そもそも、国旗・国歌というものをどう考えるか。

これは、現代を、そして二十一世紀へ向けての国際社会のあり方を考えるとき、それを私は地球時代というふうに考えようとしているのですけれども、それは地球上に存在するすべての人間、すべての民族、すべての国家が一つの連帯感を持って共生しなければならぬ時代に入ってくるのだというところであります。

その際、それではネーションというものはどうなるのか。いきなり地球市民、地球時代における地球市民の教育というわけにはまいりません。国家の存在というものを私は認めるものであります。当然、国家を単位としてインターナショナル

な関係というものがつくり出されなければならない。その限りにおいて、その国を象徴する国旗・国歌というものは必要であらうというふうに思っております。

しかし、それは日本日本と、国際社会の競争に打ち勝つというような仕方では出ていくような国民意識ではなくて、この国際社会、地球時代にふさわしい国民意識をどういうふうに出てくるか、そういう観点からのネーションの意味をとら直すということが必要なわけで、これからはできるだけ国境は低く、余り日本日本と言ふ必要のない、すべての存在するもののユニークなその価値を認め合うという、そういう社会と国際関係をつくるべきではないかというふうに考えています。

そうした場合、それでは今必要だと言いました国旗・国歌でありますけれども、問題は日の丸・君が代というものが国旗・国歌たり得るかという問題であります。

高橋さんの今のお話では、専ら国旗・国歌というところで、日の丸・君が代の問題について触れられたわけではありません。

なぜ日本の国民の間に日の丸・君が代を早急に法制化することに対して批判があるのか、あるいは学校現場でそれを押しつけることにに対して批判があつたのかということ、決して教育関係者がかたくなな意見を持ってそれを教育したから定着しなかったのではないわけでありまして。日の丸・君が代が果たして国旗・国歌たり得るのかという問題について、国民は多くの疑問を持っているということがあるわけでありまして。

さらに、日の丸と君が代を同じレベルで考えていいんだらうか。日の丸は日本国の象徴として、その日本国というのは戦前の大日本帝国憲法下の日本、そして現在の憲法を含んで日本国、あるいはさらに遠い歴史を含んで日本国の象徴としての意味を持つことはできるといふふうに私は思っています。しかし、君が代は果たしてそうなのか。これは歌詞があり曲がある、そして限定された意味がある。そういう意味でいうと、この日の丸と

君が代を同じオーダーで論ずるべきではないというふうに思っております。

もちろん、この日本国の象徴としてのというところでの丸・君が代も果たした役割があり、特に戦前はそれが侵略のシンボルとして利用されたという事も事実であり、それだけに日の丸に對してもやはり厳しい見方が残っているのは当然のこととあります。

この君が代に關してもう少し述べてみますと、いただいた「国旗及び国歌に關する法律案關係資料」の法律案の提案理由を見ますと、「我が國におきましては、長年の慣行により、「日章旗」及び「君が代」が、それぞれ国旗及び国歌として國民の間に広く定着しているところとあります。」というふうに書かれています。

しかし、広く定着してはなかったからこそ現在のそのような問題になっているんだというふうに考えざるを得ません。そして、長年の慣行と言う場合、これは戦前からというところを当然に意味しているわけで、それでは戦前、戦後を通して慣行が成立していたか。決してそうではなくて、この長年の慣行と言われるものの中間に、つまり一九四五年が入るわけでありまして、大日本帝國憲法から現在の日本國憲法への変化という問題を含んでどう考えたいのかという、その象徴の意味をどう考えるかということが実はあるわけとあります。

例えば、もし私も教師として君が代を教えないければならないとしますと、この法案の別記第二のところに、君が代の歌詞及び楽曲が載っています。これを一年生から繰り返し教えることになりま。子供たちは次第にこの歌ってどういう歌なんだらうと。よく見ると「国歌」と書いてあります。作曲は林広守と書かれています。国歌とはどういう意味なんだらうか。林広守とはどういう人だったんだらうか。これは子供が好奇心を持ち、探求心を持っているならば当然問われる問いであります。そして、この「君」とは何かを先生は教えないければならない。

衆議院での議論を拝見しましたけれども、君が代の「君」というのは天皇である、「が」は所有の「が」であり、「代」は時代であり國であるという説明を一方でしながら、では天皇の國かというところではなくて、國民統合の象徴としての天皇を持つ我が國と教えないければならないことになっていきます。これは非常に子供は戸惑うし、先生も戸惑うのではないのでしょうか。

調べる子供は、国歌、先生も教えるかもしれない。和漢朗詠集あるいは古今和歌集にあった歌なんだ、そしてそのとき君が代であったりあるいは我が國と言われたこともある。「君」とは恋人であったり君のことだというふうな教え方もすることになっていくわけです。それと國民統合の象徴としての天皇とはどういう関係になるのかということ、子供も戸惑い、先生もこれは戸惑うのではないのか。そして、作曲家、林広守という人は何者なのか。君が代の作成過程についても歴史の関心を持つならば、当然これを調べていく人もいます。そして、私自身、実は教育史に關しても深い関心を持っています。その領域では、例えば山住正己さんなんかは本場に専門家なんですけれども、山住さんがこの君が代の成立過程については詳しい、これはドクター論文の一部でもあるんですけれども、研究をしています。

そうすると、最初にフエントンというイギリス人に、陸軍の大山巖が、国歌が必要なのではないかと言われて彼につくらせた曲、しかしそれは日本人にはなじまないというところで歌われなくな。今度は海軍から宮内省に国歌をつくってはどうかというところで、宮内省の式部寮雅楽課が君が代をつくる。そのときエッケルトというドイツの音楽家も協力する。この林という人はどうもこの雅楽課におられた人ではないかということになるわけです。

しかし、この曲も実は余りうまくいなくて、文部省はその後さらに国歌の選定を音楽取調掛に命じている。しかし、音楽取調掛はともて国歌はつくれない、難しいんだということとその命令を

返上する。そこで、エッケルトも参加した宮内庁の曲がこの君が代の曲になっていく。しかし、まだ国歌として認められたわけではなくて、これが国歌として広く教育の場で使われるようになってくるのは、実は一八八九年、大日本帝國憲法の成立、そして翌年の教育勅語の成立、その翌年に小学校祝日大祭日儀式規程というのができて広く君が代を歌うようになっていく。そういう経過があるということでは当然興味の関心になっていくということになります。

有馬文部大臣も歴史をきちんと教えないきやいけないというふうに言われているようです、記録によりますと。この君が代の歴史についても、多分こういうことを知った場合に、果たしてこういう歴史を持つものが国歌たり得るんだらうかということになります。

その前にもう一言言わなければなりません。一九四五年、大日本帝國憲法が現在の憲法に変わった、そのことによって実は天皇の意味というものが大きく変わってくるわけでありまして、長い間慣行としてと提案理由には書かれていますけれども、しかし一九四五年、あるいは新憲法の成立、そのこの意味をどうとらえるかということが非常に大事な問題なわけで、私は、この憲法第一条なるものをどう解釈すべきかということ、古い論文を持ち出して、今もう一遍御紹介しようと思ひます。

これは「註解日本國憲法」、昭和二十八年、一九五三年に出された日本國憲法のいわば註解書としては最も權威ある書物であります。私自身、実はこの二十八年に東大の法学部に進み、そして官沢俊義先生に憲法の講義も聞いたわけでありまして、この第一条をどう解釈するか。第一条は天皇です。天皇をたたえる条項を第一条に置いたのか。

そうではないんですね。つまり、大日本帝國憲法、そこでは天皇は統治権の総攬者であり、陸海軍の總帥であり、そして教育勅語を通して國民の精神的な權威の保持者であったその天皇が、今度

はそうではない、この國のあり方が大きく変わるんだ、天皇主権から國民主権に変わる、そのことによって天皇は象徴になったんだ、象徴でしかないんだということを例えばこの解説書では強調しているんです。

読んでみます。「本条は、日本國憲法の冒頭において、この憲法の基本的組織原理を表明したものである。」この基本的組織原理とは何か。「即ち、國民主権主義の原理である。第一条の規定が含まれている第一章は天皇と題されており、従つて本条は、規定の直接の目的からいって天皇の憲法上の地位を宣明したものであるようにみえるが、しかし規定自体の趣旨は、むしろ新憲法における天皇の特殊な法的地位を宣明することによつて、結局その基礎である國民主権主義の原理を確認するにあつたといわなければならない。」、こういうふうに書かれています。

憲法体制が大きく変わり、天皇の意味も大きく変わった。君が代は残っている。その場合に、先ほど私は、日の丸というのは日本という國の象徴たり得るだらう、それは戦前の侵略の歴史も含み、しかし現在の憲法を持っている新しい日本の象徴にもなり得るだらうと。

しかし、君が代は、その「君」が天皇である限り、天皇の位置づけが大きく変わったのであつて、天皇主権から國民主権へ変わった、その國民主権にふさわしい歌が本当は必要なんじゃないのかということになるわけで、國民主権、人權の尊重、平和主義、さらには二十一世紀にふさわしい國際的な感覺を持った歌、あるいは子供こそが未来である、そういう思いを込めた新しい歌こそがつくられていいのではないかと、いうふうに私は思っているわけです。

改めて提案理由を読みますと、「政府といたしましては、このことを踏まえ、二十一世紀を迎えることを一つの契機として、成文法にその根拠を明確に規定する」と書いてあります。二十一世紀をどう考えればいいのか、そこが実は大きな問題でもあるわけです。

私は、冒頭で、地球時代こそが開かれていかなければならないという思いを込めて、その中の国のあり方というものを考えなきゃいけない、そこではそれこそ平和憲法こそが国際的にも非常に大きな誇り得る憲法ではないかというふうに思っているのですけれども、そういう議論がここで大きく出てもいいじゃないかと。確かに、戦後五十年何もできなかったということは本当に残念なんですけれども、二十一世紀を迎えるということと一つの契機にして、政府はなぜ国民主権、そして平和主義、地球時代にふさわしい新しい歌をつくらうではないかというふうな問題提起をしなかつたんだらうかということを非常に残念に思っております。

なぜ現場の先生たちに批判が強いのか。これは、こういう問題を本気で考えざるを得ない立場にあるから批判も強いのであります。森幹事長が、教育界には反対の人が多から法制化してきちんとやる必要があるんだというふうに発言してあります。これは非常におかしなことなんで、本気で問題を考えようとするばいりろい疑問がわく。私が今申し述べたのもその一つであります。

本気で考える人は教育界だけではありません。今度の問題に対して慎重に議論しようという声はたくさん上がっています。それは世論調査の数字だけではありません。例えば、日弁連も慎重にすべきだという声を上げていますし、あるいは演劇人も署名をして声を上げています。あるいは東大の先生方も百人近い方が署名をしています。そういう動きというものは、本気でこの問題を考えようとする人にとってはとてつもないことである。疑問がふえているのでありまして、世論調査ももちろん、本気で考えようじゃないかということ、だんだんと批判派がふえている。専門家は本当に心配の声を上げています。その声を無視して強行採決するようなことがあっていいんだらうか、私は本当に心配になっているわけでありまして。

この二十三日、衆議院で法案が通ったその直後ですけれども、心ある人たちが集会を持ちまし

た。それは非常に広い範囲での集会の持ち方でした。宗教家が声を上げ、教育者が声を上げ、法律家が声を上げ、そして文学者が声を上げ、あの日比谷野外音楽堂に、主催者としては三千人ぐらい集まるかなと考えていましたけれども、六千五百人の人たちが集まって、そして自分たちの意見を表明したわけです。そういう動きにもっと国会の方々は耳をかし、そういう動きを注目してほしいと思うんです。もちろん世論の数字と、それからそういう専門家たちの意見、専門家は専門家としてと同時に国民の一人として心を痛めているんだというふうに思っています。

今の国旗・国歌、そしてそれをどう考えるか、日の丸・君が代が国旗・国歌たり得るかという問題についてお話ししましたが、もう一つ、私は教育関係者でありまして、この問題に教育という観点から非常に心を痛めている者の一人であります。この法制化の背景は、二十一世紀にふさわしい云々ということも理由上には書かれていますけれども、より直接的にはこの二月の末に広島島の校長先生が亡くなった、その事件がきっかけであることは明らかであります。その問題を解決するために、法律という根拠を持たせて、そして職務命令の根拠を強めようというのがこの法制化の現実的なねらいである、これも明らかなことであります。

しかし、法制化することによって問題が片づくだらうか。これは逆であります。むしろ混乱が広がる、不信感が広がるだけではないか。とりわけ、職務命令だからそれに従わなければならない、従わない者は処分する。しかし、職務命令の根拠というのは何なのか。公務員だからだということも挙げられます。それから、公教育の教師だからだということも言われます。しかし、それは丁寧に考えればとてもじゃないけれどもそんな議論でいいのか。

この職務命令を強行する理論的な根拠として、特別権力関係論というのがございます。これは行政法の理論で、戦前のいわば命令を強行する根拠

として、一般的な市民と国家との関係ではなくて、例えば公務員の世界では特別にその権力の命令に従わなければならないという議論であります。現在使われている議論は、まさに今文部省が使っている議論はそれでありまして。しかし、この特別権力関係論なるものが、例えば行政法学界でどういうふうなとらえられ方をしているかということをおまじと御紹介いたします。

これは、兼子仁という教育法の専門家、私と一緒に「教育と人権」という本も書いた人ですけれども、教育法学界の権威者と言っていると思いがすが、彼がこの特別権力関係論に対して、「行政法学界においても、特別権力関係論一般に対して批判が強まり、こんにちでは、特別権力関係論は必要説をも合わせて、もはや特別権力関係論は通説ではないのみならず一般に積極的な学説の支持が得られなくなっている。」というふうに書いて、文献をたくさん挙げています。これは、田中二郎先生を初めとして行政法学界の泰斗たちの議論が、特別権力関係論というのは古いんだということを強調している議論になっているわけです。

それに加えて、これは公務員の領域ですけれども、教育公務員の特殊性というものをどう考えるのか。公教育あるいは公立学校だから従わなければならないという理論的な根拠はないわけでありまして。私自身、先ほども申しました教育法学を講じている身であります。そして「人権としての教育」という本を書いている人間でもあります。そういうところからすると、そういう考え方が教育戦後の人権の主張、そして子供の権利を軸にし、教育とは何かというものを教育行政の軸に据えなければならぬ。

そこで、教育行政の責任と限界というものが戦後の教育行政のあり方を大きく方向づけている議論なわけでありまして、公教育だから、公務員だから従わなきゃいけない、そんなことはないのではありません。むしろ、職務命令の内容自体が憲法違反である、そういう問題をどう考えるかというところが大きな問題で、それが子供の内面の自由、さ

らに教師の思想、信条の自由を抑圧することにならないか。さらに、教育研究に關してもそれはね返ってくる、そういう問題を持っているということを指摘したいと思ひます。

ちよつと時間を超過して済みませんでした。○委員長(岩崎純三君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、各参考人にお願ひ申し上げます。時間が限られておりますので、御答弁はできるだけ簡潔にお述べいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願ひします。

○森田次夫君 自由民主党の森田次夫と申します。

先生方におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

時間が十五分と限られておりますので、率直にお伺いをいたしたいと思ひわけでございます。

先ほど高橋先生もおっしゃっていましたが、自国の国旗・国歌に対するマナーが教えられていない、そういったところに問題があるんだ、これは学校教育の一環として教えることであって、思想、信条を強制するものではないんだと、こういうお話がございました。これはもともと御意見だというふうに思ひます。

いろいろと言われておりますけれども、オリンピックがあるのは国際大会、そういったあらゆる分野で国旗が掲げられ、国歌が演奏あるいは斉唱されているわけでございますけれども、一番肝心なことは、教育の現場で教えられていない、こういったところに問題があるわけでございます。

そして、堀尾先生がちょっと触れられておりましたけれども、これだけではないんだと言っておられました、やはり公立の学校に特に私は問題があるのではないかな、こんなふうに思ひわけでございます。

この二十三日、衆議院で法案が通ったその直後ですけれども、心ある人たちが集会を持ちまし

そうしたことから、これからますます国際化、そういったことを迎えるわけでございますけれども、国旗・国歌を大切にすると同時に、諸外国の国旗・国歌についても尊重する、いわゆる国際的常識といえますか、そういったものを養うことが求められているのではないかな、こんなふうに思うわけでございます。このような常識というのは、今私たちに必要なだけではなく、ますます国際化の進む次の担い手たちにこそ不可欠である、このように思うわけでございます。

しかしながら、今回の法案では尊重義務というものも盛り込まれていないわけでございますけれども、盛り込まれないことで国旗・国歌に対する学校の指導が後退するのではないかと、こういった危惧をする人もおられるわけでございます。そのことにつきまして、教育者である高橋先生の御意見を伺うことができました。こんなふうに思うわけでございます。

○参考人(高橋史朗君) これは法制化によって後退するということはないと思います。

ただ、もちろん私は個人的には尊重義務を規定した方がいいと思っておりますけれども、しかし法制化によってより徹底されるということを期待したいと思っております。

○森田次夫君 ありがとうございます。

それでは、私、遺族会の代表だということとちよっとお伺いしたいわけですが、これも高橋先生にお聞きしたいんですが、国旗・国歌について一部には過去の侵略戦争あるいは植民地支配を想起せるとか軍国主義のシンボルであるとか、いわゆる国旗・国歌を否定する意見というものがあられるわけでございます。

そこで、この国旗・国歌を戦争に利用したということは私も認めますけれども、いわゆる侵略戦争だとか植民地支配だとかそういったことはともかくとして、いわゆる国旗・国歌というものは国民と喜びも悲しみもともにするといえますか、先ほど光と影というお話がございましたが、ともにするものであると、私はそんなふうに考え

るわけでございます。したがって、戦争のときには一段と国歌が愛唱され国旗が掲げられるということはむしろ当然ではないのかな、私はそのように思うわけでございます。

戦争に際しまして国旗を掲げ国歌を歌ったというところで国旗・国歌というものが否定される、こういうことになれば、例えばフランスのあの三色旗は仏印戦争とかアルジェリアの独立戦争とか、そういったところに用いられておるわけで、こういったフランスの国旗も否定されなければならぬんじゃないのかな、こんなふうにも思うわけでございます。

そうした意見につきまして高橋先生はどのようにお考えになれるか、ちよっとお話をいただきたいと思っております。

○参考人(高橋史朗君) 最後におっしゃったことで申せば、例えばアヘン戦争で用いられたイギリスのユニオンジャック、あるいはベトナム戦争で用いられたアメリカの星条旗、そういったものも軍国主義のシンボルとして当然反対する人たちは反対すべきであります。なぜか日の丸だけに反対するわけであります。

例えば国旗は、リトアニアとかアゼルバイジャンあるいは東欧諸国、そういった国々が民族の存亡をかけて懸命に戦うときには必ず国旗を掲げるわけでありまして、あるいはベルリンの壁の崩壊のときにも、ドイツの国旗を振って喜んでおる姿が私は非常に印象に残っております。

国旗というものはそういうイデオロギーとか国家体制を超えて国家と国民のシンボルでございます。それはきょう申し上げたように、栄光と汚辱といえますが、光と影というものを引きずっているものでございますが、戦争に利用されたからといって国旗を否定する、日の丸を否定するというのはこれは感情論でございます。そのことをきちっと総括することとこれは別の問題でございます。これは区別をして論じるべきだと私は思っております。

○森田次夫君 日本に限って日の丸とか君が代

を侵略戦争のシンボルだというふうに非難されるのは、日本だけが侵略国家であったとするいわゆる東京裁判史観といえますか、そういったことがやはりあるのかな、こんなふうに実は思うわけでございます。

次に、これは高橋先生とそれから堀尾先生にもお伺いしたいわけでございますけれども、国旗・国歌に対する反対意見としてこんな意見があるわけですが、いわゆる第二次大戦の主な侵略国であるドイツとかイタリアは戦後国旗を変えたじゃないか、戦争中の旗をそのまま使っている国というのは日本だけじゃないか、こういった主張をされる方があられるわけでございます。

こうした表現というのは一面では俗耳に入りやすいかもしれませんが、これは明らかに理論のすりかえじゃないのかな、もしそれでなければ事実がわかっていないんじゃないか、こんなふうに思うわけでございます。まず高橋先生からひとつその辺をお聞きしたいと思っております。

○参考人(高橋史朗君) 国旗の歴史というのはそれだけの国によって異なるわけでございまして、その長い伝統に根拠を定着している日の丸というものを戦争に敗れたからといって変えるということとは、ドイツ、イタリアがどうだという比較の話ではないと思っております。基本的には、もう一点は、戦後、新しい国歌をつくらうという動きが実はあったわけであります。例えば日教組は、昭和二十六年に「緑の山河」というのが二千の詞、七百の曲の中から当選しました。あるいは、国民の歌作委員会が国民に呼びかけまして、二万三千編の応募作品から「若い日本」というのが選ばれておりますけれども、しかし当時の国民感情を考えるとできなくて、広く歌われることがありませんでした。

つまり、戦争のためにもし国歌を変えても、それは長い伝統というものを根拠づいていかなければ、たとえ国民歌というものをつくっても根拠がないものであります。ですから、そう安易に変えるものではないというのが私の認識でございます。

す。

○参考人(堀尾輝久君) 森田委員が言われたことで、もうちよっと広げながらお答えしたいと思っております。

森田さんは遺族会を代表してとおっしゃいました。私も遺族です。遺児です。私の父は、私が四歳のときに日中戦争が始まり、戦争に行き、六歳のときに死んでおります。北支です。そういう人間として、私は日の丸・君が代問題にも非常に深く考えるところがあります。だから、遺族はみんな遺族会と同じではない、平和遺族会もあるんだというところも私は特に御記憶願いたいと思っております。

その上で、私の父は死んでおるんです。

質問の中で、東京裁判史観云々、それからドイツ、イタリアは変えたのに日本は変えないというのはおかしい、それは理論的すりかえではないかということが言われました。

私自身、冒頭にも言いましたように、日の丸に關しては日本という国の象徴として戦前、戦後を通してそれは象徴的であると。しかし、その場合に、戦前は侵略のシンボルでもあった、しかし戦後は平和憲法を持つ現在の日本の象徴なんだという意味を込めて、きちんと過去を教えるながら、過去を心に刻みながら日の丸をとら直すということとは可能ではないかという考えを持っております。ですから、それと君が代とは違うということをまず言わなければなりません。

そして、先ほどフランスについて言われました。この三色旗は、自由、平等、友愛をその三色旗に込めているわけであります。そうすると、その理念の意味というものを私たちはどう評価するかということが問われます。

それから、ラ・マルセイエーズに關して言えば、フランス人の中にも、あれは血なまぐさい文句もあるし国歌としてはふさわしくない、そういう意見を持っているフランス人も結構います。ですから、逆に言えば、そういう意見を持っている者に対してそれを押しつけるというようにすることはフランスではやりません。私はフランスに留学も

いたしましたし、その辺のことはわかっているつもりであります。

とりあえずよろしいでしょうか。

○森田次夫君 堀尾先生も戦争でお父さんを亡くされているらしいですけれども、私も実はそういう立場で、そして国会の方に送っていただいている、そういう立場でございます。

その中で、私のところへ、代表ですから遺族会の意見というのがいろいろと来るわけです。確かに平和遺族会ですとか遺族会はたくさんございまして、いろいろと物の考え方はあろうと思ひますけれども、ただ私の中では、法制化を早くしろというような意見はたくさん来ますが、法制化しちやいかぬ、もう少し慎重に議論しろと、こういうような意見はほとんど皆無と言つてもいい、このことをちょっと申し上げておきたいと思ひます。

それから、先ほどドイツ、イタリアの話を申し上げましたけれども、ドイツの場合には一時期いわゆるナチスの党旗、これを国旗とした時代があったわけですが、あれが崩壊して、そしてまたの旧ドイツの国旗に戻った。それから、イタリアの場合には、王制だったんですけれども、戦後、国民投票で共和国になった、こういうことで、いわゆるその紋章を取ったというだけで、国旗・国歌というのは全く変わっていないわけでございます。そのことを私は申し上げたかったわけでございます。

あと二分というところでございますので、これは一方的になるかどうかあれなんですけれども、尊重義務が盛り込まれなくとも、国旗掲揚をもし法制化できれば、これをさらに普及させることが大事なのか、そしてこのことで国民の間に自然と国旗を尊重する心が養われていくんじゃないかな、私としてはそう考えます。すなわち、国旗・国歌に親しみを持たせるといいますか、こういうことが私は大切だろうというふうに思ひわけでございます。

そうした中で、国旗を掲げることにしても、そ

の掲げ方についてはほとんどの国民は知らぬのではないのかな、こういうふうに思ひわけです。子供だけではないで、恐らく大人も知らないだろうというふうに思ひわけでございます。そうしたことを考えたときに、そのマニュアルというのを要領というかな、そんなようなものをつくる必要があるんじゃないのかな。例えば、国旗というのは門の外から見たら右側にやらないとか、交差をさせるときにはどちらの国旗をどういうふうにしてとか、半旗の場合にはどういうふうに掲げるんだとか、そういったことがほとんどわからないのじゃないかな、こんなふうに思ひわけなんです。

私はそういう要領みたいなものが必要だろうというふうに思ひわけですけれども、これはもう最後でございますので、高橋先生だけにお聞きして、終わらせていただきたいと思います。

○参考人(高橋史朗君) 私の意見陳述の最後で、これは戦後の日本人全体の問題だということを申し上げました。作法、マナーを含めて、実は子供たちだけに求められるものではありませんで、先生はどうなんだ、お役人はどうなんだ、政治家はどうなんだ、つまり我々大人自身が問われている、ということをぜひ申し上げておきたいと思ひます。

○森田次夫君 ありがとうございます。

○足立良平君 民主党・新緑風会の足立でございます。

きょうは本場にお二人の先生、それぞれ卓見を聞かせていただきまして、まことにありがとうございます。率直に申し上げて、私、大変勉強になりました。両先生の考え方が全く対照的でございますまして、そういう面での違いといいますか、この問題に対する認識というのを改めて実は感じたわけでありまして。

まず最初に、これは高橋先生にちょっと考え方を聞きましておきたいというふうに存じます。冒頭に高橋先生の方から、法制化の問題について、明文といいますが、これが明確でないといいますが、従来は慣習法であった、したがってそれ

は法的根拠がなかったのが今回の法制化ということとは本場がいいんだ、こういうふうにおっしゃっているわけでありまして。先生の今までの論文等を拝見いたしておりますと、これは「法律のひろば」の中で、平成三年でございましてけれども、慣習法として完全に成立しているということを前提に、一応これは問題ないんだというふうに先生の考え方を私は理解させていただきました。

冒頭のお話は、慣習法というのには触れずに、法制化しないんだめなんだというふうにおっしゃっておりますので、考え方といいますが、どういうふうな観点からそのように主張をお変えになったのか、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(高橋史朗君) 先ほど御指摘のありました「法律のひろば」にも私は論文を書かせていただいておりますけれども、基本的には慣習法として定着しているということが私は最も望ましいと考えております。

ただ、きょうもお話を申し上げましたように、教育現場において一定の反対運動というものが影響力を持っております。その最大の根拠は、要するに明文上の法的根拠がないではないかというのを理由としていろいろと現場で混乱が起きておりますので、その点を考慮に入れますと、しかも政府で法制化問題を提示されてこまめに議論が進んでいて、いや、法制化しないということになれば、私の認識ではますます現場は混乱するであろうに思っております。そういう理由から法制化が必要だというのが私の現在の判断でございます。

○足立良平君 そこで、先ほど話が少し出たかと思うんですが、それでは法制化をすることによって教育現場におけるトラブルというものが本場に解消していくことにつながってくるのだからかというところが、ある面におきましては実は焦点になっていくわけでありまして。教育現場でのいろいろなトラブルというところは、これはもうあつてはならないことでありますので、このトラブルを解

消していく、そしてまた日の丸なり君が代というのはさらに定着をしていくことが望ましいというふうに私は思っているわけでありまして、それでは具体的にどうしたら本場にきちんとトラブルが解消していくんだらうかなと。

それは法制化の方がいいんだらうか、あるいはまた慣習法でやった方がいいのか、これは両方の問題もあるわけでありまして。きょうの午前中も、文部省が強制し過ぎるからトラブルがあるんだとか、あるいはまたこちらがどうであるとか、いろんな、この種の問題というのは極めて相対的なものでありますから、トラブルを解消していく手法というのは何なんだらうかという感じで議論があるわけでありまして、その点につきまして先生の考え方を教えていただきたいと思います。

○参考人(高橋史朗君) これは、私はやっぱり教育の本質論というものをから、イデオロギーは対立をしますけれども、つまり今日の子供たちの現状、そして問題点、それをどういうふうに乗越えていかなきゃいけないのかというところのかかわりで、学校教育というものは一体どうあるべきなのかという教育の本質に立った議論、これを巻き起こしていく以外にない。もちろん一巡りになかなか鎮静化はしませんし、恐らく一時的には混乱が拍車がかかるかもしれません。しかし、私は次第に落ち着いていくんだらうと思ひます。

ただ、この問題は余りにもいわば政治問題として出てまいりまして、教育の本質論として国旗・国歌の指導というものが一体どういう意味があるのかとか、そういう教育の本質論からの議論が欠けていたと思ひます。

例えば、文部省対日教組の対立図式のようなものが続いてまいりましたし、そういうものを超えて、世界に向かってこれから一体どういう子供たちを育てていかなきゃいけないのか。きょう堀尾先生が地球的視野というところをおっしゃいましたが、まさにその地球的視野に立って一体どうあるべきかという、義務教育そのものは一体何のために存在するのかも含めた根本的な議論が必要で

はないかというふうに思っております。

○足立良平君 その上で、ちょっと堀尾先生の考え方もお聞かせ願いたいと思ひますのは、これは先生の「季刊教育法」、一九九〇年の夏季号、このパンフレットを拝見いたしました。私、ずっと拝見をいたしておりました、質問のなには、先生の国家観、これはどういふお考えなのかというふうには実は疑問を持ちました。

というのは、今、高橋先生も御指摘でございしたけれども、こういう文章がございします。これは山住先生との対談なんでございしますけれども、山住先生は「ともすると非合理的なナショナリズムをもたらしがちな民族・国歌など、たいして必要とは思えない。あるとどうしてもそうなりがちなものでね」といふふうにおっしゃっている。これはいふゆる地球全体で物を考えていかなきゃいけない、こういう意味であろうと思ひます。堀尾先生の方は、それを受けて、「そここのところは、人類の課題という意味では僕も全くそう思うのですね。」、こういうふうにおっしゃっているわけであります。

ほかの項目では、まさに地球は一つという、世界市民、地球市民という概念の中で「国家意識なんていうものはできるだけ小さくして、これはこれからの教育の課題でもあると思うのです。」といふふうには先生はおっしゃっているわけですね。

ですから、いふゆる国旗あるいはまた国歌というものの対するなにと、いふゆる国家観というものの、これとの関係が大変密接なではないかといふふうには私は類推をしてみましたので、ちょっと先生の考え方を聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(堀尾輝久君) 今御指摘の問題、先ほど私は地球時代において国家というものがどうなるんだらうかという形で話をしました。山住さんとその辺が意見が違ふということも今使われた文獻でよくおわかりになると思ひます。

山住さんは地球時代には国旗・国歌も要らない

だらうというふうな意見になるようですけれども

も、私は、地球時代、しかしそれを構成するのは国民国家が単位であることは間違いない、そして紛争の問題などを含めても国家主権の問題というのは国際関係の中では尊重されなければならぬ、強国が国家の主権を侵すというふうなことは許されるべきではない、そういう問題を抱えて地球時代へ進んでいかなければならぬ、そうするとその国家のあり方というものが当然従来のように少なくとも戦前の帝国主義諸国がせめぎ合っていた国家観とは違った国家でなければいけない、その国家というものは、国家、国家と余り言わなくて、地球時代にふさわしい、お互いの民族的な伝統を尊重し合ひナショナルアイデンティティーというものを本気で考え合うような国家であるべきで、その象徴としての国旗・国歌というものが必要であらうという議論をしていふんです。

ただし、私は、国旗・国歌が必要だらうといった場合に、日の丸・君が代がにわかにならぬ・国歌だといふことは違ふんだといふことをぜひ御理解いただきたいと思ひます。そして、それはまた日の丸・君が代をそれぞれ区別して議論を深める必要があるというのが私の議論であります。

○足立良平君 それでは、その上で高橋先生に再度お聞きをしておきたいと思ひますのは君が代の問題についてであります。

君が代の問題で、今までの政府というのには君が代というものをどういふふうには解釈をするのか、あるいは「君」というものをどういふふうには解釈するのか。ずっと今日までの国会における議論といふますか、その解釈をめぐりましては相当長い歴史を突いておりました、そしてその中で、大きく言えばそう違つていないのかと思ひながら、時間がありませんから全部は申し上げませんが、微妙な違いが若干出てきています。

君が代というの、先ほど先生のお話の中にありましたように、いろんな歴史があります、古今和歌集から始まって、この歴史があつて、そし

て明治のあゝいう天皇に対する君が代の解釈もございしました。そういう面からすると、一つのそのときの政府の解釈できちんとしてしまふということは本当にいいんだらうかと。

例えば時の政権がかかることによつて全く解釈が異なつてしまつていふふうなことを考えてみると、そういう面では一政府の解釈といふものは余り固定化せずに、国民全部があなたであり、「君」であり、あるいはまた象徴である天皇といふふうないろいろな解釈といふものが存在をして、そしてその中で国を愛する、あるいはまた我が国を誇りに持つような気持ちを醸成していくといふことの方がいいのではないかなという感じを実は持つたりするものですから、高橋先生のお考えをちょっとお聞かせ願ひたい、このように思ひます。

○参考人(高橋史朗君) 基本的には、国民的な確信といひますか、歴史的な常識といふものと政府の見解がもし外れている場合は私は問題であると思ひます。

おっしゃいましたように、君が代の「君」の意味は、確かに広い意味でのあなたという意味から天皇を意味する君といふふうな変遷がございしました。しかし、天皇と国民の関係といふものを考えますと、私はその根本的な問題ではないと思つておりました、例えば、ここに憲法改正当時の担当大臣の金澤徳次郎さんのものを持ってきたら、大臣が、そこには「主権は天皇を含みたる国民全体」と言つておられますし、芦田均、衆議院の憲法改正特別委員会の委員長でございしましたが、この方も、「国家意思の発動は天皇を含めての国民の中にある」、こういう説明でございしますね。

そういう点も踏まえまして、現行の日本国の憲法第一條が、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、国民の総意に基く」といふその憲法第一條といふものに立脚して解釈されているといふことは、著しく国民の歴史的な常識であるいは国民的な確信といふものと離れていないと私は思つておりますので、特

に問題はないと思つております。

○足立良平君 同じ質問を、ちょっと余り時間がございますませんが、堀尾先生は一体どういふふうにお考えになりますでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) 政府の解釈を固定化して押しつけていかないという御質問がございました。その前に、高橋さんは教育の本質から考えるべきだと今言われました。私は、教育の本質から考えるべきだ、そして教育の本質と国家の関係を問うべきだといふふうには思つています。

そうした場合にどういふ議論が出てくるか。これは私の「人権としての教育」の中で引用しているものですけれども、つまり近代の国家と教育の基本的な関係について、例えばコンドルセというフランスの革命期に活躍した思想家がいますが、彼は公教育の思想にとつては非常に大事な人物な人ですけれども、こう言つています。「政府は」どこに真理が存し、どこに誤謬があるかを決定する権利はもたない」、「政府によつて与えられる偏見は、真の暴政であり、自然的自由のうちの最も貴重な部分の一つに対する侵犯である」、こういうふうにはコンドルセは言つています。

このコンドルセは公教育の必要を説き、そしてその公教育で何をなすべきか、それは人権としての教育をすべての国民に保障する制度としての公教育、そのためには国家はその内面に介入すべきではない、どこに真理がありどこに誤謬があるかを決定する権利は持たないんだといふことを言つています。教育の独立性、自律性を主張したわけですから、これが非常に大事なことで、私は高橋さんにそここのところをぜひ考えてほしい、教育の本質から問うんだらうといふふうには思ひます。

さらに、イエリネックといふドイツの法哲学の先生は、国家は内面にかかわるものは何も生産はしないといふことを言つています。これが言うならば内面の自由、そして教育の本質と国家の関係についての学説的に非常に大事なポイントではないかといふふうには私は思つています。

それからもう一点、これは質問というよりもあ

れでしようか、天皇を含んで国民ということを書かれましたが、先ほど私が紹介した「註解日本国憲法」というのは本当に大事な文獻でありまして、どういふ人が解説しているか。これは田中二郎、鶴岡信成、団藤重光、平野龍一、加藤一郎、そういった人が解説を加えている非常に古典的な憲法解釈なんですね。そこでの第一条解釈というものは非常に大事だというふうに私は思っています。

○足立良平君 終わります。

○山本保君 公明党の山本保です。

時間が限られております。また、この会といいますが専門の先生方に来ていただきましたが私どもが意見を聞き合う会でございます。本来ですと議論を聞かせたり議論を申し上げたりするということが本来の話し合いですが、この会はそのようなものではなくて、お聞きするということがございまして、反論また反対の意見なども私もあるわけですが、それは意識的に出さないので、先生がおっしゃったことについてお聞きしたいと思っております。

まず、高橋先生にお聞きします。

実は私も、きのうここでありますときに権利条約を引きまして、なぜこれを文部省がもっとも使わないんだと。形式的な職務命令とかそんなことばかり言って、一番肝心な、もう諸外国で認められている、国が子供の最善の利益、子供の最大の発達保障という観点からいって、子供たちに自国のまたは出身国の、また他国であっても、それに対する尊敬の念を育てるといふ教育がちゃんと示されており、日本もそれを批准したのでありますから、当然これは日本の教育の基本に掲げべきである、こういうふうに申し上げました。

今、先生は同じことをおっしゃったわけですが、ちょっとそれで細かいことをお聞きします。教育基本法を先ほどお読みになられました。その中に当然含まれておられると、こう言われましたが、私はきのうは、やはり教育基本法というのは歴史的制約もありちょっと難しいのだから、

改正すべきだという意見もある、しかしそこまで行かなくとも、もう既にこういう立派な条約をきちんとか批准しているのだから、この二つそろえてこれが日本の教育の内容についての指針である、こう言えはいじやないかと、こういうふうに申し上げて、余分なこと、文部省はどうも権利条約が嫌いなようですねというふうなことも言ったんですが、先生はその辺についてどうお考えでございますか。

○参考人(高橋史朗君) 私は、三十のときにアメリカに参りまして、G H Q文書を三年間アメリカでこもって研究をいたしました。

したがいまして、教育基本法の成立過程等も研究をいたしております。ただ一つだけ私が思いまして、日本側の教育基本法の前文案には伝統を尊重するという言葉が入っていたのであります。ところが、これを削ったのは占領軍の民間情報教育局のトレイナーという教育課の課長補佐でございまして、私はアメリカで実際にその方にお会いしました。そして、インタビューをいたしました。なぜあなたは伝統を尊重するという言葉を日本側の教育基本法の前文案から削除したのかと。それに対してトレイナー博士の答弁は、伝統を尊重するということは封建的な世の中に逆戻りするといふ意味だといふふうに言われたと。その誤解がいくさつでございまして。

先ほど私、冒頭に申し上げましたけれども、実は教育基本法の中に先ほど申し上げた人格の完成といふことが強調されておられて、国家及び社会の形成者として国民の育成を期するといふことがはつきり書いてあるわけでございます。

ですから、その意味で、この教育基本法の本来の精神の中には伝統を尊重するといふ言葉が日本側の立法者自身にはあったわけでございます。で、そういうことも踏まながら児童の権利条約のいい点を生かしていくといふところが私は今後のとるべき道ではないかと思っております。

○山本保君 ありがとうございます。

それで、もう一つお聞きしたいんです。

それは、私の実は言ったことと同じことなんです。が、内心の自由ということ、教育上のいわゆる強制でありましてとかプレッシャーをかけまして子供にやらせるといふことは別なんだと。きのう、このことはもう少し詳しく議論すべきだったなと思っております。先生がおっしゃったので安心してわけなんです。が、どうもその辺が一般的に誤解がされているような気がするんです。

それは、例えば戦前の内村鑑三事件でありますとか、宗教的な自分の確信に対して、戦前の場合の天皇もしくは国旗といふものの意味合いといふのと私は今は変わってきているんだらうと思うんですが、確かにこれは余り議論がされていないと思うんですが、ですから、宗教的なといふか、または党派的、いわゆる政治教育的な意味でそういうものは拒絶する。こうなればもちろん拒絶できるわけですが、そうなりますと、教養とか内容がそんなものではないんだといふことですね。ここをもう少しきちんと議論しなくてはいけないのかと思っております。

先生、その辺をもう少し補足的に、教育上の課題といふふうに文部省も言っているわけですが、これはどういう意味かといふことについてお願いたします。

○参考人(高橋史朗君) 私は学校教育の立場で物を申し上げたんですが、例えば式典の中で国旗を掲揚し国歌を斉唱するといふ体験を通して主体的な価値観を形成する。それは、国旗掲揚のときに生徒を起立させたり国歌を斉唱させたりして、そこで生徒の内心の思想とか宗教とか、そういうものを問題にしたり、生徒の思想とか宗教といふものの表明を強制するわけではございません。で、生徒が心の中でどういふふうに思っているかがそれは自由でございます。ですから、そういう点に留意しながら指導していけば問題はないといふふうに思っております。

○山本保君 それでは、堀尾先生にお聞きしたいと思います。

私は持田栄一先生の門下でございまして、コンドルセのことをおっしゃいましたけれども、まさに先生の理論的、立論の立場であります私事の国による共同化といふ公教育概念、この中で国旗・国歌といふものはどういふ意味を持つのかといふお話をきょうはぜひ伺いたいなと思っておったんですが、ちょっときょうは時間の制約もあつたせいか議論されなかつたように思うわけでございます。

先ほど足立委員の方からも山住さんとの対談が出ておつて、そこで先生は、日の丸については私は敗北主義じゃないのでいいんだというふうなことを書かれて、先ほどそんなことをおっしゃったのかと思うわけですが、先生の私的な教育の国家による管理というときに、日の丸といういふ非常に論を立てられるのかと思つたんですが、どうもそうでない。この辺はどういふふうに整理されるんでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) そこはぜひ誤解のないようにお願いたします。

私は日の丸を法制化していいということに賛成しているわけではございません。私が強調したいことは、日の丸と君が代の象徴の意味の違いということでありまして。これは相当丁寧に話さなければわかっていただけないかもしれませんが、同時に、日の丸に関しても、それが過去侵略のシンボルであつたといふことをきちんと心に刻む必要があるんだと。その上で、新しい平和のシンボルとして日の丸は使えないだろうか。私には、気持ちとしてはそれは認めてもいいんじゃないかといふ、これは個人の感じであります。しかし、それを国旗として、しかも法制化し学校に必要とするといふことは全然違うことであります。

その侵略性といふことで申しますと、先ほど資料が配られていますけれども、その写真の載っているものです。これはどういふことかといふと、これは一九三三年の四月二十九日、上海の公園で起こつた「薬事」といふふうに当時書かれて

います。そのときの新聞であります。

これはどういふ事件だったかという、一九三二年、満洲事変の翌年、満洲国が成立したその直後です。上海で白川司令官のもとで天皇節を祝う式典があったわけですね。写真は日の丸が掲げられ、そして解説がちょっと小さい字で書いてありますけれども、君が代が歌われたその直後に爆弾が投げられて、白川大將は亡くなり、重光葵氏は右足を失った、こういう事件なんです。

こういう物騒な事件をなぜ私が取り上げたかといひますと、やはり日の丸に関しても君が代に関しても、その侵略性というのは、戦争が始まって先頭に日の丸を立ててと、そういうイメージだけではないということですね。この一九三二年四月二十九日に上海でこういう式典があったということに私は驚いた。しかも、実は私、この四月の末に韓国のシンポジウムに呼ばれて、その帰り、ソウルの郊外に新しく尹奉吉を記念する記念館が建ったんですね。そこに韓国の友人がぜひ行こうということで僕は連れていかれたんです。そして、その事実にもう一遍直面せざるを得なかった。だから、非常にしんどい体験をしてきたわけです。

その侵略性ということとは、だから韓国の人たちから見れば、これはもう心からぬぐい去れないもので、しかも新しい記念館を建てて、そして若い人たちがそこに行っているという。だから、日本の若者と韓国の若者の言うならば相互の理解の感情の亀裂というのは非常に大きいんですね。だから、そういうことを何とかしなくちゃならない。大学で教えていても本当にそのことを感じるんです。ですから、そこが一つ大きな問題だと思つて、ちょっと刺激的な資料をお出ししたんですが、それはそういうことなんです。

ですから、日の丸に関しても、その侵略のシンボルであったということをきちんと心に刻む必要がある、このことを私はやはり教える場合に言う必要があるというふうに思っているわけです。それから、たとえ国旗と認めても、それを教育

の上でどう利用するかということとは全然違う問題なんです。そこが現場が一番混乱しているわけですね。教師の中だって、自分は国旗として認めてもいいと思つていて教師でも、ああいう形で指導要領に書かれ、そして職務命令で押しつけられると、これはちょっとおかしいんじゃないかということでも戸惑いが非常に広がっているということなんじゃないでしょうか。

教育のあるべきことといえば、卒業式、入学式というのは教育実践の始まりであり終わりであり、教育実践にふさわしい式というものをそれぞれが学校の教師が、そして子供も参加してつくるべきだと、これが教育の本質から考えられた入学式であり卒業式ではないかというふうに私は思っています。

○山本保君 どうもありがとうございます。私は、こういうお話ももちろん重要で、同じ感でございませうけれども、先生からぜひ理論的な整理をしていただきたいと思つたんですが、時間的なこともあるということでございます。

それでは、高橋先生にもう一つお聞きしたいんですけれども、先ほどの続きになるんですが、私もきのう実はちょっと文部省とお話をし、後から余り厳しく言わないでくれなんて言われたんですが、子供の教養方というのがやっぱり道徳教育にもあると思うんです。

ところが、今までの日本の道徳教育論というのは非常にその辺がいかげんでして、今回の指導要領を読みましても、国旗・国歌は大事だと思つただけけれども、例えば儀式・学校行事などでの取り扱いというのは、小学校から高等学校まで全部同じ書き方をしておつて、掲揚して斉唱せよと。こういう教養方では全然発達段階に即した教養方じゃないんじゃないかということでもちょっとかみつかせていただいたんです。

高橋先生、その辺について、もう時間も余りありませんが、アメリカの教育にもお詳しいということでございますし、いわば道徳的な発達観というふうなことからどのような指導で、法制化に

伴つていいますとまた政治的に何かいろいろあるんですが、私は、法制化に伴つてではなく、まさに学校教育上の課題として、文部省はその指導方針についてもっとわかりやすく、また今の最新の教育方法の理論に基づいたものをきちんとすべきじゃないかと思つておられますけれども、いかがお考えでございますか。

○参考人(高橋史朗君) 道徳教育のお話が出ましたけれども、これは中教審の心の教育の答申に出ておりますが、小学生から中学生にだんだん学年が進むにつれて道徳教育がつまらないというふうになっていくわけです。中三で五割ぐらいに落ちていくわけですから、もうほとんど死んでいる状態であります。

それは、頭で知識を教えても道徳という行動は変わらない。アンダースタンディングという、理解する、そしてリアライズするという、実感するという言葉がございしますが、これは涙で例えますと、涙は水と塩分からできているという成分を教えたばかりなんです、知識を。しかし、涙というものは、涙を流している人の心を体験して、実感して、ともに涙を流すときに、つまり心の実感を伴つたら、それが心のエネルギーとなって、生きる力となって行動を変えるわけでございますので、その意味で、単に形式的なことではなくて、あるいは建前論ではなくて、気づかせるという教育が求められるんじゃないかというふうに思っております。

○山本保君 ちょっと時間があるようでございしますので、もう一問。
堀尾先生、ちょっと専門ではないのかもしれませんが、最後に特別権力関係論をおっしゃいました。こうなりますと、私立学校の教師についてという議論ができなくなるのではないかと、そういう気もして、文部省は最近こういう言い方をしていないと私は思つておられますが、その辺についていかがですか。

○参考人(堀尾輝久君) 文部省も特別権力関係論という言葉は使っていないですね。しかし、中身はまさにそのものだと言わざるを得ない。業務命令、そしてその根拠に、公務員だから、それから公教育だからという言い方をしています。今御指摘のように、公立学校の教師はという言い方もしています。では、私学はどうなのか。公教育という場合に、私学を含んで公教育なんです。なぜ公教育か。それは教育というものが本当に一人一人の権利であると同時に、みんなのものであるという意味でのパブリックなのであって、公といえは国家が介入するという公観そのものが戦後否定されたわけです。にもかかわらず、特別権力関係論というのはまさにその古いイメージで公なるものを考えている、国権論的な公共性論だというふうに私は考えています。

○山本保君 ありがとうございます。
○堀野枝君 きょうは、高橋先生、堀尾先生、どうもありがとうございます。
高橋先生から国際的なマナーというお話がございました。それで、あわせて堀尾先生にその国際的なマナーということでも伺っておきたいというふうに思つていますが、外国の国旗・国歌をどう尊重するか、また自分の国の国旗・国歌への尊重をどうするか、こういうことではどのようにお考えでしょうか。堀尾先生に伺いたいというふうに思っています。

○参考人(堀尾輝久君) 私は、冒頭でも申しましたけれども、地球時代にふさわしい国のあり方というものが求められなければならない、そしてその限り、国旗・国歌というものはそれぞれ尊重しなくてはならない、そういうふうに思っております。

ですから、むやみに傷つけたらというふうなことはなしてはいけません。そういう意味でのマナーというものは必要であらうというふうに考えています。

○堀野枝君 それでは、入学式ですとか卒業式で、国旗掲揚、国歌斉唱という点ではいかがでしょうか。堀尾先生。
○参考人(堀尾輝久君) 今、文部省及び教育委員

会の指導のもとで行われている卒業式、入学式のイメージを皆さん描いていただきたいのですけれども、この式典の演壇の後ろ側に日の丸が掲げられており、そして演壇に登る方は一人一人まず頭を下げます。何に頭を下げているんだらうかというふうに思う子供もいます。日の丸なんだ、国旗なんだと。国旗には敬礼をし、尊敬の念をあらわさなければいけないということになっています。

そうすると、卒業式、入学式がどういう雰囲気になるか。後ろに張られた日の丸に頭をみんなが下げているということは、これはマナーとしてどうなんだらう。これが尊敬していることになるんだらうかというふうに私は思えます。非常に奇異な感じがします。それをしないのは愛国心がないからだ、そういうふうに言われたら、ますます内面的には混乱するだけではないだらうかというふうに思っています。

繰り返しますけれども、私は自分では愛国者の一人だと思っております。

○畑野君校君 そういう点で、内心の自由を守るということが今度の国会でも議論をされておりますけれども、先ほど先生は一九四五年というその年で大きく変わったんだというお話をされました。この内心の自由を守ることがなぜ大事なのか、その点ではどのような歴史的経緯があるのかということも含めてちょっと伺いたいと思っております。

○参考人(堀尾輝久君) 今、本当の問題になっている内心の自由、それは子供の内心の自由を奪うことにならないかというレベルの問題と、もう一つ、教師の内心の自由を奪うことにならないかという問題があります。さらに、それがね返って、例えば教職関係の教育をやっている大学の教師の学問の自由を制約することにもなっていないか、そういう問題を含んでこの内心の自由の問題があるわけです。内心の自由というのは基本的人権の中でも本当に大事な精神の自由、これが基本的人権の中核なわけです。

日本国憲法も、第十九条には「思想及び良心の

自由は、これを侵してはならない。」という大原則が書かれているわけです。なぜこの原則が書かれたのか。これは当たり前じゃないかというふうに思われるかもしれない。しかし、少なくともこれは思想、信条の自由を奪われていたその経験に即して、それがあってはならない、それは人間の尊厳を侵すことになるんだという強い過去の批判を通してこの十九条が成立したわけであります。

これは、日本の憲法ではそうだけれども、市民革命、そして市民憲法のそれぞれが精神の自由を非常に大事にしている。これが近代国家のいわば中核的なものですけれども、それはヨーロッパの場合にも絶対王政に対する市民の自由の要求として出てきたわけですし、日本でいえば戦前の抑圧に対して、それではならないということであります。

またまた「註解日本国憲法」を引いてみますと、こう書かれています。

本条は外的権威に拘束されない内心の自由を保障することにより、民主主義の精神的基盤をなす国民の精神的自由を確保することを目的とする。過去において危険思想、反国家思想、反戦思想等の名を以て思想の弾圧が行われた経験に鑑み、再びかかることならしめようとする意味をもつ。

こういうふうに書かれているんです。

〔委員長退席、理事斎藤正君着席〕

つまり、これはまさに戦前の反省を通してこの十九条が生まれた。戦前の反省というふうに一口で言いますけれども、これは天皇制国家、大日本帝国憲法が精神の自由にとってどういう意味を持ったかということであります。

非常に具体的な例でまず考えれば、この帝国憲法が一八八九年に成立し、そして翌年、教育勅語がつくられます。その勅語ができた直後に内村鑑三事件が起こるわけです。

内村鑑三事件というのは、そういう意味では帝国憲法下の精神の自由というものがいかにいびつなものであったか、その自由が許されていないか

たかを端的に示す事例であります。そして、その当時の内村の思想というのは、御存じのようにキリスト教徒ですけれども、同時に彼は愛国者でもありました。自分は二つのJだ、ジーザスとジャパンなんだということをいつも言っています。同時に、君が代は天皇をたたえる歌であり国民の歌ではない、国歌ではないんだということも彼は言っていました。

そういう問題を含めて、この思想、信条の自由、さらにその後の思想弾圧の歴史を考えれば明白なことですけれども、大学人も多く大学を追われるわけですが、その反省に立って十九条が生まれたということを大事に考えなければいけない。これは実は教育の問題と深く関係しているわけで、この教育における内面の自由の問題、精神の自由、そもそも教育というものは、精神の自由を大事にしなから、その理性を育て、感性を豊かにするというのが教育の目的であるわけでありますけれども、その仕事に教師はどういう責任を持つかという問題がそこでまたかかわってくるわけ

です。先ほど途中で時間が参りましたけれども、教師の仕事について書かれているものは教育基本法六条の学校教育の条項とさらに学校教育法の二十八条の規定というところになるわけでありますが、この二十八条に「教諭は、児童の教育を掌る」という非常に簡潔な表現がございます。これは、教育法学的に言えば、教師は教育の専門家としてその内容や方法に関して責任を持つことができるんだ、責任を持たなければならぬという条項でもあります。その前の方には、「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する」というふうになって

いるわけでありますけれども、この教師の規定に関して言うと、実は国民学校令では「訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌ル」、こういう表現だったわけです。これが戦後の改革によって「学校長ノ命ヲ承ケ」というのが消されたわけです。

この「教諭は、児童の教育を掌る」、これだけで端的なんですけれども、それは何に對する否定

としてこれが出てきているかというと、「学校長ノ命ヲ承ケ」という、つまり職務命令に従わなければならないという教育観ではなくて、教師の責任、その専門性をかけた責任、教育の自由というもの保障されるんだ、そういう中身として私たちはこの学校教育法二十八条の条文というものを読んでいくわけです。

ですから、一九四五年の変化というのは、教育の面での変化、大きく言えば精神の自由が確立してくる、そして教育の自由も確立してくる、教育は一般行政とは違った教育の独自性、それは子供の精神発達、精神の自由を保障するという大きな責任を持っているわけですから、行政命令だっただけでもやらなきゃいけないというようなことではないので、その職務命令が本当に憲法に違反するような内容であれば、それは拒否しなければならぬじゃないかという問題を含んでいるわけ

です。ですから、今日の問題ということでは、子供の内面の自由の問題と教師の思想、信条の自由の問題、しかもそれを職務命令というところになると、教師は本当に二重の意味で自分の思想、良心に反することもやらなければならない、しかもそれが子供の内面の自由を侵すことになるような行為をやらなきゃいけないという意味で、二重の苦しみ置かれてくると、だから教師は大変なんだということになります。それができないのは教師になるなと、そういうことではないんです。か、日本の将来は。そういうふうに私は思っております。

○畑野君校君 そういう点では、今、学習指導要領の入学式、卒業式などで国旗掲揚、国歌斉唱を指導するものとするというふうになっていることが問題になっていると思うんですが、その戦後という点で、教育のあり方、指導とは何か、そういう点はどんなふうに戦前と変わってきたんでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) ですから、これも戦前との違いを意識しながらでないかと、戦後の新しいシ

システムとそれが支えている理念もわからないということになるんですけれども、教育内容の行政に關していえば、戦前、国定教科書のもとに置かれていた教科書制度が検定というふうになんか大きく変わるということなんです。そして、その検定も誤記、誤植を中心にした検定であるということが初期には言われていました。

さらに、学習指導要領に關しても、これは教育の内容に關する参考文献なんだ、これからは教師がその内容を自分で構成していく、そのための参考にしなければならぬ、これが学習指導要領の総則編、一九四七年に最初の学習指導要領が出るわけですけども、そういう書き方がされていたんです。そして、「試案」というふうに書かれていた。これが一九五八年の指導要領改訂のとき、その試案が落ち、そして法的拘束力を持つという解釈が加えられるようになったといえます。

そのこと自体が実は大問題だったわけなんです。その後、教科書検定が強化され、国家がいわば中性の保持者として何が偏向しているかを裁くという仕方での国家の復権ということが出てくるわけなんです。私はその時代を国家の復権というふうにとらえているんですけども、そういう中で現場と文部省の關係が非常に厳しいものになっていくということになるわけです。

さらに、学習指導要領のことでもちょっと申しますと、五八年の学習指導要領の国旗・国歌問題は、どういう書き方になっていったかというところ、「国旗を掲揚し、君が代をせい唱させる」、そういうふうになっていったんです。つまり、五八年段階では君が代はまだ国歌と表現されていなかったわけなんです。それがその次の改訂で国旗・国歌となり、そして五八年には「望ましい」という表現であったものが八九年にはそれを「するものとする」ということで、法的にこれは義務があるんだという仕方です。それから、教育の面での慣行云々というふうなことがありますが、これは慣行自体が相当

に戦後の時代を見たって変化しているわけなんです。慣行が定着しているとはとても言えない。つまり、君が代が国歌というふうになんか出たのはいつからかという問題を含めて、これは指導要領の変化があるわけなんです。「望ましい」からそれを歌わなければならないという義務づけに至る過程というのは非常に大きな変化があるわけなんです。

そして、現場が混乱し始めるのはこの八九年の指導要領が大きな転機になります。その前、八五年に文部省はどこまで全国的に実施されているかという調査をするんです。調査をやり、そして指導要領を定める、このことで現場は非常に混乱が深まってくるということなのであって、言うなれば十年前のことなんです。戦後、延々と教育者たちが国歌を批判していたからというふうなことは違ひないです。

その辺のことをぜひお考えいただきたいし、その混乱を救うために法制化する、それは混乱に輪をかけてるだけではないか。むしろ、学習指導要領の法的拘束力というふうなものをなくす、さらに学習指導要領の中身そのものを変える、そういうことによつて現場の混乱は救われるのであって、指導要領を何かしきの御旗みたいな、指導要領に書いてあるからという議論は非常におかしい。そして、おかしいから法制化しようということになつてくると、現場にとつてはますます混乱が広がる、矛盾が広がる、不信感が広がる、こういうことではないかというふうに私は考えています。

○理事(澤手正正君) もう時間が来ております。○畑野君枝君 高橋先生にも伺うつもりでしたけれども、時間が参りましたので、両先生、きょうは本場に参りがとうございました。○山本正和君 きょうはお二人の先生、御苦勞さまでございます。

〔理事澤手正正君退席、委員長着席〕

まず、高橋先生は感性教育ということが専門家でありになるんですが、私は先ほどのお話を聞いておりました。法制化をすれば教育現場の対立を解消できるというふうなお話がちょっとあった

と思うんです。

私は教育という仕事は、本来は法律でもって規制し、あるいは職務命令でもっていろいろなことをやらせていくということは本当はなじまないと思うんです。

そして、きょう出席している国会議員の皆さんも大体みんな戦後教育を受けた方ばかりなんです。私は大日本帝国の教育を丸々受けた、兵隊検査まで。だから、ちょっと違うんですけれども。

私が自分ですつと記憶するのは、昭和三十五年あるいは四十年ごろまでの小中高を卒業した人たちは割合におおらかに育っているんです。大学時代でも割合自由に勉強もしたりあるいはサボったり、いろいろな人がおるんです。昭和三十五、六年までは非常に学校が自由だったと思うんです。金もなかったし、予算はないし、設備は悪いですが、三十五年までは。しかし、その設備の悪い小学校、設備の悪い中学校、プレハブみたいな中学校を出て、そしてやっと大学へ入っても、本当の話、大学の先生も余りよくないんですよ。その時分に卒業した人たちは、実は戦後の日本が大変な勢いで経済成長したときの一番の担い手であり働き手、また思想的にも、あるいは日本の国がこれからどうあるべきかということを一番心配しておられる方々が多いんです。

その時代は、よく言われたのは、日教組が物すごく巨大で、それがいつも文部省とけんかばかりしておつて、それが悪かったんだ、こういう話があるんだけど、日教組が巨大なときに、力が強いときに卒業した人たちがみんな大体この年配なんです。今の二十代、三十代前半の人は日教組が弱くなってから、がたがたになつてから卒業した方が多くなっている。大変に私は不思議に思うんです。

ただし、そこで言いたいのは、今の子供の問題で、子供たちのマナーが悪いとか学級崩壊とか、それから大学が勉強せぬ学生の集団だとか、このごろ盛んに言われているんです。しかし、そ

れを直すために国が学校教育かくあるべしという法律をもつてやったらできるといふふうには私はならないと思うんです。

一番大事なのは子供のときの感性です。おぎやあと生まれたときからの。親がどうあるべきか、教師がどうあるべきかということだと思ひます。

そこで、私も高等学校の化学の教師を昭和三十年代までやつたから、昔の学生、高校生を思い出してもいいんですが、その中で高等学校がなぜあれだけもあるんだ、特に広島の場合、私は広島の場合には確かに一つの問題があると思うんです。例えば、部落解放同盟という非常に強力な団体があります。その中で、組合もいろいろな意味でその解放同盟との協調もあるでしょう、教育委員会もあるでしょう、いろいろなあったんですね。その中で起こつた対立なんです。これは、いわゆる広島的な条件が非常に重なり合った中で自殺者が出た、こういう問題だと私は思っているんです。

ですから、法律をつくらうと、要するに君が代は国歌であり日の丸は国旗なんだと法律で決めた、だからこれで反対論はなくなるでしょう、したがって対立は解消したから学校現場は楽になりますよというふうには私はならぬと思うんです。そんなことじゃないと思う。

本場に校長と教員が話し合つて、一生懸命自分たちの学校でどうしたらいいか生徒とも話し合いをして、まさに感性をお互いにぶつけ合つて、そこで学校教育、学校運営というのとは違って私は思っているんです。だから、法律をつくらうとこれで対立は解消するとか、混乱を解消するために法律をつくるなんという、こういう理屈を言われると極めて非教育的に私は思ひます。

そういう意味で、感性教育をおやりになつた専門の立場から、先ほどの御発言は恐らく真意はそうじゃないだろうと思ひますけれども、その辺のことをちょっと説明していただきたい。○参考人(高橋史朗君) まず、法律万能主義というのとは私もうなづかぬところがございます。ですか

ら、きょうの私の意見陳述の最後で、あくまで法制化というのはスタートラインに立ったんだというところを申し上げました。これで一気にすべてが解決するとは全く私は考えておりません。

今、学級崩壊とかいろんなマナーの問題もおっしゃいましたけれども、私も学級崩壊の問題にたくさん取り組んでおりまして、学級崩壊から立ち直っている学校を回っております。まず校長と教職員が一致団結をするということが第一条件なんです。やはりこの日の丸・君が代問題で必ず入学式、卒業式で対立するというのが五十年続いてきたわけなんです。そのためには、先生方が一致結束すること、そして校長、管理職と教職員が一致結束すること、そのことが実は学校を一変させていくとても大きな影響力を持つわけでございます。

ですから、法制化によってすべて解決するというものではございませんで、あくまでスタートラインに立つて、校長先生及び教職員の本当の一致結束というものがより図られるスタートラインに立つて、やはり信頼関係というものがまず学校という職場に取り戻されなければ、これは学級が荒れたり子供が荒れるのは必然の問題でございまして、何としても、とりわけ校長、教頭、そして教職員、これが一致団結するという場づくりをする必要がある、法制化はその第一歩になるのではないかと。あくまで第一歩でございまして、何でも法律で決めればよいという発想には私は立たない。

○山本正和君　そこで、これはどう言ったらいいんでしょうか、学校というもののあり方、私も実は一九四九年から高校の教員をしていんだけれども、当時、宿直制度があった。校長等が若い教員が泊まったら一緒に泊まってたこともあった。いろんな話もした。それから、先輩ともいろいろ話もした。酒も飲んだ。当直室で。今だったら当直で酒を飲んだらすぐ首です。ところが、酒を飲むながらやっているところへ生徒がどんな来るわけですか、わあわあ言いながら。そういう時代を私は振り返るんです。

そうすると、おい、おまえ、ベスタロッヂを説んだかと、こう来るわけですか。ベスタロッヂって何だか、こうやった。それから、教育書について読んでみていろいろ議論してみたい。だから、戦後教育を何もみんな知らないわけだ。何にも知らない教師が戦後教育を始めた。そこで初めていろいろな勉強をしながらぶつかり合った。それから、岩波が出した教育という講座本があった。それをみんなで読んで、ああだこうだ議論してみたり、おい、民主主義って何だというふうに議論しながらやったんです。本心に自由な空気だった。校長と教職員が。それは大日本帝国の教育を受けていれば、こうしなさいと言われたらばっと起立しますよ、我々は。しかし、一杯飲んだら、こら、何だおまえは、おやじ、こう言ってるやう合ったんですね。そういう中では、学校で職務命令という感覚があつたときはなかった。

しかし、そこへ何が起ったかといったら、政治の世界が逆に教育をかき回したんです。どちらが余計選挙で当選するか。当選するのに教員組合が選挙運動をやった困るからぶつづせと、こんなことも片一方で思う。また、選挙する方は勝たなきゃいかぬから、今度は自民党の悪口を一生懸命言う。いろいろ始まりますよ。政治が逆に教育に介入して混乱したというのが戦後の教育だと思ふんだ、実際の話は。

そういう中で、今私がここで心配しているのは、学者の皆さんは、要するに教育学の立場あるいは法学部の立場、いろいろおありになると思うんですが、本当の意味でそういう政治というものが教育に介入した場合に何が起るか、学問的に皆さん一番よく知っているはずなんです。その立場からいろんな提言をしていただけないだろうか。私は思っているんですが、特に先生、専門の感性教育ということからいえば、子供に及ぼす大人の影響、子供は必ず父親の背中を見ている、お母さんのおっぱいを見ているんです。その中で育つてくる。その子供たちが一体どうなるかということとを考えると、今ここで私が一番怖いと思っているのは、法律でもって教育を支配するという

思想が生まれたらこの国は滅びるというふうに私は思ふんです。

先生は特に感性教育という立場だから、その辺の問題についてひとつ御意見を聞かせたい。だいたいと思ふんです。

○参考人(高橋史朗君)　法律によって何でも決めるというこの誤りは私も先ほど申し上げたとおりでございます。

私は、感性教育ということをいろんな著作物でもいろいろとやっているわけですが、それは、これは一つは、日本の文化といえますが、なぜ今学級崩壊が起きているかという根本とも関係してくるのですね。例えば皆さんもお感じになつておられると思いますが、電車の中で化粧をした、私、先日、西日暮里でしたか、駅を歩いておりましたら、階段の真ん中に女子高生が三人座つておりました。またを上げてお化粧を同じスタイルでやっていたわけですね。前から後ろからも通っているんですが、だれももちろん注意もしませんし、本人たちも意に介さない。それは、今までの世界で行われていたことが公にだんと出てきて、つまり公という意識がどんどんなくなつていく。あるいはジャベタリアンという言葉もあつて、ちで聞かれるようになりましたが、上と下を区別するということ文化感覚といえますが美的感覚といえますか、そういうものが崩れ始めている。私も戦後生まれでございまして、文化を受け継ぐという視点が、自覚が欠けていたんじゃないか。

ですから、感性教育というのは、例えば日本人は里山、ふるさととして山を見るという感性を持っております。あるいは奥山、山を利用するけれども必要以上には踏み込まないという自然との共生という感性を持っております。あるいは残しガキ、初冬に鳥が飢えてしまわないようにカキを残しておくといい自然との共生。そういう日本人が持っていた心といえますか、本居宣長は「敷島の心和心を人間わば朝日におう山桜花」と言いましたけれども、その心というものを我々は失ってしまったんです。特に高度経済成長とともに

にみんなが豊かさ、便利さ、快適さに突っ走ってしまった。そういう文化を貫いていた心をです。

これは西岡常一という法隆寺や薬師寺の宮大工の棟梁がおりまして、先生方が奈良や京都に修学旅行に連れてきて何と言っているか聞いてみると、法隆寺は千三百年の歴史があつて古いからと、いんだと言っている。古いからと、いんだと道端の石ころは何億年の歴史がある、こう言っているんです。

そういうことじゃなくて、伝統を貫いている生きた知恵を伝えてもらいたい。つまり、文化というのは単なる形ではありませんで、それを貫いている心があるわけでございます。その心、まさに感性でありまして、それを取り戻すということが求められていることだと私は思っております。

ですから、それは法律によって何でも解決しようというのとは全く相反するところでございます。

○山本正和君　もうあとちょっとしかありませんので、堀尾先生にお伺いしておきたいんです。私も、実は特別権力関係という言葉を使ふに、何十年ぶりに聞いて昔を思い出しました。勤務評定反対闘争というのが昔あつた。先生を勤務評定して、校長が五段階でつけて、だれだれ先生はAで、だれだれ先生はBでCでDでEと点数をつけるという問題があつて大騒動になった。そのときに、校長と教員の関係はどうかということをもぐつて今の特別権力関係という話が出てきています。大げんかした記憶があるんです。

ところが、結局その勤務評定の問題は今全国的におさまつてしまつて、そういういわゆる企業や競争しなければいけない社会における人間関係というものは学校現場になじまない。だから、勤務評定という制度はあるけれども、それは点数をつけてやるべき筋合いのものじゃない。お互いの欠点や短所はお互いに出そう、長所は長所を出そうということに切りかえようということで、ほとんど今いわれる勤務問題というのは学校現場でおさ

まってるんですよ、大部分のところは。おさまってないところもありますよ。

だけれども、そういう中で、私が一番心配するのは、教育法学会、その先生方がいろんな過去の、戦後の教育のいわゆる現場におけるさまざまな紛争やあるいはそこから生まれた法律関係や何かを一遍整理していただいて、本来、学校におけるそういう法律関係は何なんだということを整理していただきたいというふうに思っているんですが、その辺も含めまして先生の御感想をお聞きたいと思っています。

○参考人(堀尾輝久君) 山本さんの言われたこととはほとんど同感です。

そして、最後に出された課題に関しても、教育法学会では随分研究蓄積もあるんです。そういう文献もたくさん出ています。それは今、文部省がやろうとしている発想とは大きく違っているというところは私はその専門家集団に属する一人として危惧しているものです。

さらに言えば、先ほど教育学会会長の見解というものをお話ししましたけれども、私が実は昨年まで会長をしていました。今、寺崎会長にかわっているんですけども、研究者集団がどういう思いを込めて今の事態を見ているかということが書かれていますので、ぜひ御参考にしていただきたいと思うんです。

そして、あるべき学校の雰囲気、関係というものは、校長と教師が対立するのではなくて、本当に教育、子供を軸に切磋琢磨し合う。そしてその上で、校長は教育者としての見識を持って、識見を持ってリーダーシップを発揮すべきだ、私はそう思っています。

ところが、この業務命令云々というような問題でいえば、結局、校長を教育行政官にしてしまうということですね。教育行政と教育の基本的な関係というものをどう考えるかというのが戦後改革の一番大事な問題だったわけです。先ほど山本先生が言われましたけれども、三十五年ぐらいまではうまくいっていた。それは自由の雰囲気があった

たからです。そして、教育行政の責任というものも、自由な雰囲気を出したのが教育行政の責任だというふうに戦後は解釈されたわけですね。

ところが、その勤務評定も一つの大きな転機ですけれども、教師は行政に従わなければならない、命令に従わなければならないという考え方がまたまた出てきている。勤務評定は終わったというように言い方をされましたけれども、実は東京都では新しい勤務評定問題というのが非常に深刻な問題になりつつあるんです。ですから、本

校長と教師が自由に子供の問題、教育の問題で意見を交換し合うような関係ができなくなっているというところが非常に大きな問題なんだというふうに私は思っています。

感性的な問題が重要であるというのは、私も全くそう思っています。

○山本正和君 時間が参りました。

どうもありがとうございます。

○扇千景君 だんだん時間がたつてまいりました。あと二人でございまして、恐縮ですけれどもおつき合い賜りたいと思います。

お忙しい中をお出ましただいて、貴重な御意見をいただいたことにまず感謝申し上げますながら、二方の先生にお伺いしたいんですけれども、国旗・国歌というものが極めて重要な性質と役割を持っているという基本認識は共通のものでしょうか。まず高橋先生から。

○参考人(高橋史朗君) どういう意味ですか。

○扇千景君 基本認識として、それを持ってい

でしようかということですね。

○参考人(高橋史朗君) はい、持ってい

ます。

○扇千景君 堀尾先生、いかがでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) 私も繰り返して申し上げましたように、その重要性というものはもちろん考えています。

○扇千景君 ありがとうございます。

知識人の皆さん方でいろいろ御意見があるように思いますが、私は今、基本認識が同じだと

のお二方のお言葉を聞いて大変うれしく思うんです。

基本的には、国旗・国歌に一定の敬意を払うというのには私は国際社会の最低のマナーだと思わなければならない、その件に関してはいかがでござい

○参考人(高橋史朗君) 当然のことだと思いま

す。

○参考人(堀尾輝久君) 私もその点に関しては当然なことだと思

います。

○扇千景君 こういう基本的なことで共通の認識をいただくことは、私はすごくうれしいことだと思

います。

それでは、先ほどから参考人のお二方の意見を聞きますと、全く違った意見のようにも聞こえるけれども、基本的には一緒なんだけれども、それは認

めるけれどもこれだからだめというふうにも聞こえますので、その辺の整理をちょっとさせていた

きたいと思

今、二つの点に関して共通の認識を得たことは私は大変ありがたいと思

うし、また日本人であればそうあるべきだと思

います。

大百科事典というものがございまして、大百科事典を信じるか信じないかは別でござい

ますけれども、大百科事典には、国旗は、国の主権を象徴する神聖な性質を付与されている、国歌は、第一

の機能は他国に対して自国の独立性を示すことであり、第二の機能は一つの国の内部的結束を強化することであるというのが今の大百科事典に載っている国旗・国歌なんです。

このことに関してはどういう御意見をお持ちでしょうか、高橋先生。

○参考人(高橋史朗君) 私は同じ認識でござい

ます。

○扇千景君 ありがとうございます。

お話を伺っております。国旗・国歌はいけれども、日の丸・君が代は侵略のシンボルであるということも言われました。ある時期にはそうであったと思

います。シンボルとしての国旗を上げ

て戦争の先頭に立った人もいます。けれども、シンボルであるから国旗・国歌反対だとおっしゃるのであれば、他の国において日本が侵略した中で日本の統制によって日本語を教育した場所もあるわけですね。そうすると、日本語も侵略のシンボルであったと言いかえれば言えなくはないんですけれども、堀尾参考人はその辺はど

う御理解なさいますか。

○参考人(堀尾輝久君) 私は、国旗・国歌の問題と日の丸・君が代問題は区別して議論すべきだとい

うことを繰り返して申しています。

それから、国旗・国歌に関しても、国際社会での国のあり方というものが問われているんだという

ことも申しました。その上で意見が同じとおっしゃるんだ

したら、私もそれでよろしいと思

すけれども。

そして、私は侵略のシンボルだったからいけないという議論をしていません。少なくとも日の丸

に関しては戦前、戦後を通して日本の国というそのシンボルたり得るだろう。しかし、戦前はまさに侵略のシンボルでもあった。戦後は違ったシン

ボル、平和主義のシンボルとしての新しい日本のシンボルたり得ないかどうか、ぜひそうしたいというのが私の個人の意見です。しかし、そうでない意見もたくさんあるわけで、それがどうなるかはわかりませんけれども。

君が代に関しては、先ほど自国の独立性と内部的結束を強化するとい

うふうにおっしゃ

しました。事実を引かれて。しかし、君が代が果たして日本国民の内部的な親密感を強化する歌であるかどうかというの

は、先ほど申し

ましたように、その歌の意味に即して考えれば決してそんなこと

はない、逆に対立を生むだけだとい

うふうに私は思

っています。

○扇千景君 それぞれ個人の思想、信条というものは私は憲法にも保障され、また教育基本法、おっしゃるとおりだと思

いますけれども、少なくとも私がきょう伺いたいと思

いましたことは、今の教育の現状というものを

見たときに、果たし

て戦後五十四年間の教育が正しかったんだらうか、あるいは欠けた部分があったのかと。だから、こういう今の広島のようなことも、教育現場がこの国旗・国歌ということによって争われる現状であるということが私は今大変悲しいことだと。それが戦後教育の欠けている部分ではないかなというふうに私は思っているんですけれども、そういうことをしないために、反省すれば、戦後教育の五十四年間何が欠けていたのかなということに帰着すると思うんです。

高橋参考人は先ほどアメリカのG.H.Q.の話をなさいます、伝統を尊重するということが切られたんだというお話がございましたけれども、おっしゃるとおりで、昭和二十年の末にG.H.Q.により修身が廃止されて道徳教育は教育現場から今日まで空白になったというのはそのとおりであらうと思います。私は、昭和三十三年に道徳教育の時間が設けられたんですけれども、その当時日教組によって反対闘争の道具に徹底的に使われて今日に至っていると思います。

少なくとも私は、道徳というものが、悪い部分は別として、いい部分は、伝統を守るあるいは日本の文化を守るといふ意味でも現場で先生方がきちんと指導しているのではないかと、あるいは戦後の教育の中で欠けている部分は一つはその部分でないかと思うんですけれども、高橋参考人の御意見を伺いたいと思います。

○参考人(高橋史朗君) きょうの意見陳述の中でも申させていたいただきましたけれども、どの国の教育の目的にも、一人一人の子供の内在価値を開発するという側面と、その文化を受け継いで国民を育成するという側面がございます。戦後教育に私は後者の面が欠けていたんだと思っております。とりわけ、今道徳のお話をされましたけれども、実は戦後公民科という科目をつくろうとした時期がございました。それは、戦前の行き過ぎたところは否定をして、そして守るべきものは受け継いでいく、つまり是非々々でその連続をさせようとしたわけでございますが、そこに断絶が起き

たのが占領下における悲劇でございました。

私は道徳というものを戦後の教育の中で重要視しておりますけれども、ひとつ道徳というものはなかなか知識で教えられるものではないと思います。私は流汗悟道というのを北海道家庭学校という教育院から学んだんですが、みずから流す汗を通して道を悟る、そういう体験を通して深い価値に気づかせるという、そういう新しい道徳教育が求められているんじゃないか。今全国で、兵庫県のトライヤル・ウィークを初めとして、地域の体験活動が子供を大きく変えておりますが、そういう新しい道徳教育も模索する必要があるのではないかと今思っております。

○属千景君 私どもは、よく海外視察の機会を得まして海外に出ることがございます。外国の国会議員によく聞かれます。あなたは宗教は何ですかと言われます。私が、日本の場合は個人的な宗教は皆さんわからないけれども、私たち日本人の一般は、子供が生まれると神社に行ってお宮参りをする、結婚式のときには教会へ行っておキリスト教で結婚式を挙げる、亡くなるとお坊さん呼んで仏教で葬式をすると言いますと、ほとんど外国人はびっくりした顔をします、理解ができません。こうおっしゃいます。私は、これも一つの日本の文化だろと思うんです。ですから、外国人の先生方とつき合ってその話をすると、冗談じゃない、日本人は何を考えているんだんて言う国会議員の先生方もいらつしやるんですけれども、それも自由なんだし、しかも個人の信条も宗教も、憲法にのっとって今の日本の自由な体系のあり方というもののその一つ、今の戦後の文化になつていくというふうに外国人が理解してくれべきだろうと私は思っています。

そういう意味では、私は、戦後の大変自由な民主主義というものが、これ一つとってみても、外国人に、ああ、日本は変わったな、フリーなんだな、本当に民主主義なんだなというふうにとられているんですけれども、はてさて、それが教育現場ではいんだらうか、義務教育というものはな

ぜ義務がついているんだらうかということに関して、高橋参考人から義務教育というものの考え方をお伺いしたいと思います。

○参考人(高橋史朗君) なぜ義務なのかという問いでございます。

これは、よく不登校児がどうして学校に行かないかという問い、こういう問いを発するわけでございますが、それは、私が先ほど申し上げましたように、一方においては一人一人の個性というものを開発するという側面と、もう一つは国家、社会の形成者としてのつまり国民を育成するということが義務教育の義務たるゆえんでございまして、先ほど宗教の問題も出ましたけれども、老病、死ということをも日本の教育は避けてきたと思っております。

臨床の知恵という言葉があるんですけれども、弱さ、もろさ、そういうものに心を砕くという、そういう中で子供たちに生きるということを考えさせていく、実感させていく、そういう教育が求められておりまして、不易な価値と流行の価値と言われますが、時代や国を超えて変わらない不易な価値というものをきちっと踏まえて教育をしていく、そしてそれを国民を育成するという観点から思っております。

○属千景君 私は、今の社会状況の中で子供の状況をみますときに、これは先生だけではない、我々、世代を超えた母親というものの生まれたときからの教育のしつけのあり方、母親の信念、自分の子供をどうするか、自分の子供を預けて学校の先生をどう信用するかという、今の社会情勢の中での母親の思想、信念というものが少なくとも子供たちの現場の混乱の一翼を担っているのではないかと。もっと母親が自分たちの先生を信頼し、学校を信頼できるように教育現場になることが私は前提の一つであらうと思っております。またそれを容認する母親の心構えなり母親の教育というものが戦後崩れてきているんだらうと思っております。きょう、両先生においでいただきましたので、

二十一世紀の教育のあり方ということでは、まず先生方を教えるという立場にあられる先生方に、教師の先生方に現場が混乱しないように、また母親が先生を信頼し得るような先生の育成というものにも今後ぜひ御協力いただきたいという御要望を申し上げます。

○山崎力君 最後でございます。おつき合いのほど両参考人にお願いたしたいと思います。

今回の国旗・国歌法に絡んで教育問題が極めて関連しているということで両参考人においで願ったと思うんですが、同僚議員、それから午前中の参考人の先生方からいろいろ議論を聞いていて、この問題、すなわち国旗・国歌と教育問題に関して私が得心がどうもいらないというところがございます。これは申しわけないんですが、高橋参考人の考え方というのは、それはそれとして一つの流れとしてわかるんですが、堀尾参考人のところで、理論的にわかる場所があるんですが、どうもつながらない。

そのところで、申しわけないんですけども、ちょっと個々の形で質問させていただきたいと思っておりますが、法理論的にいいますと、日の丸・君が代は国旗・国歌なのかという問題がございまして、これを今回実定法化する、法制化するということで問題になっているわけですが、慣習法的にもうある程度確立されたものだと。どこまで慣習法というものの性質、これは慣習法の問題だけではなくとも相当問題になるわけで、議論は進めませんが、少なくとも実際のには、戦前においてはこの二つは国旗・国歌であったんだらうということは実態的にまず間違いない。

その後、いろいろな議論の中で、戦後、これがいつの時期かは別として、片方は慣習法でずっと残っていたんだという議論です。今の反対論の方々は、戦後のいつの時点かにおいてこれは国旗・国歌でなくなったんだという考え方があって、その考え方が教育現場において激突してきた歴史をずっと繰り返してきた。ある意味ではそこが鎮静化されたと思つたのが、ついこの間また広島で

出てきたということが一つのきっかけに今回なったという事実の把握というものに関しては、堀尾参考人、いかがお考えでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) 戦後、国旗・国歌がどういうものだったのかという御質問です、日の丸・君が代は国旗・国歌でなくなったのかという。

その問題に関しては、なくなったという処置がきちんとされたわけでもありません。問題は、日の丸に関しては、先ほどから申していますように、日本の国というものが続いているその象徴たり得るであろうという形で、例えば私は学生にこの前も聞いたんですけれども、日本の国旗・国歌は何だと思いますか、それは日の丸・君が代だと思いますかというふうに聞くと、過半数は手を挙げたんです。つまり、それが国旗・国歌である、日本の国旗・国歌は何なのかと問われたら、とりあえずはそう答える。

しかし、ではあなたはそれに賛成ですかと言うと、ちょっと待てよというふうになる。そして、法制化はどうですかと言うと、ますます数が減る。これは世論調査だけではなくて、私が学生に聞いたら本当にそういうふうになっていくんです。だから、とりあえず国旗・国歌と尋ねられれば、それは日の丸・君が代というふうになるだろう。

しかし、果たして日の丸・君が代が国旗・国歌にふさわしいかどうかという問いをしなくちゃならない。日の丸に関しては、過去の歴史をきちんと心に刻むということを通して日本の国の象徴たり得るだろう。しかし、君が代に関しては、先ほど私は憲法一条を引きましたが、この一条というのは天皇は象徴でしかないという位置づけなんです。その象徴でしかないという天皇を、国民統合の象徴で、そしてそれはそのとおりなんだけれども、国歌として歌わなければならないのかという問題は当然出てくるだろう。だから、それは国歌としてはふさわしくないのではないかという意見が出てくるわけです。

も使われている限りにおいて、とりあえずそれは国旗・国歌として使われているんだというところは当然認めざるを得ないということになるんじゃないでしょうか。

○山崎力君 今の御説明ですますわからなくなるわけですね。そういうことだから、この問題というのは本当に難しい問題だと思ふんです。

国旗・国歌があるかないか、その事実認定はしなきゃならぬんです。国民として、好き嫌いがある人もあるんですけれども、我々の周辺にいる多くの人は、いろいろ好き嫌いはあったとしても、国歌が君が代だろう、国旗が日の丸だろうという人が大部分、五割以上、感覚からすると大体戦後一貫して七割くらいの方はまあそうだろうと、いい悪いは別として。そういうふうに私は感じておるわけです。

それでは、もしそうでないと裏返せば、日本は国旗も国歌もない国なんだということにもなるわけですね。もし日の丸が国旗でなく、君が代が国歌でないとするならば、今の我々の日本は、戦後ある時期からの日本は、国旗も国歌もない国家だったんだということになるわけです。その事実を認めた上で論を立てるといふのも一つ考え方としてはあると思うんですが、その辺をいまいちにしたまま議論を立てて、しかも学校教育の現場においてやってきた、そういった教師の考え方、思想の背景には何があるんだろうというのが私にはわからないわけです。

要するに、日本の国旗は日の丸であり、国歌は君が代である、それに反対である、あるいは法的な根拠がないからそれは認めない、だから卒業式とか入学式とかで国旗・国歌のようなことをやるのはけしからぬ、これはそれで一つの考え方だと思ふんです。だけれども、そうなのか。

確かに日教組はかつて日の丸を上げることすら反対した時期がありました、経過的にある。だから、その辺を教育の場で国旗・国歌をどう扱いどう教えるか、あるいは日本の国、世界の国家というもののうちで国旗と国歌の位置づけをどうやるか

ということ、先生、プロであり、このところ現場に任せるべきだというふうに先ほどの教育学会の人のおっしゃっているところが明確に国民に伝わっていない。そこに私は国民に対して教育界の戦後の一番の問題点があったんじゃないかというふうに思ふんですけれども、堀尾参考人のお考えはいかがでしょう。

○参考人(堀尾輝久君) おっしゃいましたように、この問題が複雑であるためにわかりにくい、わからないところがたくさんあるわけです。ですから、そういう状況の中でそれを押しつけることがどうなのかという問題が出てきているわけですね。さらに、法制化するというのはどうなのか。

先ほど申しましたけれども、学生たちに聞いても、多分国民の皆さんに聞いても、日本の国旗・国歌は日の丸・君が代だと認めますかというふうにとりあえず聞けば、それはそうでしょう。あなたはどうか考えますかといえ、それは意見が違ってくる。さらに、日の丸・君が代も決して同じじゃないという、これが国民の意識を反映しているわけですね。

なぜそうなるかというと、それは象徴性の問題になるわけですね。戦前、戦後をどう考えるかという問題があるわけですね。その中には、戦前の侵略の事実をどう考えるのか、さらに一九四五年以降の大きな日本の国の仕組みの変化、そして原理の転換、それをどう考えるのかという問題があるから、果たして君が代は国民主権の国家、そして平和主義の国家にふさわしい歌なのか。国民統合の象徴なんだけれども、象徴でしかないという意味での天皇をたたえる歌をなぜ歌わなければならないのか、我が国というふうになぜそこだけ言わなきゃいけないのか。例えば、平和憲法を持つ我が国というふうになぜ言えないのだろうかというところがやはり意見が分かれることになるんじゃないでしょうか。

○山崎力君 その議論というのは耳には入りやすいんだけど、私は、先生に対して申しわけない言い方ですけども、教育界に対して不信を持っています。その議論というのは成り立たないと思ふんです。

その理由は、その議論は高校生、大学生を対象としての議論であれば成り立ちます。しかし、国旗・国歌というのは、普通の国においてでも我が国の国旗はこれである、我が国の国歌はこれであるというのとは恐らく小学校段階あるいは中学校段階で教えているわけですね。そういった中で戦後、戦後のことの歴史的な背景云々かんぬんなんというのは子供たちに教え切れません、大人ですらわからないようなことを。

ということ、私の考え方とすれば、一つの国家意思として子供たちに国旗・国歌をどう教えるかということ、当然のこととして早い時期の間に結論を出していなきゃいかぬはずだ。国家として成り立つ以上、いわゆる講和条約が成立した直後くらいにやらなきゃいかぬ。ということをやったことがなかったという点に関して教育界として結論を出してこなかった。日の丸・君が代反対だという結論でいくんだというならそれでもよかったんですけれども、それを一つの校長の国旗掲揚、国歌斉唱の問題の組合活動にすりかえてきたということがあるんじゃないか、そのことに對する反省というものが教育界に不足しているんじゃないかというふうに私は思ふんですが、そういう考え方は、堀尾参考人、いかがお考えでしょうか。

○参考人(堀尾輝久君) 教育界のと言われましたが、とにかくその問題は日本国全体、国民全体の間で実は意見も分かれていて、だから教師もまた、その意見も分かれるし混乱もしているということがあります。

それからもう一つ、講和条約の後、そういうことは決着をつけておくべきではなかったかと。それも私もそのとおりだろうと思ふですね、どういう決着がつくかなんですけれども。

そして、問題は、国旗・国歌を現場にどういう形で押しつけてきたか。つまり、日の丸の掲げ方

も、歌い方も含めて、画一的に強要する形で、先生たちがせつかく自由な雰囲気のもとで自分たちの教育実践の出発であり最後である式典をどうつくるかという、そういう発想自体を押しつづけるような形で強行されたことに対して教育界は反発している、こういうことなんじゃないでしょうか。

○山崎力君 私は、今までの経過から見ても、残念ながらそれはとらえておりません。そのところの把握の仕方が、事実認定の仕方が違うんだろうと思います。

ですから、そういった点で、この問題でいけば、議論が足りないというのは、それは確かに一般の人はこんなことをいつも考えていませんよ。問題があるとすれば、この間の世羅高校の校長さんの自殺からです。しかし、これは我々の資料にもあるとおり、何年も前に中学校の校長さんが自殺したという例もあるわけで、そのときにやろうと思えばできた。いわゆる大きな時代の流れでこの問題が出てきた。そのときに、自分たちの意に沿わぬといいますが、危機感はいんですけれども、沿わぬ方向での可決、成立が現実のものとなったということにおいて議論が足りなかったという考え方の人が私はかなりいると。

先生のように、そういうような掘り下げた部分、学問的な問題がある、あるいは実態上の問題があるという指摘はそれとおりかもしれませんが、けれども、それはそれで、私個人の考え方とは若干違うんです。

実定法というのは、衆参の両院で国民の意思の代表が多数を占めれば変えられるんです。そのための議論をしても、本当にするのならばいいんだらうと。ところが、今までのいろいろなことがあって反対がありましたけれども、一たん可決されてから、それを一生懸命議論が足りないんだということとを言っていた人たちが、国民運動、市民運動として、この問題を法律によって変えようという運動が非常に日本において少なかったんだということの問題意識というものも持っていたんだということと逆に私は思っているんです。

そういう考え方について、堀尾参考人、高橋参考人からお考えをいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○参考人(高橋史朗君) 私は、一言で申し上げれば、子供たちは不毛な政治的な対立あるいはイデオロギー的な対立の犠牲者であつたと思っております。そろそろ戦後五十四年でしょうか、そういう中において、曇りのない目で日の丸・君が代を見ていく、そういう心を育てる。歴史の総括や反省はまた別のところでやるべきでありまして、そこを区別すべきだ、そう考えております。

○参考人(堀尾輝久君) 最後だと思っておりますので、少なくとも義務教育に関する考え方は、これは人権としての教育が軸になり、義務教育という觀念自体が戦前、戦後で大きく変わったということだけ申します。それから、戦後、修身がなくなって道徳教育がなくなった、そんなこともないんです。修身が何だったかというところをお考えいただきたい。そして、戦後の道徳教育は先生方が本気に考えてきたんです。そういうことだけ補足させていただきます。

それに加えて、今御質問の点ですけれども、では法制化された場合にどうするのかという、そういう問題を含んでの御質問です。

これまでは法的にもはっきりしていなかった問題です。法律が通った場合に、これほど国民の意識と違つた形で国会で通すということは、私は民主主義に対して大きな問題を残すのではないかと、いうふうに思っています。(まだ通っていない)と呼ぶ者あり) いや、ですから、通すとすればです。それで、その反対をどうするかという御質問もあつたわけで、これをつまり法制化されれば、それに反対する運動というものは多分広がるだろうというふうに思っています。そのことはむしろ不幸なことではないかというふうに私は思っています。

○委員長(岩崎純三君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

上げます。

本日は、長時間御出席をいただき、貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

第四号中正誤

ページ 段行

誤

正

二五 一から終わり

国家

国歌

二六 四〃

国家

国歌